

平成 2 9 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成 2 9 年 3 月 7 日
- ・ 開 会 平成 2 9 年 3 月 7 日
- ・ 閉 会 平成 2 9 年 3 月 1 4 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	上	地	史	隆	7 番	齋	藤	宏	司
2 番	田	中	裕	之	8 番	松	岡	克	美
3 番	原	本	哲	己	9 番	欠	員		
4 番	沢	出	好	雄	10 番	後	藤	幸	太 郎
5 番	品	田	好	博	11 番	深	川		昇
6 番	松	田	信	行	12 番	近	藤	哲	雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長

副町長	産業課長
総合支所長	産業課参事
会計管理者	建設課長
総務課長	建設課参事
総務課参事	地域振興課長
住民課長	住民福祉課長
福祉課長	総務課主査
福祉課参事	

教育長	生涯学習課参事
生涯学習課長	

監査委員事務局長	農業委員会事務局長
選挙管理委員会事務局長	

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

平成29年第1回大空町議会定例会議事日程

第1号 平成29年3月7日（火） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議会運営委員会審査報告
- 日程第3 会期の決定について
(諸般の報告)
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 平成29年大空町議会第1回定例会にあたって（町政執行方針）
- 日程第6 平成29年度大空町教育行政執行方針
- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第8 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第9 諮問第3号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第10 同意第1号 大空町教育委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 日程第12 議案第3号 町道路線の廃止について
- 日程第13 議案第4号 町道路線の認定について
- 日程第14 議案第5号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について
- 日程第15 議案第6号 指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第7号 大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第17 議案第8号 大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第18 議案第9号 大空町老人等短期入所生活介護利用期間弾力化事業に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第19 議案第10号 平成28年度大空町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第20 議案第11号 平成28年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第12号 平成28年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第13号 平成28年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第14号 平成28年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第15号 平成28年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第16号 平成28年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

- 日程第26 議案第17号 平成28年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第20号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第28 議案第21号 大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第29 議案第22号 平成29年度大空町一般会計予算
- 日程第30 議案第23号 平成29年度大空町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第31 議案第24号 平成29年度大空町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第32 議案第25号 平成29年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第33 議案第26号 平成29年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算
- 日程第34 議案第27号 平成29年度大空町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第35 議案第28号 平成29年度大空町下水道事業特別会計予算
- 日程第36 議案第29号 平成29年度大空町個別排水処理事業特別会計予算

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会委員長	相馬隆
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	山神正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	産業課長	佐々木徳幸
総合支所長	菊地教男	産業課参事	中村直樹
会計管理者	丹治健	建設課長	佐薙幸史
総務課長	藤田勉	建設課参事	高島清和
総務課参事	林敏美	地域振興課長	伊藤裕幸
住民課長	山本勝栄	住民福祉課長	平田義和
福祉課長	南部猛	総務課主査	土田康裕
福祉課参事	松川一正		

3. 大空町教育委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

教育長	渡邊國夫		
生涯学習課長	田中信裕	生涯学習課参事	田端久剛

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	熊谷裕幸
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	作田勝弥
------	------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	熊谷裕幸
------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	大槻明弘
主査	石川大樹

以上のとおり報告する。

平成29年 3月 7日

大空町議会議長 近藤 哲雄

諸 般 の 報 告

《平成29年2月27日～平成29年3月7日》

- | | |
|-------|---|
| 2月27日 | 第18回総務厚生・第19回産業建設文教合同常任委員会
第10回議員協議会
第19回産業建設文教常任委員会 |
| 3月 1日 | 東藻琴高等学校第61回卒業証書授与式
女満別高等学校第63回卒業証書授与式
J R問題に係る意見交換会（北見市）
第13回議会運営委員会
第17回議会広報常任委員会
第2回議会広報モニター連絡会議 |
| 7日 | 平成29年第1回定例会 |

(開会 午前10時00分)

◎開会、開議宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから平成29年第1回大空町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において、2番 田中裕之議員及び3番 原本哲己議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

◇議 長 日程第2 議会運営委員会審査報告を行います。

議会運営委員会審査の結果について委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。

議会運営委員会委員長 松岡克美議員。

◇議会運営委員会委員長 議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

本定例会を開催するに当たり、去る3月1日と本日、議会運営委員会を開催し、本定例会会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が4名、町長から提出されております案件が32件であります。

その内訳は、諮問3件、同意2件、条例制定等の議案が11件、平成28年度補正予算が8件、新年度予算8件であります。

議会側提出議案も予定をされております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしまして、本定例会の会期は、本日3月7日開会をして、3月14日までの8日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告いたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は、終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

◇議 長 日程第3 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から3月14

日までの８日間にしたいと思います。

◇議 長 御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から３月１４日までの８日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。
ただいまの出席議員は１１名全員であります。
本日の会議に説明のために出席する者の職氏名は、一覧表として配付しているとお
りであります。
なお、職務の都合により、一部異動がある場合がありますことを御了承願います。
本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。
前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりで
あります。以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第４ 行政報告

◇議 長 日程第４ 行政報告を行います。
山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
山下町長。

◇町 長 おはようございます。
平成２９年大空町議会第１回定例会に当たり、行政報告を申し上げます。
１２月１日から２月１１日までの間におきまして、町政懇談会、ふれあいトークお
おぞらを開催してございます。
本年につきましては、東藻琴地区老人クラブの方々のふれあいトークも含めまして、
２３会場５２２人の参加をいただいたところでございます。
課題といたしまして、市街地区での開催の方法に工夫が必要であると感じたところ
であります。また、農村部においても一部未実施の地域がありましたので、これらを
今後解消していくことが課題だと認識をしたところでございます。

1 2月22日、広域穀類乾燥調製貯蔵施設整備に係る北海道との協議のために、札幌に出向きました。工事発注に係る考え方、スケジュール、補助事業上の留意点などについて、北海道農政部と協議を行ったところであります。この結果、平成29年2月21日に入札、2月27日、臨時会におきまして議決をいただいたところであります。3月1日に正式に契約に至ったところでございます。

1 2月26日、北海道における空港経営改革に関する知事との意見交換会が札幌で開かれ出席をいたしました。知事の日程に合わせたわけではありますが、知事は体調不良で欠席ということでございました。

北海道が取りまとめました国に対する提案の説明を受け、了承したところであります。私からは、地元の努力も今後さらに必要になるということ、さらに地域における雇用の確保、さらには北方4島を意識した空港の活用について、発言をさせていただいたところであります。

1 2月28日、大空町農業再生協議会水田部会を開催しております。経営所得安定対策交付額の確定値について報告をさせていただきました。あわせて、平成29年生産数量目標の説明と作付意向の取りまとめスケジュールについて決定をしたところであります。

1 月8日、大空町成人式を挙行いたしました。対象者は74人でございましたけれども、当日の出席は60人でございました。アトラクションには本町出身のアキオカマサコさんをお願いをしたところであります。

1 月18日、大空町畜産振興協議会を開催いたしました。畜産、酪農関係における事業予算状況について説明を行いました。住吉の町営牧場の将来のあり方について問題提起をさせていただいたところであります。

1 月24日、B&G全国サミットが東京で開催をされました。教育長とともに参加をしたところであります。東藻琴、女満別両海洋センターとも特Aの評価をいただいたところであります。

1 月27日、オホーツク町村会建設経済委員会が津別町で開催をされました。

担当副会長として出席をしたところであります。地域おこし協力隊として津別町で活動する立川彰さんの映像技術を活用した町のPR方法などについてお話を伺いました。あわせて、ペレットボイラーから熱供給をする公営住宅について、見学をさせていただいたところであります。

1 月30日、大空町企業誘致委員会を開催いたしました。

宿泊施設、新エネルギー施設、試験研究施設に係る指定についてお諮りをしたところであります。今後、補助金の対象となってくるものでございます。委員からは、投資も必要であるけれども、さらに雇用につなげる努力というものも必要であると、そのような意見をいただいたところでございます。

同日、オホーツク町村会役員会が網走市で開催をされ、出席をいたしました。

総会提出議案の確認、また、職員採用試験のあり方やＪＲ問題に対する意見交換を行ったところでございます。

２月２日、オホーツク東部広域農業水利管理協議会を開催いたしました。

美幌町長の出席をいただき、協議会を開催したところであります。平成２８年度の決算見込みを説明させていただくとともに、平成２９年度予算について決定いたしました。また、国営の美女地区における管理費負担割合について、協議を行ったところであります。

同日、大空町行政改革推進委員会を開催いたしました。第３次行政改革大綱について答申をいただいたところであります。量の改革、さらには質の改革も必要であると、そのことによって町民満足度の向上を図るべき、そういった意見をちょうだいしたところでございます。

２月３日は、市町村長政策研究会が札幌市で開催をされ、職員とともに出席をいたしました。隠岐島前高校の魅力化プロジェクトに参画をされた藤岡慎二さんの講演を聞いたところであります。生徒数が激減している中でも魅力を高め、入学者を増やしている学科もあるというお話でございました。学生はもとより、地域関係者、行政の熱意が問われていることなんだと改めて感じたところでございます。

２月６日、オホーツク町村会定期総会が遠軽町で開催をされ、出席をいたしました。

２７年度の決算の認定、２９年度の事業計画、予算を決定したところでございます。

また、各種役員等の推薦を行うと同時に、この日は網走開発建設部長、オホーツク総合振興局長、オホーツク教育局長から、この近隣の情報などもいただき、懇談をさせていただいたところであります。

２月９日は、大空町民自治推進委員会を開催いたしました。私の任期中における条例の見直しの必要性について規定されておまして、今回は、条文の見直しまでは必要ないとの答申をいただいたところであります。しかしながら、町民意見の集約方法、委員の公募における環境整備について工夫が必要であるとの意見をちょうだいいたしました。

２月１５日、北海道地域公共交通検討会議が札幌市で開催をされ、出席をしております。鉄道ネットワークワーキングチームの検討結果が報告され、それを了承したところであります。私からは、地域の議論も進めていかなければならない。また、北海道の当事者として、さらには調整役としてのリーダーシップを期待したいと、そのように発言をさせていただきました。

２月２２日、オホーツク町村会総務文教厚生委員会拡大委員会が網走市で開催をされました。北海道保健福祉部から講師を招き、平成３０年度からの国保事業における現時点での負担金額の仮算定の考え方などについて、説明を受けたところでございます。

２月２２日は、北海道合併処理浄化槽普及促進協議会役員会のため、札幌に出張を

いたしました。平成27年度の決算、平成28年度の決算見込み、平成29年度の予算について審議をしたところであります。合併浄化槽の保守点検と法定点検のあり方について国へ要望していくべきということを確認し、今後の活動方針としたところでございます。以上でございます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 町政執行方針

◇議 長 日程第5 平成29年大空町議会第1回定例会にあたって、町政執行方針の説明を行います。

山下町長から、町政執行方針について説明の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

◇町 長 平成29年第1回大空町議会定例会に当たり、町議会議員並びに町民皆様
に私の町政に対する基本的な考え方と事業の概要、予算について説明申し上げ、ご理解
とご協力を賜りたいと存じます。

大空町長としての3回目の任期をいただいてから3年が経過しようとしています。
この間、町民の皆様からいただきました温かい御支援と議会議員各位のご理解に心から
深く感謝を申し上げます。任期の最終年を迎えるに当たり、自身が掲げた町民皆様
との共通目標の達成のため、全身全霊を傾注する所存です。変わらぬご指導をお願い
申し上げます。

昨年イギリスでは国民投票の結果を受け、ヨーロッパ連合からの離脱を決定しまし
た。アメリカ大統領選挙では当初の予想を大きく覆しトランプ大統領が選出され、ア
メリカファースト（アメリカ第1主義）を掲げ、世界に波紋を広げています。グロー
バル化が進むスピードに社会制度が追いつかないことへの不満の表れとも言える事象
ではないかと考えます。

アメリカでは自国内経済を優先する傾向が一段と進んでいます。TPPが事実上崩
壊し、改めて日米間の貿易ルールが求められる様相となっています。日本経済にも大
きな影響を与え、今でさえ不透明な景気の動向は、まったく予想がつかない状況とな
っています。

中国、韓国、ロシアなど隣国との領土や歴史認識をめぐる意見の違い。国際紛争地
域での日本の役割など、世界の中の日本を感じる1年でもありました。

東日本大震災から6年、いつ、どこで、どのような災害が起こっても不思議ではな

いと言われてきました。4月に発生した熊本地震、友好町である氷川町も被災地となりました。8月、北海道に台風が3つ上陸、4つ目は上陸こそしなかったものの奇妙な進路をたどり、大きな被害をもたらしました。まさに、災害の不確実性を実証し、防災減災の大切さを痛感させられました。「地方創生」は、地方自治社会が確立されてから、何度目の地方重視を打ち出したものだったのでしょうか。最近この言葉が使われる機会が少なく、不安を感じています。人口減少社会は労働力の不足、地域担い手の減少、コミュニティの希薄化、教育水準の格差など、様々な問題の根源となっています。地方が人口減少の解決に立ち向かってこそ、日本の将来が拓かれるという気概を持って、総合戦略に掲げた各種施策に取り組んでまいりたいと存じます。

昨年3月には議会において、町民・議会・行政がともに目指すまちづくりの普遍的理念として、生涯にわたる教育を「人」、農業を中心とした産業を「花」、心身の健康を「心」の言葉に込め、『大空に 人・花・心 育むまち』という育みの町宣言を議決してくださいました。この宣言は、澄みわたる大空のもとでたくさんの幸せを育むことを目標としています。教育の将来展望、地域交通機関のあり方、安心安全・快適な環境の確立、医療や介護・福祉の充実、産業振興による雇用の確保など、課題は山積しています。育みの町宣言の理念はもちろん、自治基本条例、第2次総合計画、総合戦略、それぞれの示すところをしっかりと捉え、魅力あるまちづくりに臨んでまいりたいと存じます。町民皆様にも参画をいただきますようお願い申し上げます。

予算編成に当たりましては、総合計画、総合戦略に示された事業を計画的に進めることとしております。合わせて、町民皆様との共通目標である子どもたちの「夢」を実現し、働く人たちの「元気」を支え、生活の「安心」を守ることを基本といたしました。さらに、職員には自己を表現する手段としての予算編成となるよう、工夫を求めたところでございます。

提案いたしました事業の概要について、分野ごとに申し述べたいと存じます。

総務関係についてであります。

町民皆様が豊かな生活を営むことができる、魅力あるまちづくりを進めていくためには、職員一人一人の意欲と能力を最大限に引き出すことが重要です。時代や環境の変化に適切、迅速かつ柔軟に対応できる職員の育成と資質の向上に努めてまいります。

光通信網などの超高速ブロードバンドサービス未普及地域を対象にニーズ調査を行い、必要となる情報通信基盤の整備方法や運営体制などについて検討し、情報通信の格差解消に向けて取り組んでまいります。

防災対策の基本である「自助・共助・公助」の推進と、町民皆様の防災意識の高揚

をはかり、災害時における適切な行動力の向上を目指すため防災訓練を引き続き実施してまいります。

地域では自主防災組織の役割が重要となっています。組織の立ち上げや活動に必要な資機材の整備、運営に要する費用の一部を支援してまいります。

近年、集中豪雨などによる水害が頻発し、短時間で河川が増水したり、堤防が決壊するなどの甚大な被害が発生しています。国の管理する河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域や水深、浸水継続時間などの変更に伴い、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保をはかるため、防災マップの見直しを行い、各世帯に配布してまいります。

災害時に対策の拠点となる東藻琴総合支所庁舎において継続的な対応ができるよう自家発電装置を設置するとともに、町民皆様の安全確保をはかるため排水用ポンプを増強いたします。

気象予報や地震速報などの防災情報と町の情報をお知らせするメール配信サービスを実施しています。防災対策の向上をはかるとともに、迅速な情報提供と利便性の向上をはかってまいります。

消防では小型動力ポンプ付積載車の更新を行い、町民の生命や財産の保護と安全で安心な暮らしを確保し、防災体制の強化をはかってまいります。

人口減少への対応と、将来にわたって活力あるまちを実現するために策定した「総合戦略」につきましては、社会情勢の変化などを踏まえて内容の検証・見直しを行い、実効性を高めてまいります。

子育て環境の充実や観光、産業の振興、住みよい環境づくりなど、地域の特性を活かした施策を展開し、いきいきと暮らせる魅力あるまちづくりを進めてまいります。

オホーツク管内の広域連携事業として東京都江東区との交流促進事業を行うほか、オホーツクブランドの形成やイメージアップをはかる取り組みも併せて行ってまいります。

路線バスや鉄道などの地域公共交通につきましては、日常の生活をはじめ、経済活動などにおいても欠かすことができません。引き続き関係自治体などとも連携し、暮らしと地域を支える交通手段の維持・確保に努めてまいります。

女満別空港につきましては、既存路線の安定運航や新たな路線の就航に向けた働きかけを行うとともに、就航都市との双方向による連携事業を強化し、利用を促進してまいります。

空港の運営戦略につきましては、複数空港による一体的な民間委託の手法を用いた

機能強化や一層の利用拡大をはかるため、関係機関などと緊密な連携の下に進めてまいります。

広域的なプロモーション活動を実施して誘客を促すとともに、国内外から多くの人や物が交流し、賑わいあふれ、地域振興に資する空港づくりを目指してまいります。

企業誘致対策につきましては、魅力ある多様な地域素材や空港を有する優位性などを活かした誘致活動を行い、雇用の安定確保と拡大をはかってまいります。新たな事業や雇用増に資する取り組みを支援し、活発な産業交流と経済の持続的な発展に努めてまいります。

移住・定住対策につきましては、分譲地への住宅建設支援や民間賃貸住宅に対する家賃助成など、子育てしやすい住環境づくりと移住を促す支援事業を継続し、人口減少の抑制と定住人口の増加につなげてまいります。

様々な施策を広く効果的に発信するため、移住・定住に関するホームページを運用するなど、一層のピーアールに努めてまいります。

平成22年から多くの方に参加をいただき検討してまいりました東藻琴地区の地域振興施設が、8月に飲食部門を中心にプレオープン、9月にはグランドオープンを予定しています。交流人口の拡大と観光・地域情報の発信や地場製品の販売を通じた観光と産業の振興など、地域の拠点施設となるよう今後の管理・運営に努めてまいります。

町民皆様が自主的・主体的に行う、まちづくりに関する活動を支援するため、元気づくり応援事業を継続します。特色ある地域活動や産業を振興する取り組みなどを応援し、個性豊かな活気あるまちづくりを推進してまいります。

財政につきましては、国の補正予算により現年度補正予算として計上した一部の事業について繰り越し、平成29年度予算と一体的な財政運営を行ってまいります。

地方財政計画では、29年度も地方税の伸びが見込まれ、地方交付税は減少が続いている状況にあります。また、合併により特例算定されています普通交付税は28年度から段階的に減少となり、財政運営は厳しさを増しています。

予算編成にあたっては、地域振興施設の整備などに充てるため地域振興基金の一部を取り崩すほか、教育環境の充実などのための子ども未来づくり教育基金、特別養護老人ホーム増床など福祉の増進を目的とする地域福祉・医療基金など、特定目的基金の趣旨に基づく繰り入れを行います。さらに、財源不足を補うため財政調整基金から、一部を取り崩すことといたしました。

引き続き将来の財政負担の軽減をはかるため、地方債残高の縮減や国の動向を見極め財源の確保に努めるとともに、行財政改革を推進し、安定的で持続可能な財政基盤の確立を目指してまいります。

広報広聴事業につきましては、行政情報の共有化をはかるため、広報誌やホームページのほか、SNSなどの情報通信ネットワーク技術を活用して積極的な発信に努めてまいります。

様々な機会を通じて多様化する町民ニーズの把握に努め、町民皆様の理解と参画を得ながら協働によるまちづくりを進めてまいります。

町史につきましては、ふるさとの理解と愛着を深め、歴史、伝統、文化などを後世に残し伝えるため、引き続き編さん作業を進めてまいります。

まちづくり宣言につきましては、一層の親しみと周知をはかるため、ロゴマークを活用したピーアール活動を展開してまいります。

姉妹都市稲城市と友好町氷川町との交流につきましては、産業、教育、スポーツ、文化など、様々な分野において幅広い世代の町民が交流し、その輪を広げています。相互の交流を重ね、更に友好関係が深まるよう努めてまいります。

網走刑務所住吉作業所用地につきましては、貴重な資源を有効活用するため、取得に向けて国と具体的な協議を進めると同時に、活用プランについて町民皆様と検討してまいります。

網走市との定住自立圏につきましては、地域医療や交通機能、教育など生活基盤の確保・充実をはかり、安心して暮らし続けられる環境づくりを進めるとともに、観光や産業に関する連携を一層深め、地域経済の活性化と魅力あふれる圏域づくりを推進してまいります。

住民関係についてであります。

住み慣れた地域で暮らすためには、地域における交流や日頃からの人と人の関わりが大切です。地域担当職員は、地域が抱える課題の解消やコミュニティ活動を支えるなど様々な役割があり、地域の方々との人間関係を築く必要があります。今後も地域と関わる地域担当職員の活動を続けてまいります。

花いっぱい運動につきましては、町民皆様のご協力をいただき、女満別空港前や道

道女満別空港線の露地花壇、その他の道路沿いや空き地、公共施設などに明るく華やかな花を咲かせています。

ご協力いただいている皆様のご意見により、昨年から花の種類を変更し好評を得ましたので、本年もご意見を基に花の選定を行います。駅前花壇のリニューアルを行い、東藻琴高等学校で育てた花苗を一部に植栽することとしています。これからも町民皆様にご協力をいただき、大空町のイメージアップを続けてまいります。

交通安全運動につきましては、交通事故死ゼロ2,500日を本年1月17日に達成することができました。悲惨な交通事故に遭わない、起こさない取り組みを町民、関係機関・団体が一丸となって運動してきたことがこの大きな結果につながったものです。次の目標である平成30年6月1日の3,000日達成に向けて、交通安全運動を強力に推進してまいります。

大成地区には、過去から事故が多発している交差点があります。これまでも公安委員会などへ信号機の設置について要望を続けてきましたが、基準となる交通量に達していないことなどから設置に至っていません。女満別空港にも近く、夏場の観光シーズンには交通量も増えることから、安全対策として注意を促す電光看板を設置し、事故防止に努めてまいります。

防犯運動につきましては、犯罪や事件があった際の早期の解決や抑止効果があることから、全国的に防犯カメラの設置が進んでいます。

平成27年度から、図書館や体育施設などの公共施設に防犯カメラを設置しています。今後も計画的に公共施設への設置を進め、防犯体制の強化をはかってまいります。

廃棄物処理につきましては、町民の皆様には決められたルールに基づいたごみの分別にご協力をいただいております。

現在の最終処分場は、平成16年に供用を開始しており、当初の計画は31年を処理の期限としていましたが、延長が可能な状況です。このことは、資源物の再資源化率が全国目標よりも高いこと、燃やせるごみの焼却処理や生ごみのたい肥化による減容化が行われていることなどによるものです。

しかし、最近は粗大ごみや災害により発生した木材などの搬入が増加する傾向にあります。このため、減容に効果のある掘削・再転圧作業が常時行えるよう、新たに油圧ショベルを購入して作業の効率を高め、更なる最終処分場の延命化をはかってまいります。

最終処分場の埋立て可能容量は年々減少していきます。施設の整備までには数年の期間が必要となることから、次期施設の整備に係る基本構想の策定に着手し、将来的な施設のあり方について検討を行ってまいります。

地球温暖化対策につきましては、平成２９年度で「第２期地球温暖化対策実行計画」が終了することから、新たな温室効果ガスの削減目標の達成に向けて次期計画の策定を行います。世界基準に適応した地球環境にやさしい町を目指して、公共施設の電気使用量などの削減を進めてまいります。また、高圧受電設備を備える一部の公共施設につきましては、より割引率の高い新電力会社に移行し、経費の節減に努めてまいります。

住宅対策につきましては、特に単身者住宅と特定公共賃貸住宅の空き室が長期化しています。近隣市町からの通勤者へ周知をはかるための広告を継続するとともに、入居要件の緩和や設備の改修により入居者の確保をはかってまいります。

廃屋対策につきましては、全国的にも大きな社会問題となっています。廃屋の処理については平成２６年度から解体撤去工事に係る補助制度により、毎年十数件の解体が進んでいます。

居住者の居なくなった住宅は次第に荒廃が進んでいきます。

さらに、台風や雪害などにより状況が急激に悪化する例が見受けられ、周辺の危険回避のためにも廃屋対策は重要です。引き続き補助制度の周知に努めてまいります。

エキノコックス症対策として、昨年６月から１１月までの間、町民ボランティアのご協力をいただいてキツネへの虫卵の寄生を防ぐ駆虫剤の散布を行いました。調査の結果、エキノコックスの感染率を４２％から８％へと大幅に減少させることができました。キツネの行動範囲は広く、効果を維持するためには、駆虫対策を継続することが必要です。エキノコックスに感染する恐れのない安全・安心な町を目指して、自然との共生をはかりながら今後も事業を継続してまいります。

墓地の管理では、少子化や核家族化などによりお墓の継承者が不在であったり、遠方で管理ができないなど、不安の声が聞かれます。そのような方の中には、永代供養を望まれる方もおられることから共同埋葬墓を整備し、お墓に対する悩みを解消するとともに、墓地の適正な管理に努めてまいります。

徴収事務につきましては、債権管理条例に基づく適正な滞納整理事務と全庁的な連携による滞納者への納付相談や訪問徴収などを更に強化し、滞納額の縮減を目指してまいります。

ふるさと応援寄附金につきましては、マスコミなどにも大きく取り上げられ、様々な民間業者も参入するなど全国的なブームとなっています。地域の産業振興だけではなく、寄附の目的に沿った自治体の新たな事業の原資としても活用されています。

平成28年度から地域の特色を活かした特産品を公募するとともに、大空町へ体験に来てもらう特典を設けるなど、知名度を高める新たな取り組みも行っています。今後も特産品の公募を続けるとともに、全国的な動向を注視しながら貴重なご寄附をまちづくりに活用してまいります。

福祉・保健関係についてであります。

お互いを認め合い、保健・医療・福祉が連携し、共に支え合う地域社会の実現をはかり、健やかに安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

住民戸籍につきましては、町民として誕生されたことをお祝いし、未来を担う子どもたちが健やかに育つよう支援する出産祝い金支給事業を引き続き行ってまいります。

戸籍業務の処理を行う戸籍総合システム機器を更新し、事務の正確性の確保とシステムの安定稼働により、利便性の向上と合理化をはかってまいります。

マイナンバー制度につきましては、昨年1月からマイナンバーカードの交付が始まりました。今後、様々な申請手続きなどに個人番号の記入やカードの活用が広がることから、カード交付業務が円滑に進むよう努めてまいります。

保健医療体制につきましては、町民皆様が健やかでいきいきと心豊かに暮らすために、食生活を見直し、適切な生活習慣を身につけ、心疾患、糖尿病などの生活習慣病と糖尿病性腎症などの合併症の発症や重症化の予防が大切です。特定健康診査やがん検診のほか、北見赤十字病院のPET-CT検査、胃内視鏡検査など、各種検診機会と保健指導の充実をはかり、医療費の抑制に努めてまいります。さらに、健康・医療・介護・育児などについて気軽に相談できる24時間年中無休の電話健康相談サービスの提供を引き続き行ってまいります。

新生児全数訪問や第1子の2か月児訪問により、健康的な生活習慣の確立を目指した母子保健指導を進めるとともに、集団健診の実施により乳児期から定期的な関わりを持ち、親の育児への不安解消がはかれるよう支援してまいります。

少子化対策や不妊治療に要する経済的負担軽減をはかるため不妊治療助成制度を拡充し、子育ての喜びを実感できる環境整備に努めてまいります。

医療保険制度や診療報酬の改定、医師・看護師不足などにより病院経営は厳しさを

増しています。町の基幹病院として女満別中央病院を運営し地域医療や救急対応を担うとともに、東藻琴診療所の指定管理者でもある医療法人社団双心会に対し、医療環境充実のため必要な支援を引き続き実施してまいります。

東藻琴診療所では、電子内視鏡装置の更新を行い、医療提供体制の充実をはかってまいります。

医療機関や介護施設における従事者不足の解消と定着を目的として、新たな常勤雇用に対する就業支援事業のほか、在宅や介護施設などで必要な知識・技能を持った人材の育成・確保をはかるため、介護員養成研修に対する助成を引き続き行ってまいります。

国民皆保険を支える重要な基盤である国民健康保険事業につきましては、保険財政の安定化、保険料の平準化、事業運営の効率化・標準化の観点から持続可能な制度を構築するため、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村と共に運営を担うこととなりました。

30年度からの国民健康保険税は、北海道が算定する標準保険料率を参考に税率を決定することとなります。国や北海道の動向を踏まえながら国民健康保険運営協議会において議論を深め、適切な税負担となるよう検討してまいります。

地域福祉につきましては、高齢者や障がいのある人の外出による生きがいづくりと買い物や通院などを支援するため、引き続き高齢者等移動支援事業として福祉タクシー券と外出支援タクシー券による助成を行います。また、安心して自宅で暮せるよう除雪サービスを提供し、冬季の日常生活の支援を行う軽度生活援助事業を引き続き行ってまいります。

消費税率の引き上げによる日常生活の影響などを緩和するため、所得の低い方に対する臨時福祉給付金の支給を引き続き行ってまいります。

地域の福祉活動の中核として様々な事業活動を展開している社会福祉協議会の管理運営を支援するほか、福祉団体の育成、地域福祉事業に要する費用の助成を引き続き行ってまいります。また、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が、地域で安心して暮らすことができるよう、社会福祉協議会と連携して、成年後見制度等利用促進支援事業を行うことといたしました。

子育て支援につきましては、疾病の早期診断と早期治療を促す子ども医療費助成、ひとり親家庭医療費助成のほか、子どもの健やかな成長を支援する児童手当の支給を行い、子育て世帯の経済的な負担軽減をはかってまいります。

児童センターや児童クラブにおいて、子どもの健全な遊びの場の提供や交流をはかり、心身ともに健やかな子どもに育つよう努めてまいります。東藻琴地区における放課後児童対策と子育て支援のための施設建設に向けた設計協議を行い、子どもたちの居場所づくりを確保してまいります。

高齢者福祉につきましては、一人暮らしの高齢者などの実態把握や安否確認、相談支援のための見守りネット事業に引き続き取り組みます。高齢者世話付住宅入居者に対しても生活援助員を配置し、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援します。また、急病時や非常時に迅速な救援体制がはかられるよう、緊急通報機器の設置と更新を引き続き行ってまいります。

公共の福祉の向上と高齢社会に対応した環境整備の観点から、介護支援を必要とする高齢者が安心して住み続けられるよう、東藻琴地区に建設される特別養護老人ホームの増床に対して支援を行ってまいります。

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、介護予防の普及啓発や介護サービスの提供と支援を行う介護保険事業を引き続き運営します。介護予防給付費の増加や家事・外出支援などの生活支援ニーズの高まりによるサービス内容の見直しが行われ、新たに介護予防・日常生活支援総合事業を実施してまいります。

高齢者福祉の基本施策を定め、施設利用や介護給付などの推計を行い、介護保険料を設定するための「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定を行ってまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいのある人もない人もお互いに尊重し住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境が必要です。障がいの診断、訓練、治療のための旅費助成や重度心身障がい者の医療費助成、発達支援センターの運営経費の負担を引き続き行います。

日常生活を支援するための介護や訓練などのサービス提供については、障害支援区分に応じた適切な支援を行ってまいります。

相談に応じて、必要な情報の提供・助言や関係機関との連絡調整などを行う相談支援事業所を通して、自立した日常生活を過ごせるよう適切な支援に努めてまいります。

障がい者福祉センターちあふるでは、地域で安心して暮らし社会的自立を目指した生活が送れるよう、指定管理者である東藻琴福祉会と連携し、施設の有効利用と就労支援や生活援助事業などの充実をはかってまいります。

産業の振興についてであります。

農林水産業につきましては、安全・安心で良質な食糧の生産をはじめ、生産環境の保全や良好な景観形成など、地域経済を支える産業として重要な役割を担っています。

本年1月にアメリカのトランプ大統領が、TPPから離脱する大統領令に署名したことにより、協定は発効の目途が立たなくなりました。TPPは、農業や農村を取り巻く環境に大きな影響を及ぼすことが危惧されていました。しかし、今後は二国間による協議が進むことも想定され、国の動向を注視しながら、競争力の高い農畜産物の生産など、関係機関・団体と連携をはかり対応していくことが重要と考えています。

オホーツク産豆類のブランド化と作付面積の拡大による適正な畑作物の輪作体系の確立が求められています。さらに、小麦の品質向上と安定供給による加工業者などのニーズに対応する広域穀類乾燥調製貯蔵施設につきましては、平成30年度の稼働に向けて整備を進めてまいります。

優れた農業経営者や担い手の育成をはかるため、ほ場作業から経営管理などに至るまでの実践的な技術、技能、知識を習得する研修に対して引き続き支援を行ってまいります。

町内での農業体験実習を希望する方に対して、家賃助成をすることにより実習者の増加をはかるとともに、関係団体と連携して就農、定住対策を行ってまいります。

首都圏から大学生をインターンシップとして招くことにより、就労体験の機会を設けるとともに、将来の人材確保につながる仕組みづくりに取り組みます。

長いもの高付加価値化をはかるため、JA、大学、行政が連携して機能成分を活用した商品開発のための調査研究を進めます。これらの事業は、地方創生交付金を活用し、網走市との連携により引き続き実施してまいります。

地場特産品の研究や開発、生産から加工、販売までを手掛ける6次産業化を推進するため、引き続き地場産品開発セミナーを開催してまいります。

農業の基本となる土づくり対策につきましては、安全・安心な農産物を生産するためクリーン農業に取り組むとともに、地力向上をはかるための緑肥作物の導入や土壌分析・診断に対し、支援を継続してまいります。さらに、馬鈴しょの収穫量に大きく影響する病害虫であるジャガイモシストセンチュウ類の侵入を防止するため、引き続き低減効果の高い抵抗性トマト野生種の導入に対して支援を行ってまいります。

化学肥料や農薬の低減、有機農業の取り組みなど環境に配慮した環境保全型農業を推進してまいります。

農業経営基盤の強化につきましては、農業関係資金の適正な融資と利子補給により、農業経営の安定と発展をはかってまいります。平成27年度と28年度の災害による復旧に要する農業振興資金については、農業者の負担軽減をはかるため無利子化にするほか、農業気象の情報提供などの事業を引き続き実施してまいります。

農業の生産環境の維持・保全を進めるため、引き続き中山間地域等直接支払事業に取り組むとともに、農業の基盤となる農用地・水路・農道などの機能の発揮をはかる地域共同の維持管理活動に対し、農業農村多面的機能支払交付金事業を実施してまいります。農業委員会につきましては、現在の委員は本年7月19日をもって任期が満了となり、平成20年7月に統合し、4期目を迎えます。

昨年4月に農業委員会制度が改正されたことに伴い、今回の改選から選出方法が変更となり、選挙制と団体などの推薦による併用から、推薦・応募された候補者の中から選考委員会において審査を行い、議会の同意を得て任命される方法に変わります。

農業委員会が今後も農地利用の最適化のため、農地を意欲と能力のある担い手へ集積・集約化し、有効活用するための利用調整を円滑に行えるよう支援してまいります。

農業従事者の高齢化や減少が進む中、耕作放棄地の発生防止や地域の農業生産力の低下を抑制することが重要です。農業担い手育成センターを中心に道内で実施していた農業者のパートナー対策につきましては、首都圏にも拡充し、関係機関・団体と連携しながら支援を行ってまいります。

農業農村整備事業につきましては、女満別湖南昭和地区農地整備事業、女満別南部地区農地整備事業、東藻琴地区中山間地域総合整備事業、女満別豊住地区農地整備事業、藻琴山麓地区草地畜産基盤整備事業を実施し、農業生産の基盤と農村の生活環境の整備を推進してまいります。

新規地区として女満別大東地区農地整備事業（通作条件整備型）により、農産物の輸送効率をはかり農業経営の安定化に資するため、町道中央大東線の整備を推進してまいります。平成29年度は調査設計を実施してまいります。美女地区国営かんがい排水事業につきましては、本郷地域の湛水被害を解消し、農業経営の安定をはかるため継続します。町域の排水路については、28年度で本体工事が完了したことから、引き続き付帯工事などを実施してまいります。北海道管理区間の黒瀬川下流域の整備につきましては、28年度で右岸・橋梁部の整備が完了したことから、引き続き左岸の整備を実施してまいります。

近年の大雨・台風災害による農用地の冠水被害の低減のため、小規模農用地整備事業を活用し、排水ポンプと発電機を購入して災害時の対応に努めてまいります。

酪農・畜産につきましては、全国的に農家戸数と飼養頭数が減少し、生産基盤の弱体化が問題となっています。畜産クラスター事業などにより生産基盤の強化に必要な施設や機械の整備を進めるとともに、良質な生乳生産と酪農家の労働負担の軽減などをはかるため、乳牛検定組合や酪農ヘルパー利用組合への支援を継続します。また、ＪＡオホーツク網走が取り組んでいる黒毛和牛の改良事業を引き続き支援してまいります。住吉牧野につきましては、入牧家畜の利用促進と健康保持をはかるため、草地の適正管理に努めてまいります。

口蹄疫や鳥インフルエンザをはじめとする家畜伝染病対策につきましては、最新情報の収集に努め、生産者へ速やかに伝達するなど、侵入防止に向けた取り組みを進めます。さらに、関係機関との連携による衛生巡回などを行い、生産者における飼養衛生管理の徹底をはかってまいります。

林業につきましては、森林整備計画に基づく森づくりを推進してまいります。民有林につきましては、森林所有者の負担軽減と森づくりへの意欲の向上をはかるため、未来につなぐ森づくり推進事業の活用や森林整備推進対策事業による造林、下刈り、除間伐を引き続き支援してまいります。新たに造林を目的として、伐採跡地などを取得し植林を行った森林所有者に対して支援を行ってまいります。

森林認証を取得した町有林につきましては、伐採から造林までを計画的に実施するとともに、引き続き適正な保全管理に努めます。森林認証材を活用し住宅や店舗を新築、増改築した方に対して、引き続き支援を行ってまいります。

有害鳥獣対策につきましては、「鳥獣被害防止計画」に基づき、農林業被害や人的被害の防止のため効果的な駆除を実施します。

駆除従事者の負担軽減と確保のため、エゾシカの駆除処理に要する経費の一部を引き続き助成するとともに、狩猟免許を取得する方への支援を引き続き行ってまいります。

水産振興につきましては、網走湖における水産資源確保のため、西網走漁業協同組合が実施する網走湖有用資源・水質環境調査事業やシジミ食味試験事業を引き続き支援してまいります。

労働・雇用対策につきましては、企業の安定的な経営基盤の確保、雇用機会の拡大と雇用環境の充実を進めてまいります。

町内における雇用の促進や事業主が雇用者の専門的な技術取得の促進をはかり優秀な人材を確保するため、地域就業者雇用確保事業や地域産業人材育成事業により引き続き支援してまいります。

商工関係についてであります。

国内の景気は、少子高齢化や潜在成長力の低迷といった構造要因を背景に、雇用や所得環境が改善しているものの、個人消費や民間投資は力強さを欠いた状況にあります。また、北海道においては景気は緩やかに回復しているものの、地域の中小企業からは、人口減少による需要の減退、サービス業や建設業における人手不足などへの対応を求める声もあります。消費環境の充実と地域経済の再生を目指すとともに商工会や関係機関・団体などと連携し、各種施策を展開してまいります。

商工会で取り組んでいるプレミアム商品券発行事業につきましては、引き続きプレミアム率を30パーセントとし、効果測定や分析を進めながら、購買力の流出防止と消費拡大をはかってまいります。

ポイントカード事業につきましては、地元商店街における経済循環として、転入者や出生者、イベントやボランティア事業などへの参加者などに対してポイントを発行し、事業の促進をはかってまいります。

中小企業の育成振興と経営の安定化をはかるため、中小企業が融資を受けた資金に対する利子や保証料の一部を引き続き助成してまいります。

大空町と圏域の物産・観光振興を展開するため、女満別空港ビル内にある道の駅アンテナショップ空港店の運営費用の一部を引き続き助成してまいります。

商店街の空洞化対策や商工業の活性化をはかるため、起業化支援事業や店舗改修事業を活用いただくとともに、賑わいに満ちた魅力ある商店街づくりを推進するため、まちゼミ事業を引き続き実施してまいります。

住宅リフォーム事業につきましては、快適な住環境の向上をはかるとともに、地域経済の活性化と雇用促進の一助となるよう、費用の一部を引き続き助成してまいります。

町内の様々な職種の方々が、人的交流や情報交換、幅広く仲間づくりなどができるよう異業種交流事業を引き続き実施してまいります。

観光関係についてであります。

平成21年4月に改訂された「観光庁アクションプラン」では、訪日外国人旅行者を32年までに2,000万人とする目標を掲げました。ビザの緩和、免許制度の拡充、出入国管理体制の充実などにより、27年でほぼこの目標が達成され、4,00

0万人と大幅に上方修正されたところです。

北海道の観光客入込数につきましては、各地域で誘客戦略が展開されたこともあり、28年度に過去最高を記録し、オホーツク圏域においても増加しています。今後、更に増加させるためには、個々のニーズに対するきめ細やかな対応が求められています。

29年度は、町内の観光資源を最大限に活用し、具体的に行動する「観光振興計画」の初年度となります。町民や観光協会をはじめとする関係者と連携をはかり、体系的・計画的に観光振興をはかってまいります。

町の景観の魅力を発見し、共有していくため、オホーツク大空町観光協会が実施する観光スポットを選定する取り組みに対して支援を行ってまいります。

オホーツクの魅力発信と地域の活性化をはかるため、サイクリング愛好者をターゲットとした事業に取り組むため、北見市、網走市、大空町の3市町で構成する協議会へ参画してまいります。

平成28年度にリニューアルオープンした朝日ヶ丘公園パークゴルフ場につきましては、多くの皆様に利用されるよう管理と運営に努めてまいります。

芝桜公園につきましては、公園と駐車場を結ぶ連絡歩道橋の老朽化に伴う改修整備を進め、入園者の安全対策に取り組みます。芝桜の苗の老朽化も現れていることから、指定管理者と連携して植え替えを進めます。芝桜の魅力アップと集客力を高め大空町の知名度の向上に努めてまいります。

花観光につきましては、春は水芭蕉や芝桜、夏から秋まではひまわりを観賞するため、多くの観光客が訪れています。各種広報手段を活用し、開花情報や周辺観光情報の提供に努めてまいります。

イベントにつきましては、「芝桜まつり」「観光夏まつり」「ふるさとまつり」などの開催について引き続き支援するとともに、マスメディアを積極的に活用して情報発信に努めてまいります。

冬季の体験型観光として、道の駅メルヘンの丘めまんべつに大型滑り台やスノーシュー体験コースを造成するなど、観光客が気軽に雪遊びを体験できる場を提供してまいります。

ひがしもこと乳酪館につきましては、産・学・官連携による新製品の研究開発に引き続き取り組むとともに、製品の新たな販路の拡大や広報活動などを充実し、収益の確保に努めてまいります。

建設関係についてであります。

道路整備事業のうち、開陽中央線につきましては、平成28年度に新しい落合橋の供用を開始いたしました。29年度は橋前後の区間の舗装仕上げ工事と旧道の撤去を行うとともに、日進方面への設計に向けた検討を進めてまいります。

栄町6丁目線と満照寺通り線につきましては、歩道整備を行い市街地の安全な歩行空間を確保します。

道路付属物点検事業では、幹線道路における標識や法面の点検を行い、安全の確保に努めてまいります。

昨年8月の台風被害の復旧につきましては、早期の完成を目指して発注を行ってまいります。

橋梁につきましては、安全性を確保するため長期的な視野に立った計画的な維持管理が求められています。橋梁補修等整備事業として鷗橋の修繕工事と橋梁の近接目視点検を進めてまいります。

河川につきましては、適切な維持管理に努めるとともに、国や北海道と密接に連携し、降雨被害の軽減をはかってまいります。

除雪機械につきましては、女満別地区の除雪ドーザと東藻琴地区の小型ロータリ除雪車の更新をはかってまいります。併せて除雪ドーザに設置できる草刈装置を購入し、夏季における適切な町道管理にも活用してまいります。

道路、橋梁、河川の維持と除排雪につきましては、指定管理者による管理を実施しています。平成28年度より、体制を変更するとともに機械の更新や増強を進めていることから、連携しより良い施設管理を行ってまいります。

街灯につきましては、平成28年度にLED化をはかり、今後10年間は民間事業者の管理となります。事業者と連携し、適切な維持管理に努めてまいります。

都市公園につきましては、運動公園の遊具などの整備が完了いたしました。町民皆様の憩いの場として、多くの利用がいただけるようピーアールに努めてまいります。

また、都市公園や緑地は、安心して、安全に利用していただくことができるよう、引き続き施設の点検と適切な維持管理を行ってまいります。

簡易水道事業につきましては、老朽管の更新を進めるとともに、道路工事などに合わせた配水管の入れ替えなどを行い、安心して安定した給水に努めてまいります。

東藻琴地区での水源調査につきましては、平成28年度までの調査結果に基づき、ボーリング調査を行い、水量、水質の確認を進めてまいります。

下水道事業につきましては、マンホールポンプ所の長寿命化工事や設備機器の更新を計画的に進めるとともに、道路工事に合わせた污水管の入れ替えを行い、安定したサービスの提供に努めてまいります。

併処理浄化槽につきましては、設置費用の一部助成を引き続き行うとともに、町設置分の適正管理に努め、生活環境の改善と公共用水域の水質保全をはかってまいります。

学校教育関係についてであります。

学校教育環境の整備につきましては、東藻琴小学校の体育館を建設するとともに、女満別中学校の大規模改修に向けた実施設計に着手してまいります。

両地区中学校の教育用コンピューターを更新するとともに、新たにタブレット端末を導入し、ICT授業の充実をはかってまいります。また、認定こども園の開設に向けた基本構想の策定に着手してまいります。

学習指導の充実につきましては、指導主事を1名増員して新学習指導要領に基づいた教育活動を展開するとともに、カリキュラムの連携や接続、授業改善など学校への指導体制を充実し、大空町に相応しい一貫教育の実現を目指してまいります。

特色ある教育活動の推進につきましては、学校図書館司書を引き続き配置し、児童・生徒が本に親しみやすい図書環境の更なる充実をはかってまいります。

語学指導助手を引き続き配置し、指導主事と共に国際理解を深める取り組みや語学教育の充実をはかってまいります。

地域コーディネーターを引き続き配置し、地域と学校の連携をはかるとともに、地域資源を活用した特色ある学習を推進してまいります。

特別支援コーディネーターを引き続き配置し、学校や関係機関との連携を強化して特別支援教育の充実をはかるとともに、いじめや不登校などの予防、早期発見・早期

解決に向けた相談体制の充実をはかってまいります。

高等教育の充実につきましては、町立の東藻琴高等学校と道立の女満別高等学校の特色ある教育活動への支援や通学対策、寄宿舎の運営、制服購入費の助成などを引き続き行ってまいります。

大空町の新しい高校づくりにつきましては、両校の発展的な統合に向けた具体的な検討を行います。地域と共にある学校として平成32年度の開校を目指し、町民皆様と魅力ある高校づくりを進めてまいります。

教育機会の確保と充実につきましては、高等学校や大学などの就学に必要な費用に対する奨学金の無利子貸付けや利子助成を引き続き行ってまいります。

多子世帯の子育てを応援するため、町立保育園・幼稚園の保育料を軽減するとともに、高等学校や大学などへの進学に対する費用の一部を引き続き支援してまいります。

学校給食につきましては、子育て世代の負担軽減と、食に関する理解を深める食育活動を推進するため、給食の無償化を引き続き実施してまいります。また、郷土で生産された農産物などを活用したふるさと給食を引き続き提供してまいります。

社会教育関係についてであります。

町民皆様が主体的に行っている各種社会教育活動につきましては、生涯学習を推進する観点から更に充実するよう継続して支援を行ってまいります。

少年教育につきましては、引き続き社会教育コーディネーターを配置し、子どもたちが安心して健やかに活動できる環境づくりに努めてまいります。

姉妹都市である稲城市や友好町である氷川町との児童・生徒交流事業を引き続き実施するほか、ボランティアリーダー研修会への参加や長期休業中の学習サポート事業などを実施します。児童・生徒が広い視野を持てるよう事業を展開するとともに、健全育成と学習意欲の向上に努めてまいります。

青年の育成につきましては、青年団体の主体的な活動を引き続き支援するとともに、リーダー養成や青年相互の交流を促進し、地域活動の担い手づくりを目指してまいります。

芸能文化活動につきましては、日頃の練習成果を多くの町民に発表いただける環境を提供するほか、総合型芸能文化倶楽部の活動を充実し、地域の芸能文化の振興をはかってまいります。

旧豊住小学校につきましては、管理人を配置し、社会教育活動を中心に町民活動やスポーツ合宿などに利用していただいております。施設の一部改修を行い利便性の向上をはかるとともに、更なる活用について検討してまいります。

国の天然記念物に指定されている女満別湿生植物群落につきましては、水芭蕉の減少を調査研究するため、水位調査を継続実施するとともに、保全対策連絡会議の意見を聴き、環境保全に向けた調査研究を進めてまいります。

豊かで感性あふれる心を育む読書活動の推進につきましては、幼少期の関わりが大切です。親子で本とふれあう時間をつくり、本を通して豊かな感性を広げるためのブックスタート事業を引き続き行ってまいります。

スポーツの振興につきましては、自治会の融和や町民の体力づくりを目的としたミニバレーボール、300歳バレーボール、自治会対抗ソフトボール大会の開催と、年齢に関係なく気軽に体験できるスポーツ縁日や各種講習会を引き続き実施してまいります。

自主的に活動している総合型地域スポーツクラブやウィンタースポーツをサポートする実行委員会をはじめ、各種体育団体やサークルなどの運営と活動に対して支援するほか、人材を確保するため指導者の資格取得に対し、引き続き支援してまいります。

体育施設につきましては、町民皆様に快く利用いただける施設となるよう計画的に改修を行い、長寿命化をはかるとともに備品の整備を行ってまいります。

継続事業となっています運動公園野球場の大規模改修が平成29年度で完了となります。電光掲示板の設置や夜間照明のLED化、外野フェンスの整備のほか、球場周辺の樹木の整理を行ってまいります。

教育文化合宿誘致につきましては、質の高い文化団体やスポーツ団体などを招へいし、教育・文化・スポーツによる町民との交流活動を更に推進するとともに、交流人口の拡大に向けて新たな合宿の誘致を進めてまいります。

文化事業につきましては、町内の劇団や各種団体が主催する公演について引き続き支援してまいります。

町民に質の高い芸術に触れていただく機会として、青少年育成協会が行う芸術鑑賞事業に対する助成を充実してまいります。また、給与体系や就業規則などを見直し、人材確保と経営の安定化をはかるための支援を行ってまいります。

大空町の文化振興の推進母体となっています文化団体協議会に対して、引き続き支

援を行います。姉妹都市稲城市との文化交流２５周年と大空町文化団体協議会創立１０周年の記念事業として実施する稲城市こどもミュージカル公演に対し、費用の一部を助成してまいります。

事業の概要について申し上げましたが、その結果平成２９年度の予算は、

一般会計	８，３１０，９７８千円
国民健康保険事業特別会計	１，３４０，２９８千円
後期高齢者医療特別会計	１０４，２９４千円
介護保険事業勘定特別会計	７６０，９２４千円
介護サービス事業勘定特別会計	７，０４３千円
簡易水道事業特別会計	３５３，０５９千円
下水道事業特別会計	４１３，７４９千円
個別排水処理事業特別会計	３０，１２０千円
合計	１１，３２０，４６５千円

となりました。

私の町政に臨む基本的な考え方と事業の概要、各会計の予算について述べさせていただきました。

一昨年は妻の父が亡くなり、昨年は私の父が他界いたしました。大勢のご弔問の皆様の姿や言葉に触れ、人はたくさんの方々の支えによって生かされているのだと、改めて実感した次第です。支えてくださる人がこのまちにいるからこそ、まちを愛し、人を愛することが何よりも大切だと思います。

私は特別な人間ではありません。生活の中で疑問も感じます。笑うことも、涙することも、怒りを覚えることや失望を感じることもあります。気弱になることもあり、欲もあります。家族とともに暮らす普通の人間です。普通の生活があるから、町民皆様と共通の発想を持つことができると信じています。良くなりたいと思う気持ちがあるから、まちづくりへのエネルギーが生まれると考えています。これからも初心を忘れることなく、「人・花・心」育みのまちづくりに努力を重ねてまいります。ご理解とご支援を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

なお、提案いたしております予算の細部につきましては、担当者から説明させていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これで、町政執行方針の説明は終わりました。

ここで１０分間休憩します。

(休憩 午前 11 時 16 分)

(再開 午前 11 時 26 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇議 長 日程第6 平成29年度大空町教育行政執行方針の説明を行います。

渡邊教育長から教育行政執行方針について説明の申し出がありますので、これを許します。

渡邊教育長。

◇教 育 長 平成29年第1回大空町議会定例会の開会に当たり、平成29年度教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日、グローバル化や高度情報化が加速度的に進展する一方で、今後、急激な人口減少と少子高齢社会を迎えることから、地方創生を実現するため、多くの課題に一体的に取り組むとともに、地域や住民が主体的に社会を創り出していくことが求められています。

このような変化が激しく、先を見通せない社会において、本町を持続的に発展させていくためには、自らが変化し大空町の未来を創り出していくという主体性を持った人づくりや郷土の歴史・文化を誇りに思い、生涯にわたり生きがいを持って活躍できる学びづくりが重要であります。

大空町教育委員会は、多くの教育課題に対応するため、町長が主宰する総合教育会議との連携のもと、第2次大空町総合計画や大空町教育推進計画、総合戦略などに基づいた各種教育施策に積極的に取り組んでまいります。

学校教育の推進について申し上げます。

第1に確かな学力の定着と自立する生き方を育む教育活動の充実についてであります。

子どもたちが変化の激しい社会において自立して生きていくためには、基礎的・基本的な知識・技能やそれらを活用できる力、すなわち「確かな学力」を育むことが必要であります。

このため、子どもたち一人一人の理解や習熟の程度に応じた少人数・習熟度別指導やティーム・ティーチングなど、個に応じたきめ細かな指導による授業改善を進めるとともに、放課後や長期休業中の補充的な学習サポートを社会教育事業と合わせて実施することにより、確かな学力の定着に努めてまいります。

全校統一した家庭学習・宿題の取り組みにより、家庭と連携・協力して、児童・生

徒が自ら計画を立てて学習に取り組む習慣の定着をはかってまいります。

全国学力・学習状況調査結果の分析を行い、結果及び改善策を保護者や町民皆様に公表するとともに、学習指導方法の改善に活かしてまいります。

I C T（情報通信技術：「I」インフォメーション、「C」コミュニケーション、「T」テクノロジーの略）機器等を効果的に活用した指導方法の工夫改善に努め、児童・生徒に「わかる授業」を提供してまいります。本年度は、中学校の教育用コンピュータを更新するとともに、併せてタブレット端末を導入し、I C T授業の充実をはかってまいります。

将来、児童・生徒が社会人・職業人として自立していくことができるよう、コミュニケーション能力や勤労観、職業観を育成するため、発達段階に応じたキャリア教育を推進してまいります。

新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」や学びの本質として重要となる「主体的・対話的で深い学び」の実現、「カリキュラム・マネジメント（教育課程の管理）」の確立など、次期学習指導要領全面实施に向けて2名の指導主事を教育委員会に配置し、学校教育に関わる指導体制の一層の強化をはかってまいります。

グローバル社会にあつて、国際感覚や外国語力を身につけることは、ますます重要になっております。外国語活動の教科化に向けた準備を進めるとともに引き続き語学指導助手を配置し、指導主事と共に国際理解を深める取り組みや英語教育の充実をはかってまいります。また、「まちななか留学事業」の定着と効果的な活用をはかるとともに、新たに外国人ホームステイの推進についても取り組んでまいります。

特別支援教育の推進や通級指導教室の運営支援のため、特別支援コーディネーターを引き続き配置し、学校・関係機関との連携強化や校内研修の実施などにより、個々の状況に応じた一貫した支援の充実に努めてまいります。また、補助教諭を引き続き小学校に配置するとともに本年度から新たに女満別中学校に配置し、きめ細かな教育指導の充実をはかってまいります。

第2に豊かな心と健やかな体を育む教育活動の充実についてであります。

就学前の幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っていることから、平成30年度から全面实施される幼稚園教育要領に向けて幼児教育の充実に努めてまいります。

道徳教育の教科化に向けて、子どもたちが生命を大切にする心、思いやりのある心、美しいものに感動する心、ふるさとを愛する心などを育むとともに、いじめを生まない人間関係の形成をはかるため、教育活動全体を通して道徳教育の充実に努めてまい

ります。

地域の豊かな資源を活用した特色ある学習を推進するため、地域コーディネーターを引き続き配置し、地域と学校の連携をはかるとともに本物の体験教育を推進してまいります。

学校図書館司書を引き続き配置し、図書館との連携による児童・生徒の読書活動の充実をはかるとともに、「朝読」「家読」運動を推進し、望ましい読書習慣を形成してまいります。

いじめや不登校につきましては、「大空町いじめ防止基本方針」に基づき、未然防止の取り組みを推進するとともに情報の共有化をはかり、早期発見・早期解決に向けて組織的な対応に努めてまいります。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の分析を行い、結果及び改善策を保護者や町民皆様に公表するとともに、体力向上に向けた指導方法の改善に活かしてまいります。

縄跳び運動や体育の授業の充実、家庭における運動の奨励により、子どもたちの体力づくりを推進してまいります。

学校・家庭・地域と連携して「早寝・早起き・朝ごはん」や「ノーゲームデー」などを推進し、子どもたちの基本的な生活習慣の確立に努めてまいります。

学校給食については、子育て世代の負担軽減をはかるため、引き続き無償化を実施するとともに、児童・生徒や保護者が望ましい食習慣や身体の基本となる食の大切さを学んでもらうために、栄養教諭などによる日常的な給食指導や食育教育を計画的に推進してまいります。また、食育の一環として取り組んでいる地場産品を活用した「ふるさと給食」を継続的に実施するとともに、安全・安心な給食が提供できるよう食物アレルギー対応のためのアレルギー検査にかかる費用の一部助成についても引き続き実施してまいります。

第3に信頼に応える学校づくりと子育て世代への支援についてであります。

学校評議員制度の有効な活用や毎年度実施している学校評価をもとに学校改善をはかるとともに、結果や改善策の公表により開かれた学校づくりを推進してまいります。

学習の円滑な移行や指導の充実のため、幼稚園と小学校、小学校と中学校の連携・接続をスムーズに行うための取り組みを継続するとともに、幼・小・中・高校間や同校種間の連携・交流を一層推進してまいります。また、小中一貫教育の実現に向けた検討を進めてまいります。

学校教育指導を生きたものとするため、授業公開や全体協議の充実をはかってまいります。

授業改善に直結する校内研修の推進と教職員の研修機会の拡充、学校教育研究会活

動の充実をはかるとともに、講習会・研究会への参加促進と授業交流、教職員間の交流を推進してまいります。

交通違反や体罰などの教職員の不祥事防止につきましては、北海道教育委員会の「コンプライアンス確立月間」などを通じて、教職員の自覚を促す指導を行ってまいります。

町立東藻琴高等学校及び道立女満別高等学校で取り組まれている地域に根ざした魅力ある教育実践に対して継続して支援するとともに、教育環境の充実に努めてまいります。

大空町の新しい高校づくりにつきましては、「大空町の高等学校教育を考える協議会」の議論を踏まえ、両校の発展的な統合に向けた具体的な検討を行ってまいります。地域と共にある学校として平成32年の開校をめざし、町民皆様と魅力ある高校づくりを進めてまいります。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入に向けた検討を進め、地域に開かれた学校運営の体制づくりを推進してまいります。

幼保の連携をはかるとともに、子ども・子育て支援制度の定着に努めてまいります。本年度は、認定こども園の開設に向けた基本構想の策定に着手してまいります。

子育て世代の多子世帯に対し、町立保育園・幼稚園の保育料を軽減するとともに、高校や大学などへの進学に要する費用の一部を引き続き支援してまいります。

東藻琴小学校が開校110周年、東藻琴中学校が開校70周年を迎えるに当たり、記念事業実施のために必要な支援を行ってまいります。

学校教育施設の整備につきましては、東藻琴小学校の体育館を建設するとともに、女満別中学校の大規模改修に向けた実施設計に着手してまいります。

スクールバスにつきましては、安全運行の徹底は勿論のこと、児童・生徒の通学環境と利便性の向上に努めてまいります。

社会教育の推進について申し上げます。

第1に生涯学習の振興についてであります。

子どもから高齢者まで生涯を通じて、町民皆様が豊かで活気ある生活を送るためには、一人一人が生きがいを感じ仲間と一緒に自己研鑽することが大切であり、率先して学び、学んだ成果を地域社会に活かすことのできる環境をつくる必要があります。

生涯学習事業に関わる関係団体や行政関係部局と緊密な連携をはかりながら的確に

町民皆様が求めるニーズを把握し、豊かな人間性とすばらしい感性を育むための生涯学習環境の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

全国的にも深刻となっている少子化、核家族化などの進行に伴い、人間関係や連帯感の希薄化が進み、子どもたちの成長にとって大切な体験や異世代との交流が不足しており、家庭や地域での教育力の向上が求められています。

そのような中で、家庭・学校・異世代との連携をはかりながら、親子が楽しめる事業の展開や異世代との交流事業などを積極的に取り組むため、子育て支援ネットワーク事業による「親子体験講座」を実施するとともに、基礎的な学力や規律ある生活習慣を身につけるため、長期休業中の児童を対象とした補足的な学習や体験サポート事業を引き続き実施してまいります。

子どもたちが安全でのびのびと活動できる環境づくりを整備するため、子どもワールド21の活動など放課後週末活動支援事業を継続実施するとともに、青少年健全育成指導委員会や青少年健全育成町民会議と連携しながら、子どもたちの安全確保や非行防止の推進のため青少年の各種活動を支援してまいります。

姉妹都市稲城市・友好町氷川町との児童・生徒の交流事業につきましては、引き続き実行委員会に対して支援するとともに、相互の歴史や文化、郷土を学び体験できる文化交流の機会として内容を充実してまいります。

青年団体が行う自主的な活動を引き続き支援するとともに、青年リーダーの育成を積極的に推進し、青年交流事業や地域行事への参加など、まちづくりへの参画を促してまいります。

学習ニーズが多様化・複雑化している成人期においては、生活に活用できる生涯学習講座を開催するとともに、自主的な活動の推進により、仲間づくりが進むよう学習環境の整備に努めてまいります。

女性の自己充実と自己実現のため、大空町自治会女性部連絡協議会をはじめ、女性団体やグループの活動を引き続き支援するとともに、求められる学習機会を提供してまいります。

第2に芸術・文化の振興と文化財保全及び読書活動の推進についてであります。

価値観の多様化や情報技術の発展に伴い、素晴らしい芸術や文化に触れる機会が増え、「心の豊かさ」を求める気運が高まりを見せています。

自主的・自発的な文化活動や歴史ある地域文化の振興を促すため、大空町文化団体

協議会などが実施する町民文化祭や各種文化事業などの活動を継続的に支援するとともに、東京都稲城市との姉妹都市交流25年、大空町文化団体創立10年を記念し、文化交流事業として実施する稲城市子どもミュージカルの招へいに対して支援を行ってまいります。

芸術文化振興を目指して創設された総合型芸能文化倶楽部の活動を充実し、指導者の養成やリーダーの発掘など新たな文化の創造に努めてまいります。

芸術文化振興の推進母体とも言える大空町青少年育成協会と連携し、町民ニーズを把握し、優れた芸術鑑賞機会の提供に努めるとともに、継続して文化団体の合宿誘致を行い、芸術や文化を町民が体験し表現できる機会の創設をはかってまいります。

天然記念物に指定されている女満別湿生植物群落は、水芭蕉の減少が大きな課題となっております。北海道大学や関係団体と連携し継続して群落内の水位調査を実施し、保全に向けた対策を検討してまいります。

町内には、貴重な文化財や各種の歴史的財産が点在し、保全の取り組みが必要であります。郷土・歴史文化保勝会の主体的な活動を支援するとともに、関係団体と連携し、文化財などの保全や保存に向けた取り組みを進めるほか、文化財の展示など町民皆様に鑑賞いただく取り組みを行ってまいります。

町内に2か所ある図書館では、図書の充実をはかるとともに、大空町図書館第2期5ヶ年計画及び子どもの読書活動推進計画に基づいて、引き続き町民皆様の読書活動を推進してまいります。

町民皆様が図書に親しみをもってもらえるよう図書館内での各種自主事業の展開や、学校や地域で読書の機会を提供する移動図書館車巡回運行や学校配本事業を引き続き推進してまいります。

また、幼児期に豊かな感性を育むために親子で行う読書活動として、ブックスタート事業に引き続き取り組んでまいります。

第3にスポーツ活動の推進についてであります。

少子高齢社会の中で、心身ともに健康で豊かな生活を送ることは、町民の願いであり、幸せを実感できるものであります。

スポーツは、健康な心身の源であり、子どもから高齢者までそれぞれの時期に適した様々なスポーツに親しみ、楽しむことができる環境づくりが求められています。

スポーツ推進委員や体育協会加盟団体との連携協力により、町民誰もが気軽に参加できる事業の展開や、親子で楽しめるスポーツ教室の開催、町民全体を対象としたミニバレーボール大会などを継続して開催します。また、各種スポーツの指導者養成と指導力向上に努めてまいります。

バスケットボールをはじめとして、バレーボール、相撲、柔道といった質の高いスポーツ団体の合宿を誘致し、交流人口の拡大のほか地域とのふれあいやスポーツ事業の活性化をはかってまいります。

また、新しいスポーツ合宿の誘致にも積極的に取り組んでまいります。

第4に社会教育施設の充実についてであります。

生涯学習事業を展開していくためには、町民皆様のニーズに対応した社会教育環境の整備・充実が不可欠であります。社会教育施設などの計画的な整備による施設の長寿命化をはかるとともに、指定管理者との連携により施設利用者の要望を踏まえながら、適切な維持管理と安全性の確保に努めてまいります。また、指定管理者が行う自主事業や連携事業により、社会教育施設を活用した各種文化・スポーツ事業の充実に取り組んでまいります。

平成27年度に着手いたしました女満別運動公園野球場の大規模改修工事は、平成29年度で完成を迎えることとなっており、野球場のほか周辺スポーツ施設の利活用の向上に取り組んでまいります。

旧豊住小学校施設につきましては、社会教育を中心とした多様な各種事業への活用と施設の適切な維持管理のため、本年度は1階トイレを改修し、利便性の向上をはかります。また、継続して管理人を配置し、利用しやすい施設として活用をはかるとともに、引き続き施設の適正な活用方法について検討してまいります。

以上、平成29年度の教育行政執行にあたっての主要な方針について申し上げます。

大空町教育委員会といたしましては、本町の将来を担う子どもたちが、郷土に誇りを持って未来に向かってたくましく成長していくことができるよう、学校・家庭・地域をはじめ、関係機関・関係団体との連携をはかりながら、大空町教育の一層の充実・発展に全力で取り組むとともに、町民一人一人が生涯にわたり豊かに学び、学んだことを活かすことのできる生涯学習社会の実現をめざしてまいりますので、町議会議員並びに町民皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これで教育行政執行方針の説明は、終わります。

◎日程第7 諮問第1号

◇議 長 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

山下町長。

◇町 長 議案書の１ページでございます。

「諮問第１号 人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員鎌田宏惇が、平成２９年６月３０日をもって任期が満了するので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、次の者を後任委員に推薦することについて、議会の意見を求める。

平成２９年３月７日提出 大空町長 山下英二。

記 住所 北海道網走郡大空町東藻琴西倉３５３番地の１。氏名 鎌田宏惇。生年月日 昭和２５年１２月１１生まれ」の６６歳でございます。

鎌田氏は、平成２０年７月から３期９年間、人権擁護委員として人権啓発及び相談活動に従事され、熱意を持ち、積極的に活動されております。広く社会の実情に通じ温厚な人柄であり、人権擁護委員に適任であると判断しております。

引き続き同氏を推薦いたしたく議会の意見を求めるものでございます。

本人の履歴につきましては、参考資料の１ページ、２ページに記載いたしておりますので、御覧いただきたいと存じます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。御賛同賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

（休憩 午前１１時５０分）

（再開 午前１１時５１分）

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本件は、お手元に配付しました意見書のとおり適任と答申したいと思いを。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第１号 人権擁護委員の推薦については、お手元に配付しました意見書のとおり、適任と答申することに決定しました。

◎日程第 8 諮問第 2 号

◇議 長 日程第 8 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

山下町長。

◇町 長 議案書の 3 ページでございます。

「諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員河崎琢也が、平成 29 年 6 月 30 日をもって任期が満了するので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、次の者を後任委員に推薦することについて、議会の意見を求める。

平成 29 年 3 月 7 日提出 大空町長 山下英二。

記 住所 北海道網走郡大空町女満別本通 6 丁目 1 番 1 号。氏名 河崎琢也。生年月日 昭和 33 年 2 月 19 日生まれ」の 59 歳でございます。

河崎氏は、平成 23 年 7 月から 2 期 6 年間人権擁護委員として人権啓発及び相談活動に従事され、誠意をもって、活動に取り組まれております。地域のさまざまな活動にも参加され、実情に通じ、人権擁護委員に適任であると判断いたしております。

引き続き同氏を推薦いたしたく議会の意見を求めるものでございます。

本人の履歴につきましては、参考資料の 3 ページ、4 ページに記載しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

(休憩 午前 11 時 54 分)

(再開 午前 11 時 55 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本件は、お手元に配付しました意見書のとおり適任と答申したいと思いを。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦については、お手元に配付しました意見書のとおり、適任と答申することに決定しました。

◎日程第9 諮問第3号

◇議 長 日程第9 諮問第3号 人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

山下町長。

◇町 長 議案書の5ページでございます。

「諮問第3号 人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員高木国広が平成29年3月31日をもって退任事由が生じたので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を後任委員に推薦することについて議会の意見を求める。

平成29年3月7日提出 大空町長 山下英二。

記 住所 北海道網走郡大空町東藻琴353番地の6。氏名 中鉢由美子。生年月日 昭和33年5月14日生まれ」の58歳でございます。

中鉢氏は、民生委員児童委員の主任児童委員として地域の児童に関する相談、支援に携わり、問題解決の手助けとなるような活動に従事されており、人権擁護委員の活動についても理解のある方と認識してございます。

後任の人権擁護委員に適任であると判断いたしますことから、同氏を推薦いたしたく議会の意見を求めるものでございます。

本人の履歴につきましては、参考資料の5ページに記載いたしておりますので、御覧いただきたいと存じます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。御賛同賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

(休憩 午前11時57分)

(再開 午前11時58分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本件は、お手元に配付しました意見書のとおり適任と答申したいと
思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦については、お手元に配付しました
意見書のとおり適任と答申することに決定しました。

◇議 長 ここで昼食のため休憩します。

再開は午後1時とします。

(休憩 午前11時59分)

(再開 午後01時00分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第10 同意第1号

◇議 長 日程第10 同意第1号 大空町教育委員会委員の任命についてを議題と
します。

本件について提案理由の説明を求めます。

山下町長。

◇町 長 議案書の7ページでございます。

「同意第1号 大空町教育委員会委員の任命について

大空町教育委員会委員相馬隆が、平成29年6月11日をもって任期が満了するの
で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、次の者を
後任委員に任命することについて議会の同意を求める。

平成29年3月7日提出 大空町長 山下英二。

記 住所 北海道網走郡大空町女満別眺湖台2丁目4番17号。氏名 三浦裕幸。
生年月日 昭和26年9月15日生まれ」の65歳でございます。

三浦氏は、女満別小学校教諭、旧豊住小学校長を歴任され、現在は女満別幼稚園長
として園の運営に携わっておられます。

また、社会教育委員や学校評議員、教育支援委員会委員など、大空町の教育行政に
関わってこられました。

大空に人・花・心育むまちの教育の実践において、教育委員会の役割は、重要とな

っております。経験が豊かで見識も広く、教育委員会委員に適任であると判断いたしますことから、同氏の任命につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

なお、本人の履歴につきましては、参考資料の7ページ、8ページに掲載してございますので、御覧いただきたいと存じます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第1号 大空町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 大空町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎日程第11 同意第2号

◇議 長 日程第11 同意第2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

山下町長。

◇町 長 議案書の9ページでございます。

「同意第2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について

オホーツク町村公平委員会委員 田村昌文が平成29年3月31日をもって任期が満了するので、オホーツク町村公平委員会規約第3条第1項の規定により、次の者を後任委員に選任することについて議会の同意を求める。

平成29年3月7日提出 大空町長 山下英二。

記 住所 北海道常呂郡置戸町字北光50番地の133。氏名 田村昌文。生年月日 昭和23年6月16日生まれ」の68歳でございます。

田村氏は人格高潔で識見高く、公平公正であり、公平委員会委員に適任であると判断いたしますことから、当氏の選任につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

なお、本人の履歴につきましては、参考資料の 9 ページに掲載してございますので、御覧いただきたいと存じます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第 2 号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、同意第 2 号 オホーツク町村公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎日程第 1 2 議案第 3 号

◇議 長 日程第 1 2 議案第 3 号 町道路線の廃止についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高島建設課参事。

◇建設課参事 議案書 1 1 ページでございます。

「議案第 3 号 町道路線の廃止について

道路法第 1 0 条第 1 項の規定により、次の町道路線を廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 9 年 3 月 7 日提出 大空町長 山下英二。

記 1 廃止する路線 路線名 栄町六丁目線、栄町六丁目西線、栄町五条線」の 3 路線を廃止するものであります。参考資料 1 1 ページでございます。栄町六丁目線と栄町六丁目線の一部について歩道整備を計画していることから、町道路線の見直しが必要となり、廃止するものであります。

以上、提案理由につきまして御説明を申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 町道路線の廃止についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13号 議案第4号

◇議 長 日程第13 議案第4号 町道路線の認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高島建設課参事。

◇建設課参事 議案書13ページでございます。

「議案第4号 町道路線の認定について

道路法第8条第1項の規定により、次の路線を町道路線に認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成29年3月7日提出 大空町長 山下英二。

記1 認定する路線 路線名 栄町六丁目線、栄町五条線」この2路線を認定するものであります。参考資料13ページでございます。路線認定につきましては、廃止した栄町六丁目西線を新たに認定する2路線に振り分け認定するものでございます。

以上、提案理由につきまして御説明を申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第5号

◇議 長 日程第14 議案第5号 オホーツク町村公平委員会規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の15ページになります。

「議案第5号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について

地方自治法第252条の7第2項及び第3項の規定により、オホーツク町村公平委員会規約の一部を別紙のとおり変更することについて議会の議決を求める。

平成29年3月7日提出 大空町長 山下英二」

変更の内容につきましては、定例会参考資料にて説明しますので、参考資料の15ページをお開き願います。

議案第5号関係、オホーツク町村公平委員会規約の一部を改正する規約新旧対照表であります。第3条第1項の改正は、オホーツク町村公平委員会の、共同設置地方公共団体の長が平成29年4月1日より清里町長から、大空町長に変更となるため改めるものであります。また、第5条の法第8条第5項を法第8条第6項に改正しておりますが、引用しております地方公務員法の条項が1条繰り下がったことによるものです。

附則としまして、この規約は平成29年4月1日から施行するものであります。以上、提案理由につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 オホーツク町村公平委員会規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 オホーツク町村公平委員会規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第6号

◇議 長 日程第15 議案第6号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菊地総合支所長。

◇総合支所長 議案書の19ページでございます。

「議案第6号 指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したので議会の議決を求める。

平成29年3月7日提出 大空町長 山下英二。

記 1 施設の名称等 大空町東藻琴100番地 大空町地域振興施設。2 指定管理者の名称等 大空町東藻琴71番地の2 大空振興商事株式会社 代表取締役 富田勇。3 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間」でございます。

本施設につきましては、都市住民との交流や観光情報、地域情報の発信及び地場産品等の販売などを通じ、観光や産業の振興を図り、より豊かな町民生活の実現に資することを目的として、昨年6月に建設工事に着手し、この3月中旬に竣工する予定というふうになってございます。

大空振興商事株式会社につきましては、本施設の運営管理を行うために、過去から

の住民懇談会等に参加された地元商工会員の出資により、昨年９月、設立されたものでございます。本施設の管理、運営を効果的かつ効率的に、行うことができるものと見込まれますことから、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第５条の規定により、公募によらず、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

指定期間につきましては、新規の施設でございますことから、管理、運営の業務の成果などを検証するため、一定の期間を要するものでありますことから実施指針に基づきまして、５年間というふうにしてございます。今回大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第７条の規定に基づき、指定管理者として指定を行うため、議会の議決を求めるものでございます。なお、参考資料の１７ページに係る資料を添付してございますので、御覧をいただきたいと存じます。

以上、提案理由を申し上げましたので、よろしく御審議のほど賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第６号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第６号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１６ 議案第７号

◇議 長 日程第１６ 議案第７号 大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の２１ページになります。

「議案第７号 大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成２９年３月７日提出 大空町長 山下英二」

２３ページから２４ページまでは、改正条例となっております。

改正の内容につきましては、定例会参考資料にて説明しますので、参考資料の１９ページをお開き願います。

議案第７号関係、大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

改正の趣旨ですが働きながら育児や介護がしやすい環境づくりの整備につきましては、平成２８年、人事院勧告にあわせて、育児休業法改正の意見の申し出及び勤務時間法の改正の勧告も行われ、既に１１月の臨時会において、関係条例の改正についてお認めをいただいております。

１２月２日に法律の一部改正が公布となり、国から条例改正参考例がだされたところ、改正の必要な箇所が増えたこと、また一部条例の改正内容に誤りがあったことから、改めて改正を行うものであります。

第９条第１項において、子のある職員を子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）に改めております。

規則で定める者を条文に追加しております。

既に規則ではどのようなものか規定があり、条例の内容では文言が脱落していたことから、今回、追加のため改めるものであります。

第２項においても同様に改正するものであります。

第６条の４第１項を第６条の４第２号に、里親を養子縁組里親に、児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者を児童に改めております。

児童福祉法等の一部改正に伴い、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたことにより、改めるものであります。

第２項におきましても、同様に改正するものであります。

第２項では、第１７条第１項に規定する要介護者を、第１７条第１項に規定する日常生活を営むのに支障がある者に改めております。

１１月臨時会におきまして、条例改正を行っておりますが、国の法律では字句の改正がされていないことから、改正前の規定内容に改めるものであります。

第４項においても同様に改正するものであります。

２０ページをお開き願います。

第10条第4項では、第1項及び前項を前3項に改めております。

介護を行う職員の深夜勤務時間外勤務の制限において、第1項の深夜勤務、第3項の時間外勤務の上限を規定している育児を行う職員の規定を読み替えることとしておりますが、新たに第2項の時間外勤務についても、読み替えることとなったことから、第2項分を追加するため改めるものであります。

中段の「とあるのは」から当該要介護者を介護と読み替える規定につきましては、追加となりました第2項の読み替え規定を追加するものであります。

附則としまして、第1項この条例は公布の日から施行する。

また、21ページにかけまして、第2項としまして、条例の施行の日から3月31日までの間は、第9条中第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童とあるのは、第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望しているものとしております。

児童福祉法の一部改正が4月1日から施行となることから、3月31日までは改正前の法律を適応するため、規定するものであります。

以上、提案理由につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号 大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 8 号

◇議 長 日程第 17 議案第 8 号 大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の 25 ページになります。

「議案第 8 号 大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 29 年 3 月 7 日提出 大空町長 山下英二」

27 ページから 28 ページまでは、改正条例となっております。

改正の内容につきましては、定例会参考資料にて説明しますので、参考資料の 23 ページをお開き願います。

議案第 8 号関係、大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

改正の趣旨につきましては、議案第 7 号と同様ですか、法律の一部が改正されたことにより改正を行うものであります。

第 2 条の 2 を追加しています。育児休業法第 2 条第 1 項において、育児休業の承認の対象となる職員の子に、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子、これらに準ずる者として条例で定める者と改められたことから、国の人事院規則と同様に、養子縁組により養親となることを希望しているが、親権者等の反対で、養子縁組里親となることができない職員を条例に規定するものであります。

第 2 条の 2 の改正は、1 条追加に伴い 1 条繰り下げるものであります。

第 3 条第 1 号は、既に育児休業の承認を受け、産前の休業または出産により、育児休業の承認の効力を失った後、または第 5 条の規定により、育児休業の承認を取り消された後に、再度育児休業が認められる場合の条例で定める特別の事情を規定しておりますが、特別養子縁組によることが追加となったことから、第 1 号を第 1 号と第 2 号に分け、第 1 号には産前の休業出産に伴う育児休業の承認が効力を失った後における特別の事情を、第 2 号には第 5 条の規定により、育児休業の承認が取り消された後の特別の事情を規定するため改めるものであります。

24 ページをお開き願います。

第 2 号から第 5 号までは、第 1 号が二つの号となったことから、1 号ずつ繰り下げるものであります。

第 11 条第 1 号は、25 ページにかけまして育児短時間勤務の承認を受け、先ほどの第 3 条と同様に、承認の効力を失ったり、承認を取り消された後 1 年を経過しない

場合に、再度、育児短時間勤務が認められる場合の条例で定める特別の事情を規定しているもので、第1号を第1号と第2号にわけ、第3条と同じ特別の事情を定めるものであります。

25ページになります。

第2号から第6号までは、第1号が二つ号となったことから、1号ずつ繰り下げるものであります。

26ページをお開き願います。

第24条第2項は、育児時間の承認を受けている職員に対し、部分休業の承認は、1日につき2時間から育児時間を減じた時間と定めておりますが、同様に介護時間の承認を受けている職員に対する部分休業の承認についても、1日につき2時間の時間から介護時間を減じた時間を追加するため改めるものであります。

附則としまして、第1項、この条例は公布の日から施行する。

第2項として、条例の施行の日から3月31日までの間は、第2条の2中、第6条の4第1号とあるのは、第6条の4第2項と、第6条の4第2号に規定する養子縁組里親であるものとあるのは、第6条の4第1項の規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者としております。

児童福祉法の一部改正が4月1日から施行となることから、3月31日までは改正前の法律を適用するため、規定するものであります。

以上、提案理由につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号 大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号 大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 18 議案第 9 号

◇議 長 日程第 18 議案第 9 号 大空町老人等短期入所生活介護利用期間弾力化事業に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松川福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書 29 ページをお開きください。

「議案第 9 号 大空町老人等短期入所生活介護利用期間弾力化事業に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 29 年 3 月 7 日提出 大空町長 山下英二」

31 ページは、改正条文でございます。

改正の内容を定例会参考資料 27 ページの新旧対照表により説明いたしますので、お開きください。

本条例は、寝たきり老人、虚弱老人、認知症老人及び身体障害者を介護している家族が農繁期等で介護者が不在となり、または介護するために住宅改修を行う必要があるなど、短期、中期にわたり居宅で介護することが困難となった場合に、特別養護老人ホームあるいは介護老人保健施設への短期入所生活介護、いわゆるショートステイの一部を利用することで、居宅での生活を維持継続することを目的として定めたものであります。

今回の改正は、介護保険法の一部改正に伴い、短期入所生活介護を定義しております介護保険法第 7 条第 13 項が削除され、新たに第 8 条第 9 項において定義づけられ、法律と条例に齟齬が生じたことから、これを引用しております本条例中改正前の条例第 1 条のアンダーラインの箇所になります第 7 条第 13 項を改正後の条例第 8 条第 9 項に改め、同じく改正前の条例第 3 条第 1 号のアンダーラインのところ、法第 7 条第 13 項を改正後の条例法第 8 条第 9 項に改めるものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するとするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号 大空町老人等短期入所生活介護利用期間弾力化事業に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 大空町老人等短期入所生活介護利用期間弾力化事業に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◇議 長 ここで10分間休憩します。

(休憩 午後01時35分)

(再開 午後01時45分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第19 議案第10号

◇議 長 日程第19 議案第10号 平成28年度大空町一般会計補正予算(第10号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の33ページになります。

「議案第10号 平成28年度大空町一般会計補正予算(第10号)

平成28年度大空町一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,890万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ176億2,867万7,000円とする

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算による。

(繰越明許費の補正) 第2条 繰越明許費の追加は、第2表 繰越明許費補正による。

(債務負担行為の補正) 第3条 債務負担行為の追加、廃止及び変更は、第3表 債務負担行為補正による。

(地方債の補正) 第4条 地方債の廃止及び変更は、第4表 地方債補正による。
平成29年3月7日提出 大空町長 山下英二」

35ページをお開き願います。第1表 歳入歳出補正、歳入です。

1款 町税に129万8,000円を追加、7款 ゴルフ場利用税交付金から84万4,000円を減額。8款 自動車取得税交付金に268万9,000円を追加、11款 交通安全対策特別交付金から27万2,000円を減額、12款 分担金及び負担金から4,031万9,000円を減額、13款 使用料及び手数料から325万7,000円を減額、14款 国庫支出金から1,199万円を減額、15款 道支出金に1,207万3,000円を追加、16款 財産収入から198万4,000円を減額。

36ページをお開き願います。

17款 寄附金に1,085万円を追加、18款 繰入金から1億3,058万6,000円を減額、20款 諸収入から8,766万2,000円を減額、21款 町債に1億3,110万円を追加、歳入合計は、1億1,890万4,000円を減額し、176億2,867万7,000円とするものです。

37ページになります。歳出です。

1款 議会費から27万2,000円を減額、2款 総務費から3,697万4,000円を減額、3款 民生費から6,765万6,000円を減額、4款 衛生費から3,269万6,000円を減額、5款 労働費から430万9,000円を減額、6款 農林水産業費から8,398万5,000円を減額、7款 商工費から622万4,000円を減額、8款 土木費から9,268万7,000円を減額。

38ページをお開き願います。9款 消防費から778万8,000円を減額、10款 教育費に2億3,670万9,000円を追加、11款 災害復旧費から401万9,000円を減額、12款 公債費から801万9,000円を減額、13款 職員給与費から1,098万4,000円を減額、歳出合計は、1億1,890万4,000円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

39ページになります。第2表 繰越明許費補正 1追加です。

2款1項 行政事務情報化事業で59万3,000円を追加しています。マイナンバー制度において、地方公共団体情報システム機構が一括して行う個人番号カードの作成・発行業務等に対する大空町の負担分で、国では27年度、28年度において、3,000万枚の作成・発行を見込み、人口割で各市町村の負担金を算出しており、その財源は全額国庫補助金で賄われています。

28年度の個人番号カード作成・発行枚数が見込みを下回っていることから、国では補助金を繰越しとするため、市町村の負担金についても繰越しが必要となるものがあります。

10款2項 東藻琴小学校体育館整備事業の2億5,190万8,000円は、28年度国の補正予算により新たに建設するもので、年度内に完了しないため繰越すものがあります。

40ページをお開き願います。第3表 債務負担行為補正、1追加です。

農業経営基盤強化資金利子補給金は、平成42年度までの事業として、平成17年度に債務負担行為の議決をいただいておりますが、利子補給の期間が41年度までであること、利子補給額が限度額を超えることになることから、過年度議決分を廃止し、新たに追加するものであります。期間が平成29年度から平成41年度まで、限度額が87万5,000円であります。

次の農業経営基盤強化資金利子補給金も同様で、平成44年度までの事業として、平成19年度に債務負担行為の議決をいただいておりますが、利子補給の期間が43年度までであること、利子補給額が限度額を超えることとなることから、過年度議決分を廃止し、新たに追加するものであります。期間が平成29年度から平成43年度まで、限度額が69万1,000円であります。

2廃止、追加で説明しました農業経営基盤強化資金利子補給金2件の過年度議決分に係る債務負担行為を廃止するものであります。

1件目は、期間が平成18年度から平成42年度まで、限度額が308万7,000円、2件目は、期間が平成20年度から平成44年度まで、限度額が361万6,000円であります。

3変更です。現年度議決に関わる分で、農業振興資金利子補給金は、農業者の借入額の確定に伴い、限度額を619万円から731万2,000円に変更するものです。

次の平成28年激甚災害に係る農業経営緊急支援資金利子補給金につきましても、農業者の借入額の確定に伴い、期間、平成34年度から平成45年度までを平成34年度から平成38年度までに、限度額を154万5,000円から50万3,000円に変更するものです。

次の平成28年度入学資金借入金利子等助成金は、借入者の借入額の確定に伴い、期間、平成29年度から平成39年度までを平成29年度から平成38年度までに、限度額93万円に金利変動による増額分を加算した額を13万9,000円に金利変動による増額分を加算した額に変更するものです。

41ページになります。第4表 地方差補正、1廃止です。

藻琴山麓地区草地畜産基盤整備事業債は、対象工種である起伏修正の実施を取りやめたことから廃止とするものであります。

2 変更です。移住・定住促進事業債は、限度額 1,800 万円から 500 万円減額し 1,300 万円に、東藻琴特別養護老人ホーム整備事業債は、限度額 1,970 万円から 160 万円減額し 1,810 万円に、女満別東部高台地区農地整備事業債は、限度額 510 万円から 230 万円減額し 280 万円に変更しています。事業費の確定等に伴い減額するものであります。

女満別湖南昭和地区農地整備事業債は、限度額 430 万円に 1,030 万円追加し 1,460 万円に変更しています。対象工種である農道事業等の増によるものです

東藻琴地区中山間地域総合整備事業債は、限度額 730 万円から 240 万円減額し 490 万円に変更しています。事業費の確定等に伴い減額するものです。

女満別南部地区農地整備事業債は、限度額 480 万円に 250 万円追加し 730 万円に、女満別豊住地区農地整備事業債は、限度額 240 万円に 60 万円追加し 300 万円に変更しています。対象工種である区画整理事業の増によるものです。

42 ページをお開き願います。

栄町 6 丁目線道路整備事業債は、限度額 1,000 万円から 620 万円減額し 380 万円に変更しています。事業実施の財源であります社会資本整備交付金が減額となり、事業費の調整により測量設計業務のみとし、歩道設置工事を取りやめたため減額となるものです。

都市公園整備事業債は、限度額 1 億 1,130 万円から 930 万円減額し 1 億 200 万円に、町営住宅整備事業債は、限度額 5,300 万円から 430 万円減額し 4,600 万円に変更しています。事業費の確定等に伴い減額するものです

橋梁維持管理事業債は、限度額 2,360 万円から 360 万円減額し 2,000 万円に変更しています。事業実施の財源であります社会資本整備交付金が減額となったことから、事業費の調整により減額となるものです。

除雪機械整備事業債は、限度額 1,920 万円から 1,270 万円減額し 650 万円に変更しています。事業実施の財源であります社会資本整備交付金が減額となり、事業費の調整により小型除雪車の購入を 2 台から 1 台としたため減額となるものであります。

東藻琴小学校整備事業債は、限度額 8,520 万円に 1 億 7,970 万円追加し 2 億 6,490 万円に変更しています。現行予算分では 570 万円が減額となりますが、第 2 表 繰越明許費補正で説明しましたように、国の補正予算により実施します東藻琴小学校体育館整備事業の財源として、補正予算債 1 億 8,540 万円を借り入れるため、差し引き 1 億 7,970 万円の増額となるものです。

また、補正予算債の借入れのため償還の方法を 12 年以内償還（うち据置 3 年以内）を 25 年以内償還（うち据置 3 年以内）に変更するものであります。

学校給食費補助事業債は、限度額 2,750 万円から 50 万円減額し 2,700 万円に、27 年発生災害農業用施設復旧事業債は、限度額 280 万円から 250 万円減額

し３０万円に、２７年発生災害公共土木施設復旧事業債は、限度額３００万円から１５０万円減額し１５０万円に、２８年発生災害公共土木施設復旧事業債は、限度額６，０１０万円から９００万円減額し５，１１０万円に変更しています。対象事業費の確定等に伴い減額するものであります。

４３ページ以降の歳入歳出事項別明細書の説明をしますが、今回、補正予算は、年度末に向けた実行予算を実施したものであり、執行残等により整理した細かな事項については、説明を省略させていただきますので御了承願います。

ページが飛びますが、歳出から説明をしますので、６２ページ、６３ページをお願いします。

下段の２款１項１目 行政事務情報化事業の１９節 社会保障・税番号制度システム整備負担金に１１２万円追加しています。地方公共団体情報システム機構が一括して行う個人番号カードの作成・発行業務等に係る大空町の負担分であります。第２表で説明しておりますが、全国ベースでの個人番号カード作成・発行枚数が見込みを下回っていることから、５９万３，０００円については、２９年度に繰り越して負担するものであります。

６６・６７ページをお願いします。

中段の６目 公有財産管理費の１５節 建物解体工事から７６３万２，０００円減額しています。寄附をいただいた北見東京電波旧女満別工場の建物の解体に関わるもので、アスベストの使用があれば、その処理費用も含め当初予算に計上しておりましたが、調査の結果、使用がなく不要となったことなどから減額となるものです。

７目 企業振興促進補助金の１９節 補助金から２４２万５，０００円減額しています。補助金の額の確定に伴い減額となるものです。

下段の移住・定住対策事業の１９節 いきいき子育て住宅支援補助金から４８０万円減額しています。対象となる件数及び補助額の減に伴い減額するものです。

６８・６９ページをお願いします。

上段の住替え促進事業の１９節 助成金から１２８万９，０００円減額しています。見込み件数の減によるものです。

下段のふるさと応援寄附金事業の７節 地域おこし協力隊員賃金から２１２万７，０００円減額しています。地域おこし協力隊員の募集に対し応募はあったものの、採用までに至らなかったため減額となるものです。

同じく８節 寄附者報償費に７９万３，０００円、１４節 公金支払・代理収納システム使用料に２０万円。

７０・７１ページをお願いします。上段のサイト使用料に５２万９，０００円、それぞれ追加しています。寄附件数、寄附額の増加が見込まれることから追加するものです。

同じく民間賃貸住宅改修支援事業補助金の１９節 補助金から１８９万４，０００

円減額しています。見込み件数の減によるものです。

74・75ページをお開き願います。

下段の3項1目 出産祝い金支給事業の8節 出産祝い金から105万円減額しています。見込み件数の減によるものです。

76・77ページをお開き願います。

中段の3款1項1目 国民健康保険事業特別会計繰出金の28節 繰出金から1,747万1,000円減額しています。基金残高を7,000万円とする積立分に充てるため法定外繰入金として予算計上しておりましたが、特別会計において調整交付金等の増額に伴い、基金積立分が確保できることから減額となるものです。

次の高齢者等移動支援事業の14節 外出支援タクシー借上料から101万2,000円減額しています。利用見込みの減によるものです。

78・79ページをお開き願います。

上段の臨時福祉給付金及び加算給付金給付事業の19節 臨時福祉加算給付金から120万円減額しています。賃上げの恩恵が受けにくく、低所得の障がい年金、遺族年金受給者に対する支援として、臨時福祉給付金に加算されるものですが、対象者の見込み減により減額となるものです。

同じく23節 前年度臨時福祉給付金事業費補助金返還金に81万6,000円追加しています。27年度事業の精算により国への返還分を追加するものです。

2目 軽度生活援助事業の19節 除雪サービス事業助成金に10万円追加しています。利用の増加が見込まれることから追加するものです。

下段の介護保険事業特別会計繰出金の28節 介護保険事業勘定特別会計繰出金から347万円減額しています。給付費の減によるものであります。

80・81ページをお開き願います。

上段の後期高齢者療養給付費の19節 負担金から1,683万1,000円減額しています。27年度負担金の精算に伴う返還分があるため減額となるものであります。

次の東藻琴特別養護老人ホーム増築事業補助金の19節 補助金から153万6,000円減額しています。事業費の確定によるものです。

3目 障害者総合支援事業の19節 美幌地域3町障害支援区分認定等審査会負担金に29万6,000円追加しています。審査会の委員報酬、賃金等が補助対象外となったことから3町で負担し合うため追加となるものです。

同じく20節 障害者自立支援医療給付費から206万円減額しています。利用見込みの減によるものです。

同じく障害児給付費に40万円追加、療養介護医療給付費に121万2,000円追加しています。利用の増加が見込まれることから追加するものです。

下段の6目 重度心身障害者医療費助成事業の20節 医療費扶助から445万1,000円減額しています。利用見込みの減によるものです。

7目 老人福祉施設入所措置事業の20節 措置費から141万8,000円減額しています。利用見込みの減によるものです。

82・83ページをお開き願います。上段の2項2目 児童手当扶助費の20節 児童手当扶助から759万5,000円減額、次の子ども医療費助成事業の20節 子ども医療費扶助から112万8,000円減額しています。見込み人数の減によるものです。

中段の3目 東藻琴保育園管理運営費の7節 嘱託保育士賃金から457万6,000円減額しています。保育士の確保ができず内部調整により対応したため減額となるものです。

84・85ページをお開き願います。

上段の4款1項2目 母子保健事業の13節 妊婦健康診査等委託料から175万7,000円減額しています。出産予定者が見込みより少なかったことによるものです。

次の各種疾病予防対策事業の13節 予防接種委託料から350万円減額しています。利用者の見込み減によるものです。

中段の3目 簡易水道事業特別会計繰出金の28節 繰出金から777万2,000円減額、次の個別排水処理事業特別会計繰出金の28節 繰出金から114万4,000円減額しています。事業費の確定等によるものです。

下段のエコ運動推進事業の11節 印刷製本費から100万円減額しています。エコ運動啓発用パンフレットの作成を予定していましたが、検討の結果取りやめたことによるものです。

86・87ページをお開き願います。

中段の2項1目 ごみ収集事業の13節 ごみ収集運搬手数料収納事務委託料に10万円追加しています。指定ごみ袋取扱店に販売委託している手数料徴収事務件数の増によるものです。

次の一般廃棄物焼却処理施設管理運営費の11節 燃料費から124万1,000円減額しています。燃料単価等の減によるものです。同じく光熱水費で104万9,000円減額しています。粉じん用のフィルター交換により、送風のためのコンプレッサの稼働が軽減されたことなどで電気料が減額となったものです。

次の一般廃棄物最終処分場管理運営費の13節 木屑破碎処理委託料から475万2,000円減額しています。破碎処理が必要なくなったことから減額となるものです。

88・89ページをお開き願います。

上段の2目 合併処理浄化槽設置整備事業の19節 補助金から297万5,000円減額しています。見込み件数の減によるものです。

中段の5款1項1目 地域就業者雇用確保事業補助金の19節 補助金から

185万円減額しています。見込み件数の減によるものです。

次の地域産業人材育成事業補助金の19節 補助金から243万9,000円減額しています。見込み件数の減によるものです。

90・91ページをお開き願います。

上段の6款1項1目 農地保有合理化促進事務費の11節 消耗品費に3万7,000円追加しています。事務委託金が追加となり対象経費の消耗品に追加するものです。

3目 農業関係資金対策事業の19節 農業振興資金利子補給金から141万4,000円減額しています。借入れ資金の繰上げ償還等によるものです。

92・93ページをお開き願います。

上段の環境保全型農業直接支援対策事業の19節 交付金から150万2,000円減額しています。減農薬・減肥料の取り組み対象面積の減に伴うものであります。

次の強い農業づくり事業の19節 経営体育成事業補助金に47万6,000円追加しています。28年8月の台風災害に伴い倒壊したビニールハウス4棟の復旧に対する補助事業が採択となったため追加するものです。

下段の畜産競争力強化整備事業補助金の19節 補助金から789万円減額しています。補助事業の名称変更により減額するものです。

94・95ページをお開き願います。

上段の5目 農地一般事務費の19節 農業競争力基盤強化特別対策事業負担金に20万8,000円追加しています。町内の農業者が他市町で実施する道営農業基盤整備事業に係るパワーアップ事業の町負担金に2件分を追加するものです。同じく東藻琴地区中山間地域総合整備事業負担金から1,332万3,000円減額、女満別東部高台地区農地整備事業負担金から1,564万9,000円減額、女満別南部地区農地整備事業負担金から223万6,000円減額、女満別湖南昭和地区農地整備事業負担金から615万5,000円減額、女満別豊住地区農地整備事業負担金から352万8,000円減額、藻琴山麓地区草地畜産基盤整備事業負担金から1,915万2,000円の減額につきましては、いずれも道営事業の事業費確定に伴う減額であります。

96・97ページをお開き願います。

中段の2目1項 森林整備推進対策事業補助金の19節 補助金から122万4,000円減額しています。28年8月の台風の影響により除伐が一部実施できなかったことなどによるものです。

下段の地域材利用促進事業補助金の19節 補助金から310万円減額しています。住宅建設の見送りなどにより申請の辞退者がいたためです。

98・99ページをお開き願います。

中段の7款1項1目 住宅リフォーム促進事業費補助金の19節 補助金から165万3,000円減額しています。申請の辞退者がいたためです。同じく、下段の起業化支援事業補助金の19節 補助金に100万円追加しています。1件起業の見込

みがあることから追加するものであります。

100・101ページをお開き願います。

上段の2目 観光振興一般事務費の7節 地域おこし協力隊員賃金から108万3,000円減額しています。10月1日採用のため減額するものです。

104・105ページをお開き願います。

下段の8款2項3目 除雪機械整備事業の18節 小型除雪車から2,984万円減額しています。第4表 地方債補正で説明しましたが、国の社会資本整備交付金が減額となり、事業費の調整により小型除雪車の購入を2台から1台としたため 減額となるものです。

106・107ページをお開き願います。

上段の4目 栄町6丁目線道路整備事業の15節 歩道新設工事から2,205万円減額しています。第4表 地方債補正で説明しましたが、事業実施の財源となります社会資本整備交付金が減額となり、事業費の調整により測量設計業務のみとし、歩道設置工事を取りやめたため減額となるものです。

次の橋梁補修等事業の13節 設計委託料から527万6,000円減額しています。第4表 地方債補正で説明しましたが、事業実施の財源となります社会資本整備交付金が減額となり、事業費を減額したためであります。

次の道路附属物点検事業の13節 道路構造物点検業務委託料から630万円減額しています。事業実施の財源となります社会資本整備交付金が減額となり、事業費の調整により事業を取りやめたためであります。

中段の3項1目 河川管理事業の15節 河川維持補修工事から153万3,000円減額しています。災害復旧事業での実施箇所もあり減額となるものです。

次の4項1目 下水道事業特別会計繰出金の28節 繰出金に164万2,000円追加しています。公債費負担の平準化のため借入れています資本費平準化債の借入れ基準が変更となり、見込みより減額となることから繰出金が追加となるものです。

108・109ページをお開き願います。

上段の6項1目 町営住宅管理一般事務費の13節 長寿命化計画等委託料から140万4,000円減額しています。計画策定に当たりアンケート調査を予定しておりましたが、ほかで実施した調査結果を活用することとし、取りやめたことなどにより減額となるものであります。

次の町営住宅維持補修事業の15節 町営住宅外壁塗装改修工事から314万4,000円減額しています。積算単価の増額を見込んでおりましたが、見込みより増額とならなかったことなどによるものです。

下段の9款1項2目 網走地区消防組合大空消防署費負担金の19節 負担金から616万5,000円減額しています。職員人件費の支給事由の変更などによるものです。

110・111ページをお開き願います。

下段の10款1項2目 女満別高等学校生徒寄宿舎管理費の11節 賄材料費から134万6,000円減額しています。入寮生徒数が見込みより少なかったことによるものであります。

112・113ページをお開き願います。

中段の2項1目 女満別小学校管理費の11節 修繕料に32万4,000円追加しています。屋上の塔にあります時計の基盤が故障し修理のため追加するものであります。同じく18節 管理備品に28万円追加しています。新年度、児童の進級に対して机・椅子が不足する学年があるため、14台を購入するものであります。

114・115ページをお開き願います。

上段の東藻琴小学校体育館整備事業の15節 体育館建設工事に2億5,190万8,000円追加しています。28年度国の補正予算により実施するもので、年度内に完了しないため、29年度へ繰越して実施する事業であります。

定例会参考資料の29・30ページに、建設工事の位置図等を掲載しておりますので、ご参照願います。

下段の3項1目 女満別中学校管理費の18節 管理備品に279万8,000円追加しています。

116・117ページをお開き願います。同じく上段の東藻琴中学校管理費の18節 管理備品に153万3,000円追加しています。生徒が使用する机・椅子の損傷が激しいことから、ふるさと応援寄附金の未来を担う子どもたちを育む事業への寄附金を活用し、全生徒分を購入するためであります。

122・123ページをお開き願います。

中段の7項1目 体育振興補助金の19節 補助金に4万円追加しています。町民が全国・全道大会へ参加する経費の一部を助成していますが、各大会への参加が増えているため追加するものであります。

124・125ページをお開き願います。

上段の3目 東藻琴学校給食センター管理運営費の11節 燃料費に41万円追加しています。暖房に利用しています温泉の温度が低いことから、灯油暖房により温度を確保しており、燃料費に不足が生じるため増額するものであります。

下段の12款1項1目 地方債償還元金の23節 元金償還金に7万8,000円追加しています。平成17年度に借入れしました減税補てん債、臨時財政対策債は、償還年数が20年で、10年目に利率を見直す地方債であります。財政融資資金の利率をもとに予算では0.2%と見込んでいましたが0.1%となったことから、元利均等払い償還のため、利息が減少した分、元金の償還額が増えることにより増額となるものです。なお、利率の変更に伴い、借入時1.5%と2.0%だった金利が0.1%となったため、約150万円利息が少なくなります。

同じく２目 地方債償還利子の２３節 利子償還金から８０９万７,０００円減額しています。平成２７年度に借入れしました地方債の金利が見込みより低かったため減額となるものです。

下段の１３款１項１目 職員給与費から総額１,０９８万４,０００円減額しています。主に１２月末、１月末での退職者、休職者に係る分が減額となっています。

続きまして、歳入の説明をしますので、４６・４７ページをお開き願います。

１款 町税から１１款 交通安全対策特別交付金までは、実績見込みなどにより増減させております。下段の１２款１項１目１節 農業基盤整備事業分担金で総額３,８９９万円減額しています。各道営事業の事業費の確定等により、農業者分担金について増減しています。

４８・４９ページをお開き願います。

上段の２項２目１節 ごみ焼却施設維持管理費負担金から１２２万１,０００円減額しています。ごみ焼却施設の運営に係る津別町からの負担金で、事業費の見込みにより減額となるものであります。

中段の１３款１項２目２節 保育所保育料から１８３万７,０００円減額しています。入園者が見込みより少なかったことにより減額となるものです。

４目２節 牧野使用料から２４３万７,０００円減額しています。ヨウネ病の発症や台風災害等に伴い入牧頭数の減少により減額となるものです。

６目４節 住宅使用料に総額３０９万８,０００円追加しています。町営住宅等の入退去によるもので、町営住宅・特定公共賃貸住宅などで増額となったものであります。

５０・５１ページをお開き願います。

中段の１４款１項２目５節 児童手当負担金から総額５５１万６,０００円減額しています。対象者の見込み減によるものです。

次の４目１節 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金から５０３万５,０００円減額しています。対象事業費の確定に伴い減額するものであります。

２項１目１節 社会保障・税番号制度システム整備費補助金に１１２万円追加しています。個人番号カードの作成・発行業務等に係る経費の追加負担に伴う補助金の増額です。

２目１節 社会福祉費補助金から総額２０２万２,０００円減額しています。年金生活者等への臨時福祉給付金・加算金の給付金及び事務に対する補助金で、事業費の確定に伴い減額するものです。

下段の４目１節 農地整備事業補助金から総額１,４４４万４,０００円減額しています。道営の農業基盤整備事業における事業費確定に伴い減額となるものです。

２節 畜産競争力強化整備事業補助金から８２９万円減額しています。補助事業の名称変更に伴い減額するものです。同じく畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

補助金に40万円追加しています。畜産競争力強化整備事業補助金の名称変更に伴う補助金で、バンカーサイロ建設用地の造成費が採択となり追加するものです。

52・53ページをお開き願います。

上段の5目1節 学校施設環境改善交付金に6,644万円追加しています。28年度国の補正予算により東藻琴小学校体育館整備を行うもので、年度内に完了しないため、29年度へ繰越して実施する事業に対する補助金であります。

中段の4項1目1節 社会資本整備総合交付金から総額4,267万3,000円減額しています。国の交付金の配分が減額となったもので、事業ごとの交付金の増減につきましては、事業間で調整を行ったこと、事業費の確定によるものであります。

下段の15款2項1目1節 地域振興施設整備事業補助金に2,610万円追加しています。北海道の地域づくり総合交付金が対象となったことから追加するものです。

次の2目1節 重度心身障害者医療給付事業補助金から114万1,000円減額しています。重度心身障害者医療扶助費の減によるものです。

54・55ページをお開き願います。

上段の4節 乳幼児等医療給付事業補助金から116万4,000円減額しています。子ども医療扶助費の減によるものです。

中段の4目1節 環境保全型農業直接支援対策事業補助金から120万円減額しています。補助対象面積の減に伴うものであります。

同じく農業競争力基盤強化特別対策事業補助金から1,266万円減額しています。北海道のパワーアップ事業の補助金で事業費の確定により減額となるものです。

同じく乳製品加工研究所屋根外壁改修事業補助金に350万円追加しています。北海道の地域づくり総合交付金が対象となったことから追加するものです。

同じく、強い農業づくり事業補助金に47万6,000円追加しています。28年8月の台風災害に伴い倒壊したビニールハウス4棟の復旧に対する補助金であります。

次の2節 森林環境保全整備事業補助金から279万2,000円減額しています。公有林整備に係る補助金で、対象事業費の減に伴うものです。

6目1節、まちゼミ開催事業補助金に50万円追加しています。北海道の地域づくり総合交付金が対象となったことから追加するものです。

7目1節 都市公園整備事業補助金に410万円追加しています。女満別運動公園野球場の整備に北海道の地域づくり総合交付金が対象となったことから追加するものです。

56・57ページをお開き願います。

中段の16款2項1目2節 土地売却代から121万8,000円減額しています。分譲宅地の販売区画数が見込みより減となったことによるものです。

17款1項1目1節 一般寄附金に1,085万円追加しています。全国の方からふるさと応援寄附金をいただいておりますが、寄附のお返しに贈呈しています。

特産品の充実などにより増額となるものであります。

下段の１８款１項１目１節 財政調整基金繰入金から３,６０９万１,０００円減額、２目１節 地域福祉・医療基金繰入金から５,６８１万８,０００円減額、４目１節 公共施設等整備基金繰入金から３９９万６,０００円減額、５目１節 地域振興基金繰入金から３,３３５万円減額しています。今回の補正予算の財源調整のため繰入れを取りやめたため減額するものです。

５８・５９ページをお開き願います。

中段の２０款４項６目１節 重度心身障害者医療費返納金から１９８万９,０００千円減額しています。対象者の減によるものです。

下段の１１目１節 スポーツ振興くじ助成金に１１８万８,０００円追加しています。武道館及び東藻琴Ｂ＆Ｇ海洋センターにおける畳の購入に対する助成金で、近年の補助決定においては補助金が配分調整され減額となっていることから、減額分を見込み予算を計上しておりましたが、減額とならなかったため増額するものです。

同じく女満別高等学校寄宿舎給食費から１４５万８,０００千円減額しています。入寮生徒の見込み減によるものです。

同じく備荒資金組合災害支消金から８,１２０万円減額しています。２７年１０月及び２８年８月の台風災害に伴う復旧工事等に係る財源としておりましたが、今回の補正予算の財源調整のため支消を取りやめることとしたため減額となるものであります。

同じく前年度国民健康保険事業特別会計繰出金返還金から１１２万９,０００円減額しています。事業費の確定に伴い返還額が減額となるものであります。

同じく退職手当組合事前納付金清算還付金から１３９万６,０００円減額しています。２５年度から２７年度までの退職手当組合負担金の清算に伴うものですが、２７年度早期退職者の追加があったことから減額となるものです。

６０・６１ページをお開き願います。

上段の住宅屋根材等飛散防止応急対策代金に２万９,０００円追加しています。２８年１０月４日の強風の影響で、町内に居住者がいなく管理されていない空き家の屋根材が飛散し、また外壁が損壊し町民等へ危険があるため、町が安全確保として応急対策の措置を実施したことから、その代金について所有者からの徴収分を追加するものであります。

同じく過年度農業振興センター使用料に１５万５,０００円追加しています。２８年２月、３月に農協組合員が使用した使用料の請求漏れに伴い追加するものであります。

２１款の町債につきましては、第４表 地方債補正で説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上、補正予算の内容について説明申し上げましたので、ご審議くださいますよう

よろしくお願いいたします。

◇議 長 ここで10分間休憩します。

(休憩 午後02時40分)

(再開 午後02時50分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇議 長 日程第19 議案第10号の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号 平成28年度大空町一般会計補正予算(第10号)を採決します。

◇議 長 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 平成28年度大空町一般会計補正予算(第10号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第11号

◇議 長 日程第20 議案第11号 平成28年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書135ページでございます。

「議案第11号 平成28年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)」

平成２８年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，７１０万８，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１３億４，２８０万円とする。

第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表 歳入歳出予算補正による。

平成２９年３月７日提出 大空町長 山下英二

１３７ページをお開き願います。

第１表 歳入歳出予算補正、歳入です。

１款 国民健康保険税から６３６万１，０００円を減額、２款 国庫支出金から１８万２，０００円を減額、３款 療養給付費交付金に１７４万８，０００円を追加、４款 前期高齢者交付金に４０万７，０００円を追加、５款 道支出金に１，５９０万５，０００円を追加、６款 共同事業交付金から１，１３９万６，０００円を減額、８款 繰入金から１，７４７万１，０００円を減額、１０款 諸収入に２４万２，０００円を追加しまして、歳入合計は、１，７１０万８，０００円減額し、１３億４，２８０万円とするものです。

１３８ページをお開きください。歳出です。

１款 総務費から２９万６，０００円を減額、２款 保険給付費から３０６万９，０００円を減額、３款 後期高齢者支援金等から５４万４，０００円を減額、４款 前期高齢者納付金等に１，０００円追加、６款 介護納付金から２９万円を減額、７款 共同事業拠出金から１，９８９万６，０００円を減額、８款 保健事業費から１５０万８，０００円を減額、９款 財政調整基金費に６３４万６，０００円を追加、１０款 諸支出金に２１４万８，０００円を追加しまして、歳出合計は１，７１０万８，０００円減額し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。

歳出より御説明いたしますので、１４６、１４７ページをお開き願います。

１款１項１目 総務一般事務費から３項１目 国民健康保険運営協議会費までについては、年度末に向けて実行予算において、執行残見込み等により整理したものでございます。

以下執行残見込み等により整理しました細かな事項については、説明を省略させていただきますので、御了承願います。

２款１項１目 一般被保険者療養費から４目 退職被保険者療養費までは、国、道支出金や療養給付費及び前期高齢者交付金の額の変更により、財源内訳を変更するものでございます。

２項１目 一般被保険者高額療養費は、高額医療費共同事業交付金額の増により、

財源内訳を変更するものでございます。

続きまして、148、149ページをお開き願います。

4項1目19節 出産育児一時金から210万円の減額は、出生数の減少に伴うものでございます。

7款1項1目19節 高額療養費共同事業医療費拠出金に79万5,000円の追加は、北海道国民健康保険団体連合会へ拠出する額が確定したことに伴うものでございます。

続きまして、150ページ、151ページをお開き願います。

4目19節 保険財政共同安定化事業拠出金から、2,069万1,000円の減額は、北海道国民健康保険団体連合会へ拠出する額が確定したことに伴うものでございます。

8款1項2目 特定健康診査等事業費、13節 特定健診委託料から100万円の減額でございます。特定健診受診者数の減少に伴うものでございます。

9款1項1目25節 国民健康保険基金積立金に634万6,000円の追加です。高額療養費共同事業交付金の増額により財源調整のため基金に積み立てするものでございます。

10款1項3目23節 前年度国庫支出金返還金に399万1,000円の追加、前年度一般会計繰入金返還金から112万9,000円の減額、前年度特定健康診査等負担金返還金から71万4,000円の減額は、いずれも平成27年度の事業費の額の確定に伴うものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、142、143ページをお開き願います。

歳入につきましても実行予算において事業費の実績見込み等により、再積算し整理した細かな事項については、説明を省略させていただきます。

1款1項1目 一般被保険者国民健康保険税、1節から3節全体で467万8,000円の減額、2目 退職被保険者国民健康保険税、1節から3節全体で168万3,000円の減額でございます。資格の喪失、転出等、実績見込みに伴う減額でございます。

3款1項1目1節 療養給付費交付金現年度分に153万2,000円の追加は、退職被保険者療養給付費の財源の再積算による額の変更に伴うものでございます。

続きまして144、145ページをお開き願います。

5款2項1目1節 特別調整交付金に1,600万1,000円の追加です。

保険財政共同安定化事業の実績見込みによる額の変更に伴うものでございます。

6款1項1目1節 高額療養費共同事業交付金に2,770万3,000円の追加、保険財政共同安定化事業交付金から3,909万9,000円の減額は、事業の実績見込みにより、北海道国民健康保険団体連合会の交付金の額が確定したことにより増

額、減額するものでございます。

8款1項1目1節 一般会計繰入金から1,747万1,000円の減額は、平成27年度の医療費が大幅に伸びまして、1,978万5,000円を基金から取り崩した結果、基金残高が5,251万円となりました。基金の設置目的にあります国民健康保険会計の安定した運営をするために一般会計より法定外繰り入れとして国民健康保険に積み立てて基金残高を7,000万円にすることで、昨年6月の定例会で補正としたところでございますが、高額医療費共同事業交付金が増額となり、一般会計から繰り入れをせずに基金に積み立てることから減額するものでございます。

10款1項1目1節 国民健康保険税延滞金に4万8,000円の追加は、対象者の増によるもの、3項3目1節 一般被保険者返還金に17万円の追加及び4目1節 退職被保険者返納金に2万3,000円の追加は、他保険加入者が誤って国保で受診した治療費相当額の返納があったため追加するものでございます。

以上、補正予算の内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号 平成28年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 平成28年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第12号

◇議 長 日程第21 議案第12号 平成28年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書 153 ページでございます。

「議案第 12 号 平成 28 年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）平成 28 年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 478 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 308 万円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。平成 29 年 3 月 7 日提出 大空町長 山下英二」

155 ページをお開きください。第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入です。

1 款 後期高齢者医療保険料から、455 万 9,000 円を減額、2 款 繰入金から 4 万 8,000 円を減額、3 款 繰越金に 7,000 円を追加、4 款 諸収入から 18 万 1,000 円を減額しまして、歳入合計は、478 万 1,000 円減額し、1 億 308 万円とするものです。

156 ページをお開きください。歳出です。

1 款 総務費から 8 万 9,000 円を減額、2 款 後期高齢者医療広域連合納付金から 451 万 8,000 円を減額、3 款 諸支出金から 17 万 4,000 円を減額しまして、歳出合計は、478 万 1,000 円減額し、歳入合計と同額にするものです。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。

歳出より説明いたしますので、162、163 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目 総務一般事務費に要する費用及び 2 項 1 目 後期高齢者医療保険料徴収事業に要する費用については、実績見込みにより執行残として減額するものでございます。

2 款 1 項 1 目 19 節 後期高齢者医療広域連合納付金から 451 万 8,000 円の減額は、主に後期高齢者医療保険料の減少によるものでございます。

3 款 1 項 1 目 23 節 後期高齢者医療保険料還付金から 17 万 4,000 円の減額は、年度を越えた還付が当初見込みより少なかったことによるものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。

160、161 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目 1 節 後期高齢者医療特別徴収保険料から 372 万 7,000 円の減額、2 目 1 節 後期高齢者医療保険料現年度分から 83 万 2,000 円の減額です。実績見込みにより減額するものでございます。

2 款 1 項 1 目 1 節 事務費繰入金から 68 万 1,000 円の減額は、実績見込みに

より広域連合事務費負担金額の減少によるものでございます。

2目1節 保険基盤安定繰入金に63万3,000円の増額です。負担軽減対象者の増によるものでございます。

3款1項1目1節 前年度繰越金に7,000円の追加です。前年度の繰越金を計上するものでございます。

4款2項1目1節 保険料還付金から18万1,000円の減額です。年度を越えた還付が見込みを下回ったため減額するものでございます。

以上、補正予算内容について御説明申し上げました。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号 平成28年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

◇議 長 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 平成28年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第13号

◇議 長 日程第22 議案第13号 平成28年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松川福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書165ページでございます。

「議案第13号 平成28年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3

号)

平成28年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,432万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億4,620万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成29年3月7日提出 大空町長 山下英二」

167ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

1款 保険料に389万2,000円を追加、2款 使用料及び手数料から14万7,000円を減額、3款 国庫支出金から637万3,000円を減額、4款 支払基金交付金から716万1,000円を減額、5款 道支出金から410万円を減額、7款 繰入金から1,043万9,000円を減額しまして、歳入合計は2,432万8,000円を減額し、7億4,620万5,000円とするものです。

168ページ、歳出をお開き願います。

第1款 総務費から46万1,000円を減額、2款 保険給付費から2,493万4,000円を減額、3款 地域支援事業費から123万8,000円を減額、4款 基金積立金に230万5,000円を追加しまして、歳出合計は2,432万8,000円を減額し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。

歳出より御説明しますので、176、177ページをお開きください。

今回の補正は、年度末に向けて実行予算を実施したものであり、執行残等により整理した細かな事項については、説明を省略させていただきますので、御了承願います。

2款1項1目19節 居宅介護サービス給付費給付費から927万1,000円の減額です。居宅介護サービス利用者が当初見込みを下回るため減額するものです。

2目19節 施設介護サービス給付費から1,471万5,000円の減額です。施設介護サービス費が見込みを下回るため減額するものです。

4目19節 居宅介護住宅改修給付費から87万8,000円の減額です。住宅改修費が見込みを下回るため減額するものです。

5目19節 居宅介護サービス計画給付費から79万9,000円の減額です。居宅介護サービス計画を作成しなければならない対象者が減少したため減額するものです。

178、179ページをお開きください。

4項1目19節 高額介護サービス給付費に102万4,000円の追加です。高額介護サービス対象件数が増えたため追加するものです。

4款1項1目25節 介護保険基金積立金ですが、今回の補正予算の財源調整として230万5,000円の追加を行うものでございます。

続きまして、歳入の説明をしますので、172、173ページをお開きください。

1款1項1目1節 介護保険料現年課料分380万4,000円、2節 滞納繰越分8万8,000円の追加です。実績見込みにより追加するものでございます。

3款1項1目1節 現年度分介護給付費負担金から424万3,000円の減額、2項1目1節 現年度分調整交付金から164万6,000円の減額、4款1項1目1節 現年度分介護給付費交付金から698万2,000円の減額、5款1項1目1節 現年度分介護給付費負担金から386万円の減額。

174、105ページをお開きください。

7款1項1目1節 介護給付費繰入金から320万4,000円の減額です。細節で御説明申し上げましたように、各介護サービス給付費が減額となったため、保険給付費財源の各々の負担割合に応じてそれぞれ減額するものです。

2項1目1節 介護保険基金繰入金ですが、今回の補正予算の財源調整として696万9,000円を減額するものです。

以上、補正予算の内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号 平成28年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 平成28年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２３ 議案第１４号

◇議 長 日程第２３ 議案第１４号 平成２８年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松川福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書１８１ページでございます。

「議案第１４号 平成２８年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第３号）

平成２８年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ７４４万６，０００円とする。

第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表 歳入歳出予算補正による。

平成２９年３月７日提出 大空町長 山下英二」

１８３ページをお開き願います。第１表 歳入歳出予算補正、歳入です。

２款 繰入金から５万円を減額しまして、歳入合計を７４４万６，０００円とするものです。

１８４ページ、歳出をお開き願います。１款 サービス事業費から５万円を減額しまして、歳出合計を歳入合計と同額にするものです。

次に歳入歳出予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より説明申し上げますので、１９０、１９１ページをお開きください。

１款１項１目 介護予防支援事業費、職員給与費等、２節 一般職給から１万１，０００円の減額、同じく介護予防支援事業、１３節 介護予防支援計画作成委託料から３万９，０００円の減額です。いずれも執行残により減額するものです。

続きまして、歳入の御説明を申し上げますので、１８８、１８９ページをお開きください。

２款１項１目１節 一般会計繰入金から５万円の減額です。財源調整によるものでございます。

以上、補正予算の内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号 平成28年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 平成28年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第15号

◇議 長 日程第24 議案第15号 平成28年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐薙建設課長。

◇建設課長 議案書193ページです。

「議案第15号 平成28年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成28年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,490万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億3,808万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

(地方債の補正)第2条 地方債の変更は、第2表地方債補正による。

平成29年3月7日提出 大空町長 山下英二」

195ページです。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

1款 使用料及び手数料から467万5,000円を減額、2款 繰入金から77万2,000円を減額、4款 諸収入に573万8,000円を追加、5款 町債から820万円を減額し、歳入合計では、1,490万9,000円を減額し、3億

3, 808万2, 000円とするものです。

196ページ、歳出です。

1款 総務費から1, 408万7, 000円を減額、2款 公債費から82万2, 000円を減額し、歳出合計では、1, 490万9, 000円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

197ページ、第2表 地方債補正、1変更です。

女満別本町地区簡易水道事業債については、限度額2, 400万円を920万円減額し、限度額1, 480万円とし、東藻琴地区簡易水道事業債については、限度額3, 420万円を100万円増額し、3, 520万円とするものです。

女満別本町地区簡易水道事業債は、対象となる工事について実施額が減額となったこと及び北海道から補償を受けて実施しておりました湖南山沿中線配水管布設替工事において補償費が当初想定より増額されたことにより、事業債が減額となったものです。東藻琴地区簡易水道事業債は、起債対象額の増額により増加するものです。いずれについても、起債の方法、利率、償還の方法については変更はありません。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書です。先に歳出から説明をさせていただきます。

204、205ページです。

今回の補正につきましては、年度末に向けての実行予算による精査が含まれております。補正額の大きい主なものについて説明させていただきます。

1款1項1目 一般管理費の職員給与費等及び簡易水道一般管理事業の減額については、実行予算による精査によるものです。

1款2項1目 施設管理費、簡易水道施設管理費中、12節 役務費、電話料で48万円を減額しています。水道施設と庁舎間の通信に使用する回線使用料が主なものとなっておりますが、監視装置の変更に伴い回線の見直しを行った結果、減額となったものであります。

水質検査料32万6, 000円の減額については、主に臨時分の検査がなかったことによるものでございます。

15節 工事請負費、メーター器取替工事で41万9, 000円の減、18節 備品購入費メーター器購入で41万5, 000円の減となっております。いずれも実績減及び入札執行減によるものです。

2目 建設改良費、女満別本町地区簡易水道整備事業では、15節 工事請負費水道管路整備工事で563万7, 000円を減額しております。町道湖南山沿中線及び東幹線排水路沿いにおいて配水管布設替工事を行っておりますが、設計内容の精査と入札執行減により減額となるものです。

女満別高台地区簡易水道整備事業、13節 委託料 調査設計委託料50万円の減額については、臨時対応分の未執行によるものです。

２０６、２０７ページに移ります。

東藻琴地区簡易水道整備事業、１３節 委託料全体で２０５万６，０００円を減額しております。調査設計委託料５０万円の減額については、臨時対応分の未執行によるものです。

水道管路整備工事実施設計委託料４２万円、新規水源調査設計委託料１１３万６，０００円の減については、設計内容の見直し及び入札執行減による減額によるものです。

１５節 工事請負費のうち水道管の整備工事で２４８万５，０００円を減額しております。道道網走川湯線送配水管布設替工事における執行残によるものです。

続きまして歳入の説明をいたします。２０２、２０３ページです。

１款１項１目１節 給水使用料、給水料金、４６７万５，０００円の減となっております。実績に合わせて減額となるものです。

２款１項１目 一般会計繰入金については、財源調整のため変更するもので、歳出減により７７７万２，０００円の減となっています。

４款２項２目１節 雑入、水道管移設補償金については、北海道からの補償を受けて実施した町道湖南山沿中線配水管布設替工事について、協議の結果、補償部分が想定より大きく認められ、補償金が５７３万８，０００円増額となりました。

６款１項１目 簡易水道事業債８２０万円の減額については、地方債補正で説明したとおりでございます。

以上、補正内容について御説明申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１５号 平成２８年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 平成28年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第16号

◇議 長 日程第25 議案第16号 平成28年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐薙建設課長。

◇建設課長 議案書211ページです。

「議案第16号 平成28年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成28年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ701万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8,822万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

（地方債の補正）第2条 地方債の変更は、第2表 地方債補正による。

平成29年3月7日提出 大空町長 山下英二」

213ページです。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

1款 分担金及び負担金から9万1,000円を減額、2款 使用料及び手数料から175万3,000円を減額、3款 国庫支出金から440万円を減額、5款 繰入金に164万2,000円を追加、7款 諸収入に468万9,000円を追加、8款 町債から710万円を減額し、歳入合計では701万3,000円を減額し、3億8,822万4,000円とするものです。

214ページ、歳出です。

1款 総務費から636万2,000円を減額、2款 公債費から65万1,000円を減額し、歳出合計では701万3,000円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

続きまして、215ページ、第2表 地方債補正、1変更です。

資本費平準化債、限度額4,490万円を370万円減額し、限度額4,120万円とするものです。平成28年度中に資本費平準化債発行額の算定方法に改定があり、減額となったものでございます。

下水道事業債については、限度額2,380万円を340万円減額し、限度額2,

０４０万円とするものです。主な要因としましては、移設補償費を受けて実施した網走川湯線における污水管渠改築工事について、補償費が増額となり、下水道事業債が減額となるものでございます。いずれも起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明をいたします。歳出から説明をさせていただきます。

２２２、２２３ページでございます。

補正額の大きいもの、主なものについて説明をさせていただきます。

１款１項１目 一般管理費、下水道一般管理事業、１３節 委託料、経営戦略策定業務委託料から６５万４，０００円を減額しています。入札執行に伴う減額となっております。

２目 施設管理費、下水道施設管理費では、光熱水費から１７０万４，０００円を減額しています。電気使用料の実績減による減額となっております。

３目 建設改良費、改築更新事業では、調査設計委託料から３０２万３，０００円を減額しています。国庫支出金を受けて点検設計を予定しておりましたが、国庫支出金が減額となったため、管路調査を見合わせたため減額となるものでございます。

続きまして２２０、２２１ページ、歳入の説明をいたします。

１款１項１目 受益者負担金から９万１，０００円、２款１項１目 下水道使用料から１７５万３，０００円の減となっております。いずれも実績に合わせて減額するものです。

３款１項１目 国庫支出金、公共下水道事業交付金については、配当の減により４４０万円を減額するものです。

５款１項１目 一般会計繰入金に１６４万２，０００円を追加しています。財源調整により追加となるものでございます。

７款３項２目 下水道移設補償費に４６７万８，０００円を追加しています。網走川湯線污水管渠改築工事に対する北海道からの補償費が増額となったものでございます。

８款１項１目 下水道事業債については、地方債補正で説明したとおりでございます。

以上、補正内容について御説明申し上げました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号 平成28年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって議案第16号 平成28年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第17号

◇議 長 日程第26 議案第17号 平成28年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤建設課長。

◇建設課長 議案書227ページです。

「議案第17号 平成28年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第2号)

平成28年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ114万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,872万円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

平成29年3月7日提出 大空町長 山下英二

229ページです。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

、2款 繰入金から114万4,000円を減額し、歳入合計では、114万4,000円を減額し、2,872万円とするものです。

続きまして230ページ、歳出です。

1款 総務費から114万4,000円を減額し、歳出合計では、114万4,000円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書です。歳出から説明をさせていただきます。
236、237ページです。

1款1項1目 施設管理費、個別排水処理施設管理費13節 委託料、浄化槽保守清掃委託料から59万5,000円を減額しています。実績による減となっております。

15節 工事請負費、合併浄化槽撤去工事、50万円を減額しています。対象となる案件がなかったことにより減額するものです。

続きまして歳入の説明をいたします。234、235ページでございます。

2款1項1目 一般会計繰入金から114万4,000円を減額しています。歳出減に伴い、財源調整のため減額となるものでございます。

以上、補正内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号 平成28年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 平成28年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第20号

◇議 長 日程第27 議案第20号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の243ページをお開き願います。

「議案第20号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてこのことについて、別紙のとおり提出する。

平成29年3月7日提出 大空町長 山下英二」

245ページは、改正条例となっております。改正の内容につきましては、定例会参考資料にて説明しますので、参考資料の31ページをお開き願います。

議案第20号関係、大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

改正の趣旨につきましては、時間外勤務、休日勤務手当の算出の基礎となります、勤務1時間当たりの給与額の算出方法は、国と同じとしているところですが、労働基準法に抵触することとなるため改正するものであります。

第18条に算出方法を規定しております。現行は、給料月額に12月を乗じた額を1週間の勤務時間数に52週を乗じて得たもので除した額としておりますが、改正後は、給料月額に12月を乗じた額を1週間の勤務時間数に52週を乗じ、休日の時間数を減じたもので、除した額に改めるものであります。

現在の算出方法から休日の時間数を除いて、実際の勤務時間数で1時間当たりの単価を求める方法に改めるものであります。

ここで言います休日とは、祝日、12月31日から1月5日までの日となります。

附則としまして、第1項は平成29年4月1日から施行する。

第2項に施行日前の勤務1時間当たりの給与格の算出については、なお従前の例とする経過措置を規定するものであります。

以上 提案理由につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

よってそのように決しました。

◎ 日程第28 議案第21号

◇議 長 日程第28 議案第21号 大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の247ページになります。

「議案第21号 大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成29年3月7日提出 大空町長 山下英二」

249ページから250ページまでは、改正条例となっております。

改正の内容につきましては、定例会参考資料にて説明しますので、参考資料の33ページをお開き願います。

議案第21号関係、大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

改正の趣旨につきましては、一つ目としまして、月給の非常勤職員の時間外勤務に係る1時間当たりの賃金の算出方法が職員と同じであるため、労働基準法に抵触しないよう職員と同様に算出方法を改めるものであります。

二つ目は、政府が進めております働き方改革では、総務省の有識者会議において非常勤の地方公務員に対する期末手当等を支給できるよう報告書をまとめたところです。

今後、法律改正等が検討される状況になっており、現在、大空町では臨時職員等に対し、期末手当は支給しておりませんが、国の動向や近隣では既に支給している町村があることから、臨時職員等の処遇改善を図るため、29年度から常勤職員と同程度勤務する非常勤職員に対し、期末手当を支給できるよう改めるものであります。

三つ目は、女満別中学校における特別支援学級や個に応じた学習支援体制を整えるため、29年度から新たに補助教諭を配置したいため改めるものであります。

第10条第4項第3号の改正規定は、月給の非常勤職員の時間外勤務に係る賃金の算出方法を議案第20号で提案しております職員の1時間当たりの単価を求める算出の例に改めるものであります。

第5項は、月給の非常勤職員を管理職に相当するとみなし、割り増し賃金を支給しないことを規定してございますが、全ての職員が管理職に相当するものではないことから、管理する職の者には支給しないことに改めるもので、管理する職につきましては、規則において幼稚園長の職として定めるものであります。

第6項、第7項は期末手当の支給に関する規定を追加するものであります。

第6項は、6月1日と12月1日に在職する常勤職員と同程度の勤務実態のある条例第2条第2項第3号に規定する非常勤職員、嘱託職員のうち、1週間の勤務時間数が34時間以上の勤務で、60歳に達した後の3月31日までの間にある職員に期末手当を支給するものとして、規定するものであります。

第7項は、期末手当の額を6月及び12月に月額100分の100、1カ月分とし、

職員と同様に基準日前の在職期間による第1号から第4号に掲げる割合を乗じた額を支給するものであります。

34ページをお開き願います。

第12条は、期末手当の支給日を6月10日及び12月10日として規定するものであります。

また、支給日が休日に当たる場合の規定内容を職員の給与規則で定めている表現に改めるものであります。

別表第2第2項では、条項誤りとなっております第2条第2項、第3項を第2条第2項第3号に改め、中学校への補助教員の配置のため、業務内容欄に業務遂行に必要となります中学校教員免許を追加するものであります。

附則としまして、第1項は、平成29年4月1日から施行する。

第2項に平成29年6月に支給する期末手当の特例措置としまして、条例の施行日前から引き続き在職する非常勤職員については、基準日以前6カ月以内の在職期間に基準日以前に在職した期間を通算し、その期間による割合による額とするものであります。

以上、提案理由につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◇議 長 ここで10分間休憩します。

(休憩 午後03時54分)

(再開 午後04時04分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第29 議案第22号から日程第36 議案第29号

◇議 長 日程第29 議案第22号 平成29年度大空町一般会計予算から、日程第36 議案第29号 平成29年度大空町個別排水処理事業特別会計予算まで、8件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の251ページになります。

「議案第22号 平成29年度大空町一般会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。

平成29年3月7日提出 大空町長 山下英二」

別冊で配付しております平成29年度大空町各会計予算書の1ページをお開き願います。

平成29年度大空町一般会計予算

平成29年度の大空町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ83億1,097万8,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

2ページから6ページにわたり掲載しています歳入歳出予算であります。

(債務負担行為) 第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為による。7ページに掲載しています3件1億4,754万6,000円の債務負担行為を設定するものであります。

(地方債) 第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表 地方債による。8ページから9ページに掲載しています27件14億3,330万2,000円の地方債です。

(一時借入金) 第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、41億2,000万円と定める。一時的な資金不足を補うための一時借入金の限度額を地方債と国の補助金が目安に設定するものであります。

平成29年3月7日提出 大空町長 山下英二。

次に議案書の253ページをお開き願います。

「議案第23号 平成29年度大空町国民健康保険事業特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。

平成29年3月7日提出 大空町長 山下英二」

各会計予算書の237ページをお開き願います。

平成29年度大空町国民健康保険事業特別会計予算

平成29年度の大空町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億4,0

２９万８，０００円と定める。

第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表 歳入歳出予算による。

２３８ページから２３９ページに掲載しています歳入歳出予算であります。

平成２９年３月７日提出 大空町長 山下英二。

続きまして、議案書の２５５ページをお開き願います。

「議案第２４号 平成２９年度大空町後期高齢者医療特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。

平成２９年３月７日提出 大空町長 山下英二」

各会計予算書の２６１ページをお開き願います。

平成２９年度大空町後期高齢者医療特別会計予算

平成２９年度の大空町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億４２９万４，０００円と定める。

第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表 歳入歳出予算による。

２６２ページから２６３ページに掲載しています歳入歳出予算であります。

平成２９年３月７日提出 大空町長 山下英二。

続きまして、議案書の２５７ページをお開き願います。

「議案第２５号 平成２９年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。

平成２９年３月７日提出 大空町長 山下英二」

各会計予算書の２７３ページをお開き願います。

平成２９年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算

平成２９年度の大空町介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ７億６，０９２万４，０００円と定める。

第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算による。

２７４ページから２７５ページに掲載しています歳入歳出予算であります。

平成２９年３月７日提出 大空町長 山下英二。

続きまして議案書の２５９ページをお開き願います。

「議案第２６号 平成２９年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。

平成２９年３月７日提出 大空町長 山下英二」

各会計予算書の２９５ページをお開き願います。

平成２９年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算

平成２９年度の大空町介護サービス事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ７０４万３，０００円と定める。

第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表 歳入歳出予算による。

２９６ページから２９７ページに掲載しています歳入歳出予算であります。

２９年３月７日提出 大空町長 山下英二。

続きまして、議案書の２６１ページをお開き願います。

「議案第２７号 平成２９年度大空町簡易水道事業特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。

平成２９年３月７日提出 大空町長 山下英二」

各会計予算書の３０９ページをお開き願います。

平成２９年度大空町簡易水道事業特別会計予算

平成２９年度の大空町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第１条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ３億５，３０５万９，０００円と定める。

第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表 歳入歳出予算による。

３１０ページから３１１ページに掲載しています歳入歳出予算であります。

（地方債）第２条 地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第２表 地方債による。３１２ページに掲載しています３件１億４８０万円の地方債です。

（一時借入金）第３条 地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、１億１，０００万円と定める。地方債の額を目安に設定するものであります。

平成２９年３月７日提出 大空町長 山下英二。

続きまして議案書の２６３ページをお開き願います。

「議案第２８号 平成２９年度大空町下水道事業特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。

平成29年3月7日提出 大空町長 山下英二」

各会計予算書の329ページをお開き願います。

平成29年度大空町下水道事業特別会計予算

平成29年度の大空町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億1,374万9,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

330ページから331ページに掲載しています歳入歳出予算であります。

（地方債）第2条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表 地方債による。332ページに掲載の2件、7,970万円の地方債であります。

（一時借入金）第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1億円と定める。地方債と国の補助金額を目安に設定するものであります。

平成29年3月7日提出 大空町長 山下英二。

続きまして、議案書の265ページをお開き願います。

「議案第29号 平成29年度大空町個別排水処理事業特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。

平成29年3月7日提出 大空町長 山下英二」

各会計予算書の351ページをお開き願います。

平成29年度大空町個別排水処理事業特別会計予算

平成29年度の大空町個別排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,012万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

352ページから353ページに掲載しています歳入歳出予算であります。

平成29年3月7日提出 大空町長 山下英二。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。本案については、議長除く１０人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって本案については議長除く１０人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

（休憩 午後０４時１９分）

（再開 午後０４時２０分）

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によって延長いたします。

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第４項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩中に議員控室において予算審査特別委員会を開催し、委員長の互選を行ってください。

再開はブザーをもってお知らせいたします。

（休憩 午後０４時２２分）

（再開 午後０４時３７分）

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。先ほど、予算審査特別委員会に付託しました議案第２２号から議案第２９号までの８件については、会議規則第４６条第１項の規定によって、３月１４日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議案第２２号から議案第２９号までの８件については、３月１４日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

◇議 長 ここで諸般の報告をいたします。

休憩中に、先ほど設置されました予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。委員長に深川昇議員。

副委員長に沢出好雄議員が互選された旨の報告がありました。

◇議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。大変お疲れさまでした。

(散会 午後０４時３８分)

平成 2 9 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 平成 2 9 年 3 月 7 日
- ・ 開 会 平成 2 9 年 3 月 7 日
- ・ 閉 会 平成 2 9 年 3 月 1 4 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	上	地	史	隆	7 番	齋	藤	宏	司
2 番	田	中	裕	之	8 番	松	岡	克	美
3 番	原	本	哲	己	9 番	欠	員		
4 番	沢	出	好	雄	10 番	後	藤	幸	太 郎
5 番	品	田	好	博	11 番	深	川		昇
6 番	松	田	信	行	12 番	近	藤	哲	雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長

副町長	産業課長
総合支所長	産業課参事
会計管理者	建設課長
総務課長	建設課参事
総務課参事	地域振興課長
住民課長	住民福祉課長
福祉課長	総務課主査
福祉課参事	

教育長	生涯学習課参事
生涯学習課長	

監査委員事務局長	農業委員会事務局長
選挙管理委員会事務局長	

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

平成29年第1回大空町議会定例会議事日程

第2号 平成29年3月8日（水） 10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

（諸般の報告）

日程第2 一 般 質 問

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下 英二	教育委員会委員長	相馬 隆
代表監査委員	近藤 克郎	農業委員会会長	山神 正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口 明夫	産業課長	佐々木 徳幸
総合支所長	菊地 教男	産業課参事	中村 直樹
会計管理者	丹治 健	建設課長	佐薙 幸史
総務課長	藤田 勉	建設課参事	高島 清和
総務課参事	林 敏美	地域振興課長	伊藤 裕幸
住民課長	山本 勝栄	住民福祉課長	平田 義和
福祉課長	南部 猛	総務課主査	土田 康裕
福祉課参事	松川 一正		

3. 大空町教育委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

教育長	渡邊 國夫		
生涯学習課長	田中 信裕	生涯学習課参事	田端 久剛

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	熊谷 裕幸
------	-------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	作田 勝弥
------	-------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	熊谷 裕幸
------	-------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	大槻 明弘
主査	石川 大樹

以上のとおり報告する。

平成29年 3月 8日

大空町議会議長 近藤 哲雄

(午前 10 時 00 分)

◎開議宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから平成 29 年第 1 回大空町議会定例会 2 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、議長において、4 番 沢出好雄議員及び 5 番 品田好博議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、11 名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職氏名は、一覧表として配付しているとおりであります。

なお、職務の都合により、一部異動がある場合がありますことを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますので、御了承願います。以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

◇議 長 日程第 2 一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。

5 番 品田好博議員。

◇品田議員 おはようございます。

平成 29 年第 1 回大空町議会定例会にあたり、一般質問をさせていただきます。

女満別食品工場跡地の、旧女満別中学校の正面玄関の校章についてであります。

合併以来、学校施設整備においては、女満別小学校の改築を皮切りに、東藻琴中学校の大規模改修があり、次いで現在、東藻琴小学校の大規模改修が進められておる

中、体育館の新設もする予定もされておる状況であろうと考えております。

そして今般、新年度予算において、女満別中学校の大規模改修の実施設計委託の計上がされ、平成30年度完成予定という段取りになっております。

実は、現女満別中学校には違った歴史があります。詳しいことは、私がこの町を出てからのことで、わかりませんが、企業誘致として当時フタバ食品に売却されたものと思います。

しかし、当初から何故か旧女満別中学校正面玄関の校章は、外されることなく、そのままの形で、使用され、撤退後、今もなおそのままの玄関のいでたちをしております。昔の面影をそのままに放置されておるわけであります。卒業生として、また、母校を考えると、いつ見ても胸が痛みます。

そこで、お尋ねでございますが、今さらながらと、お思いでしょうが、現中学校の改修時等にあわせて、この校章の処理をぜひ考えていただけないか。質したいと思います。

町外からの同窓生の集まりのときに、いつも疑問の声が届いておる次第であります。

教育長におかれましては、学校施設における校章の位置づけをまたその重みを、意味合いを含め、対応していただくそのお考えを質すものであります。

旧女満別中学校が、無事改修が終了されても、この旧校舎の処理が後になることは、後に禍根を残すと言っても大げさではないと思います。

相手があることですが、よろしく御答弁賜りますようお願い申し上げまして、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 品田議員からの一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

女満別食品工場跡であります旧女満別中学校校舎は、昭和22年の新制中学校開校時に独立校舎として発足するため、昭和丘と呼ばれた現在の女満別眺湖台3丁目に所在しておりました旧海軍兵舎後を使用することを計画いたしまして、昭和26年に中央校舎、昭和28年には西側校舎、31年に東側校舎、また32年には屋内運動場がそれぞれ当時整備をされたものでございます。

その後、昭和47年には現在の場所に女満別中学校校舎、体育館を新築、移設をいたしまして、旧校舎跡地につきましては、ただいま議員さんから御説明ありましたように、翌年の昭和48年にフタバ食品株式会社に売却され、女満別食品工場として稼働が開始されております。

それから30年後の平成15年2月に食品工場としての生産活動が中止となり、その後、旧校舎につきましては、未使用のまま現在に至っていると、そのようなこ

とになってございます。

また校章につきましては、品田議員が御指摘のとおり、現在も工場跡の正面玄関壁面にそのまま残っているというそのような状況でございます。

また現在の校章自体の状況、状態でありますけれども、モルタル塗りの壁に一体的に埋め込まれております上に、建築から60有余年が経ち、経年劣化がかなり進んでいる状態であると、そのように認識をしております。

そのようなことから、仮に校章を取り外すこととなれば、校章本体もろともモルタル壁が崩落しかねないものと推測をしているところでございます。

したがいまして、移設は、現時点では難しいのかなと、そのように判断をしております。

しかしながら、教育委員会といたしましては、女満別中学校のシンボルであります校章をそのままの状態としておくことは決して望ましいこととは考えてはおりませんので、今後、現建物所有者と御相談の上、承諾が得られれば、校章を簡易な方法で覆い隠すなど、必要な対応としてまいりたいと、そのように教育委員会としては考えているところでございます。

以上、品田議員への1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 5番 品田議員。

◇品田議員 御答弁を賜りました。

ずいぶん長い話でございまして、大変恐縮でございます。

本当に私どもは、中学を出たとき、全く何もない、セピア色の本当に暗い校舎だったのと、今思い出すのはちょうど卒業式のこの時期でございます。

後輩たちがつくった人のアームのトンネルをつくっていただきまして、カラマツの通りを送ってもらって、玄関まで出てきたというのは記憶にあります。大変何もない中でも、少年であった私にとっては、大変な場所でありまして、記憶から消えることは、なかったわけであります。

しかるに時間が経てば経つほど、今の現中学校の卒業生は、1回目の今の現中学校の原点を知っている卒業生はいなくなってきた、また今役場庁舎内の職員の皆さん方も旧中学校の卒業での方は、ほとんどいなくなっている。議員にも私を含めて3人です。そういう状況でございます。完全に忘れ去られてきている。その中で、校章だけが薄汚れた形でまだ残っていくということでもあります。人の記憶から消えてもいかに朽ち果てても、残っている。そういうものに私は、お願いを込めて、質問とさせていただいたわけであります。

教育長も、その辺のことをよくわかっていただきますし、多分、教育長は最後の卒業生か1年前の卒業生でしたか、その部類でしたから、よくその時の記憶はわか

っていると思いますけども、相手があることでございます、どんな方法でも結構でございますので、現中学校の改修にあわせて、何とかしていただきたい。そんなことを思っています。

たまたまそういうことで原稿書いているときに、本当に偶然というものは恐ろしいもので、3月3日でしたか、レターパックが送られてきました。何かと思いましたが、女満別小学校の100年、記念のレターパック、アルバムです。開いてみました。女満別小学校もそういった歴史があって、今、行政財産である駐車場になりますか。あの辺が正面玄関で、向こうに向いている。写真、それとその前の昭和の写真、三つ並べられております。

もしや女満別中学校何周年をやるとすれば同じようなアルバムをつくって、その写真を載っけたらと、ところが若い卒業生は、その古い中学校がなんだかかわかるでしょうか。ましてそれが残っている。その写真よりもっと辛い形で残っているということに対して、どういう思いをするか。

壊せとは申しません。その紋章すら何故、当時、外してもらって操業してもらうということができなかったか、もうその人方、担当者は誰もいませんから、そういうことは考えても無理だろうと思いますけど、知恵ある者が受け継いで、それを処理していく、歴史は忘れられるものでなく、積み重ねていくんだと私は感じております。

まして教育です。教育とはそういうもんだと、私は信じております。新しくすればいいというものはない。この古さの中で若者が希望をもって、教育、学習をしてきた。そういう歴史がどの学校にもあるはずです。新しい、古さだけではない。そういう精神的な基盤を、また養っていくのも教育だと私は信じております。

ぜひとも、よろしくお進めいただきたいと思ひまして、ありがとうございました。

◇議 長 教育長。

◇教育長 当該の建物につきましては、私が中学3年生の秋まで、通学していた学舎でもあります。また私の自宅のすぐ近くに建物が所在しているということもありまして、時折、当時のままの姿を見るにつけ、中学校時代を思い浮かべ懐かしさや、思い出に浸ることも私自身ございます。

母校に対する思い入れは、人それぞれお持ちになっているのではないかと思いますけれども、古くなっても、そのままの姿が良いという方もおられると思いますし、品田議員さんのように悲しさを感じて心を痛めている、そのような方もおられるかと思ひます。

建物が既に町の財産ではないということや、私自身、そのままが良いのか何か手を加えるべきなのか。悩んでいる部分もありまして、現在に至っているというよう

なこともございます。

当時、売買の際に撤去ですとか移設ですとか、そのようなことがどうだったのかということ、過去の資料も調べてみましたけれども、なかなか当時の状況がわかるものがございませんでした。

校章はモルタル壁に強固に設置、埋め込まれている状況であるというのは当時も同じではなかったのかなと推測しておりまして、なかなか移設も簡単ではなかったのかなと、そんなことも推測をしております。また、当時校章はそのまま残ったということでありますけれども、校旗でありますとかその他備品でありますとか、必要な重要書類は、今の女満別中学校に全て、引き継がれております。

そういう意味で、歴史なりを引き継ぐという部分については、今もきちんと資料として残っているものと、私はそのようにも考えております。

そのようなことで大規模改修の話もありましたけれども、そういう時期とは別にまた、今の所有者の方と、今後、御相談をさせていただきながら、できることを対応してまいりたいと、そのように思っておりますので御理解をいただきたいと思います。

◇議 長 5番 品田議員。

◇品田議員 大変ありがとうございました。

お手数ですけども、よろしく配慮願いたいと思います。

◇議 長 これにて品田好博議員の一般質問を終了します。

次に、3番 原本哲己議員の一般質問を許します。

◇原本議員 今年も昨日から高校入試試験が行われており、我が大空町の二つの高校は来年度の定員を大きく下回ることか確実となりました。

私は平成27年度第1回定例議会で、高校の生徒数が減る中、一つの高校を残すために、大空町の二つの地域間で綱引き状態にならないように進めてほしい旨の一般質問をさせていただきました。

その後、さらに生徒数減少が続き、この問題を大空町の高等学校教育を考える協議会に検討を付託し論議され、新しい総合学科の町立高校をつくる方向へと進んでまいりました。この方向をもとに、それぞれの地域で住民説明会を開き、高校の問題について検討されてきました。

また、年末から2月上旬にかけて開催されたふれあいトークにても、この問題に意見等を求めてまいりました。私の所属する産業建設文教常任委員会においても教育委員会からの説明を受け、今後の方向についても検討してまいりました。

今回私は、一般質問をするにあたり、この問題が住民の間にきちんと理解された形で進むこと願い、また数多い賛同得た方向となることを目指し、あえて今まで聞き及んでいることも含めて質問をしたいと思います。

では、質問に入らせていただきます。

1点目、最初に、今まで検討されてきた計画の中での6回にわたり住民説明会、2月上旬まで行われたふれあいトークでの町民の反応はどのようなものだったのか、また、どう感じ取られたかお聞きしたいと思います。

2点目、ここから具体的内容です。

今回の入試のように定員割れが続く中、またさらに生徒数の減少も考えられる中、もしこのまま進むとしたら、今ある2校はいつごろまで存続できるのか伺いたいと思います。また、何らかの対策を打つことで存続させる方法は考えられないのかも伺いたいと思います。

3点目、今回の総合学科という形の新しい高校を考えるにあたり、その基準となった考え方は何だったのか。また、大空町の高等学校教育を考える協議会での議論の方向性を初めから決めて進んだということはないのか。その上で、我が町の二つの高校、全日制普通科、定時制農業科との継承、整合性はどうなのか。

また新しい高校へ移行する過程での問題点はないのかお聞きしたいと思います。

4点目、現在の予定スケジュールの中で、平成32年開校予定となっていますが、今後の説明会の状況、また準備期間等から変更の可能性はあるのか伺い、1回目の質問としたいと思います。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 原本議員からの一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

1番目の町民説明会とふれあいトークの状況についてでございますが、これまでの本町における高等教育のあり方についての協議経過を含め、御答弁をさせていただきたいと存じます。

大空町の新しい高校づくりについては、町内の中学校及び高校のPTAや同窓会、振興協議会の役員の方々と構成されます大空町の高等学校教育を考える協議会を中心に、本町の高等学校教育のあるべき姿について、さまざまな角度から議論を重ねてまいりました。

平成18年度に本協議会が設置をされておりますけれども、当初は町立の東藻琴高校と道立の女満別高校の現状などを認識し合うとともに、存続に向けた具体的方策の検討を行ってきたところでございますが、近年の厳しい少子化の状況を踏まえ、平成27年からは、高校統合へ向けた本格的な議論を進めてまいりました。

またその際、地元中学生やその保護者に対するアンケート調査の実施を初め、町

広報を通じて町民の皆様から本町の将来の高校教育に関する御意見をいただくなど、広くそれらの意向を議論に反映してまいりました。

平成28年3月には、東藻琴高校と女満別高校を発展的に1校に統合することを確認するとともに、4月には町立の全日制高校、6月には総合学科として平成32年の開校を目指すとの原案をまとめ上げたところでございます。

その後、協議会が示した方向性について、町広報を初め、町民説明会やふれあいトークの場を通して、町民の皆様には内容の説明を行ってまいりました。

昨年11月に開催いたしました町民説明会は、町内6カ所で開催し、76名の参加をいただいております。

また、昨年12月から2月にかけて実施いたしました町政懇談会、ふれあいトークでは23会場522名の参加をいただいたところでございます。

町民の皆様からは、統合を支持する方、また存続を希望する方など、さまざまな観点から多くの御意見をいただきました。とりわけ総合学科や二つの校舎の活用における質問が多く寄せられましたが、内容の詳細や目的、意義がこれまでの町広報や周知活動だけでは、まだまだ十分に浸透がなされていないという、そのような印象を受けた次第でございます。

しかしながら、御意見を総合的に見ますと、地域の少子化が急速に進む中、現行のまま高校2校を維持していくことは難しいということや、新しい高校においても農業をベースとしたカリキュラムが引き継がれていくこと、また、広く全国から生徒募集を行い、存続を図るという方向性については、御理解が得られたものと考えているところでございます。

それら町民の皆様からいただいた御意見をもとに協議会において、再度、大空町の高校教育の方向性について協議、検討した結果、町立の全日制の総合学科の開校を目指すことで再確認がなされました。また教育委員会におきましても、協議会での議論の結果を尊重し、大空町の高校教育の目指すべき方針を決定させていただいたところでございます。

今後、新しい高校づくりの方針が町民の皆様には丁寧にわかりやすく伝えられるよう、今後21日及び22日に開催を予定しております町民説明会や町広報への特集記事の掲載などさまざまな方法により、広く周知に努めてまいりたいと考えてございます。

2点目の御質問の今ある2校の存続の可能性と延命のための対応策についてお答えを申し上げます。

生徒の確保策については、これまで両校に対し、特徴ある教育活動に対する事業補助や英検などといった資格取得のための受験費用の助成、また制服購入費の全額補助、さらには、スクールバスの運行による通学支援や寄宿舎の運営などを通して、教育環境の充実整備や保護者への経済的支援策などを積極的に講じてまいりました。

ここ数年、両高校への入学者数が、コンスタントに20人台を維持するなど、一定の効果が見られたものの、少子化による中学卒業者数の減少始め、地元進学率の低下、町外高校の定員割れの実態、さらにはJRやバスによる町外の通学が可能といった交通の利便性など、大空町ならではの特異性の影響などによりまして、町内両高校への志願者数は減少傾向にあります。

昨日は、全道一斉に公立高校の入学試験が実施されたところでございますが、平成29年度の町内高校への出願状況について申し上げますと、女満別高校が16人、東藻琴高校は13人となっており、昨年度と比較しますと、女満別高校は昨年28人でしたので、12人の減少、東藻琴高校は昨年20人でしたので、9人の減少と大幅に昨年を下回る状況となっております。

大空町は学区で言いますと、オホーツク東学区に属しておりまして、学区の範囲は網走市、大空町、斜里町、清里町、小清水町の1市4町となっております。

北海道教育委員会が公表いたしましたオホーツク東学区の今後の中卒者の見込み数でありますけれども、4年後の平成33年度には、本年度に比べ約110人もの生徒が減少する見込みとなっております。

とりわけ網走市内の中学生在が多く減る見込みとなっております。網走市内出身の生徒を学校全体で6割から7割受け入れしております町内の両高校にとっては、生徒確保がさらに厳しくなるものと大変危惧しているところでございます。

さらに、北海道教育委員会では、これまで新たな高校教育に関する指針に基づき、計画的に高校の再編を進めてきておりますが、現在、現行の指針の見直し作業が進められており、その中で、全日制の1学年2学級以下の高校については、今後も他の高校に通学可能な地域にある学校は、再編整備を進める必要があるとしています。

また、道立の昼間定時制高校は、就職しながら学ぶ生徒が少ないという理由から、昨年度、平成27年度に全ての昼間定時制の高校が廃止されたところでございます。そのような道立の定時制高校の流れを受け、市町村立で残されている道内の昼間定時制高校6校につきましても、そのあり方について今後協議を進める必要があるとされております。

現在、道立の女満別高校については、既に再編の対象となっており、また町立の東藻琴高校につきましても、今後そのあり方について道との協議が進められていくことになってございます。

今後の中学卒業者数の減少や道の指針に照らし、今後とも両高校現状のまま存続させることは難しいものと考えているところでございます。

3点目の御質問になりますが、総合学科が導き出された理由と普通科と農業科の整合についてでございます。

昨年11月に開催いたしました町民説明会やふれあいトークの場におきましても、町民の皆様から同様の御質問をいただいておりますが、総合学科については、普通

科などと比べなじみが薄く、高校教育における特徴ある学科の一つとしての認識が余り広まっていないことから、御質問が多くなったものと考えております。

高校教育では、進路に応じて高度な普通教育及び専門教育を施すとされており、教育内容も普通科や専門学科に加え、単位制高校や総合学科、中高一貫教育制度などがこれまで導入されてきたところでございます。

学科を検討するにあたって、大空町の高等学校教育を考える協議会では、こうした現行の教育制度の研究や中学生及び保護者のアンケート調査結果を踏まえた上で、福祉系の学科や観光の分野、さらには外国語の専門学科など、幅広い視点から協議検討を行ってまいりました。それぞれに特徴があるとともに、今まさに社会が求める人材育成の分野であることから、協議会としても強い関心を持ちましたが、管内や道内の高校の実態を把握してみますと、生徒の確保や専門の教員、指導者、外部講師などの確保にあたり、多くの課題があることもわかってまいりました。また、福祉や観光分野の学科は、既に管内の高校が開設しており、競合は避けるべきとの判断もございました。

総合学科は現在、全道で16校設置されており、管内では道立の斜里高校及び留辺蘂高校が導入しております。また、市町村立としては、剣淵高校が農業と福祉の二つの系列を設け堅実な学校運営を行っておられます。

協議会では、そのような状況を認識した上で、最終的に現在の東藻琴高校及び女満別高校のすばらしい教育実践活動を引き続き生かすことができ、かつ生徒それぞれの個性や学力に応じて将来の進路選択につなげるための科目が自由に選択できる総合学科が本町にとってふさわしい学科であると考えたところでございます。

町民の皆様からいただいた御意見の中では、総合学科は選択科目の多さから1間口40人の生徒が分散され、農業教育がなくなってしまうのではと危惧される御意見もございましたが、農業の系列を当初から設けるとともに、東京農業大学との連携を今以上に図りながら、充実した農業教育を継続して行うこととしております。

また、町内に2校の高校が現在持っております推薦枠の維持継続によって、大学進学之道も引き続き確保してまいりたいと考えております。

さらに、大手ポータルサイトの運営企業とタイアップしたデジタル人材育成や情報教育、その他さまざまな分野の外部講師の登用など、多くの生徒が興味、関心を持ってもらえるような特徴と魅力のある高校づくりを推進することとしております。

また、総合学科は生徒が進路を考えるための教職員によるアドバイスやガイダンスが充実されており、加えて小規模校というメリットを生かすことで、一人一人に行き届いた教育が行われることが最大の利点であると考えております。

最後に4番目の御質問にお答え申し上げますが、平成32年開校の変更の可能性についてであります。少子化の大きな波を受け、中卒者数の減少と地元高校への入学者の激減の状況を鑑みれば、大空町における高等学校教育の進むべき方向を早

期に内外に示す必要があると考えております。

現在の町内の中学生生徒や小学生児童、またその保護者に対しても、大空町の新しい高校の内容や魅力を早期に発信することで、地元高校への進学率を高めることにもつながるものと考えております。

北海道教育委員会による新たな高校教育に関する指針の見直し動向を踏まえましても、まさに待ったなしの状況であると認識しております。

そういうようなことから、教育委員会といたしましては、平成32年の開校を目指し、新年度から新しい高校づくりに向けた準備に入ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、原本議員への1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 3番 原本議員。

◇原本議員 大変丁寧に説明していただきありがとうございました。

問題の性格上、ちょっと私の質問が前後することがありますが、理解願いたいと思います。

まず1点目は、一応その状況報告ですので、そのまま次に移りたいと思いますけれども、2点目から、まず今の教育長の答弁の中に、町外網走市からですか、約6割か7割という話があったんですけど、実際に町内の中学生の進路として、普通科、職業科、また就職する方もおられると思うんですけど、その比率がわかれば教えていただきたいと思います。

また、この女満別高校と東藻琴高校に町内から進学している比率がわかれば教えていただきたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教育長 御質問にお答えしたいと思っております。

本町の中学生の進路の状況、また地元高校への進学率の状況についての御質問ではないかなと思っております。

大空町の中学生の卒業後の進路については、ここ数年間、就職はなく、ほとんどが高校や高専といった学校への進学となっております。

学科別の進学先については、普通科へ進学出願する生徒が8割程度と多く、職業系の学科を希望する生徒は、年度によって異なりますけれども、概ね2割から3割程度といった割合となっております。

ここ最近では語学系や看護系、また芸術系の学科を希望されて管外へ進学するといった、そのような進路の多様化も進んできているところでございます。

また地元高校への進学状況につきましては、昨年、平成28年3月の状況を申し上げますと、町内の中学校卒業生数83人のうち東藻琴高校は3人、女満別高校は11人といった状況になっております。

いわゆる地元の進学率は、平成26年度については22%、平成27年度が24%、平成28年度については17%と下降しております、ここ数年は3割にも満たない状況が続いております。

先ほどちょっと御答弁申し上げましたように、少子化による中卒者数、学区内全体の減少を初めとして、町外高校の定員割れといったものがあります。

さらにはその交通のアクセスが非常に良い、このことは大空町に来てくれる生徒さんもいるんですけれども、一方で外にも非常に出て行きやすいような大空町ならではの特徴がございまして、地元の進学率に大きく影響しているのかなと、そのようなことを思っております。

新しい高校づくりにあたっては、安定的に運営していくためにも地元の進学率を高めるということが必須条件であると考えておりまして、新しい高校の魅力づくり、地元の子どもたちが、ぜひ行ってみたいと思う、そのような内容というものを真剣に今後考えてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

◇議 長 3番 原本議員。

◇原本議員 今の説明で、地元の生徒の進学率が平均して2割ぐらいで、大変低くなっているということがわかりました。

実は私も東藻琴高校第19期卒業生です。16名の卒業生でした。そのときは、当時、東藻琴村でしたので、村外から来ていた方は1名という状況でした。でも、決して私の16名だったクラスが、人数的に良かったというふうには考えられなかったと思います。そういう意味で、一つの高校として生徒数の確保が必要不可欠と考えられると思います。

そこで、3点目にも関わりますが、説明の中で今回の総合学科の高校、あえて東藻琴の高校を農業科と呼ばせていただくと、この東藻琴高校が多方面で話題となり、その実績、地域貢献などから基幹産業の農業と深く結びついた高校として知られるようになってきています。

今回の総合学科は、この職業科的要素を多く残した高校と判断されます。それならば東藻琴高校に女満別高校を合併させる。またはその逆もありきという考え方はないかとも思います。

再度くどいかもしれませんが、あえて新しい高校をつくる意義、考え方が何か、もう一度伺いたいです。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 お答え申し上げたいと思います。

現在の中学生の卒業者は、能力や適性、興味や進路希望に応じてほとんどの生徒が高校へ進学しているという状況であります。そのようなさまざまな子どもたちの多様化したニーズに応えるために、全日制や定時制、さらには通信課程を設けるといったことがあったり、教育内容に応じ普通科や専門学科、総合学科といった学科を設置してきているというのが、現制度ではないかなと思っております。

全国的な状況をちょっと調べてみますと、7割を超える生徒が大学や専門学校に進学をするというような状況があります。

また、御質問がありました、町内にある2校について、どちらかの高校に統合できないかという、そういう御質問かなと思いますけれども、仮に東藻琴高校の一つにまとめるということになった場合については、定時制の農業高校となって、単課の職業系高校として残ることになります。職業学科に国全体では、昭和40年頃というのは全国の40%の生徒が通っていたということでもありますけれども、先ほどの説明ともちょっと重複しますけれども、やっぱり大学進学率が上昇したという影響を受けて、現在は、職業学科に対しては22%まで減少していると、いろんな状況が今生まれています。

また、東藻琴高校の在校生の状況について申し上げますと、現在、在校生のうち農業の担い手を志望されている方というのは、以前と比べまして、全体の16%程度と割合が減少し、その多くは他の分野への進路を希望しているという、そのような実態がございます。そのようなことから、今の東藻琴高校の生徒の進路先も必ずしも農業分野ということではないというようなこともあって、多様な進路実現ができる高校を期待する生徒が多くを占めているという中では、農業一本で存続させていくというのは難しいのではないかなと思っております。

また、町立高校として一校存続させられましても、農業分野を希望しない地元の生徒については、せっかく町立の高校が地元にあっても、地元への進学の道が閉ざされ、町外への通学を余儀なくされるといった一面も出てまいります。

一方、女満別高校に東藻琴高校を統合するとした場合については、全日制の普通科となって、進学への対応は可能となりますけれども、普通科では、大空町の中心産業である農業の担い手を育てるためのカリキュラムとはなりません。農業の道が閉ざされてしまうということになってしまいます。

また、先ほども触れましたけれども、現在もアクセスの良さから網走市や北見市への大学進学あるいは専門学校進学を考えた多くの生徒が町外の普通科に進学していると、そのような現状にありまして、どちらの方式をとっても十分地元の生徒に

応えられるような、そういう状況を生まないと、そのような考え方を持っていると
ころでございます。

間口の小さいところであっても、やはりさまざまな進路が実現できる魅力ある高校
として、存続し続けるためには、普通科といったものではなく、また、農業に特化
ということでもなく、それらと差別化して特徴あるもの新たに作り出していかな
ければ、生徒の確保は今後とも難しいものと、そのように判断をしたところでござ
います。

そのようなことから、町内いずれかの高校を現状のまま存続させるということよ
りも、やはり両校の価値を残すために、新しい高校として発展的な統合を目指すべ
きであると、そのような結論を持ったところでございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

◇議 長 3番 原本議員。

◇原本議員 今、考えている方向性について大分お聞きしましたので、それなりの理
解をしているつもりです。

その中で、ちょっと聞き漏らしたのかもしれないのですが、昼間的定時制と、
教育長は言われたと思うのですが、今の東藻琴高校の定時制スタイルが、道教
委としては、それは将来的に整理していきたいという考え方、それは間違いないで
すか。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 1回目の答弁の中で御説明をさせていただきましたけれども、現在その
小規模校、特に全道各地に小規模校が存在しているということでありまして、今後
の方向性について道教委では、その指針のあり方といいますか、指針自体を今見直
しをしているということでございます。

その中の今の議論の中では、昼間定時性、これは市町村立の定時制についても、
今後、道に準じた形で協議が行われていくという、そのような情報をいただしてい
るところでございます。

昼間定時ということでもありますので、実態としては、本町東藻琴高校もそうであ
りますけれども、4年間で卒業すればいいということになっているのが、定時制の
一つのメリットではないかなと思っておりますけれども、昼間定時制ということな
ので通常の全日制の高校とほぼ同じ日中の授業時間の中で、授業を受けるというこ
とになっておりまして、そのようなことから実質全日制的な学校運営のものについ
ては、廃止をするという大きな決断が北海道の方ではあったということでありまし

て、今後、町立であっても同じような考え方を道としては、町に押しつけということとは余りよくないかもしれませんが、そのようなことが十分今後考えられているところでございます。

◇議 長 3 番 原本議員。

◇原本議員 今の話、実は今日初めて聞いたものですから、その辺の話がとても大事な一部分を占めるかなと思っています。

新しい高校をつくる意義、またその事由、その辺の住民の理解がとても大切と考えられます。

ここからは、具体的なことですので、また伺っていきたいと思います。

私の所属する産業建設文教常任委員会では、平成 28 年度新しい高校を考えるにあたり、檜山北高校という総合学科の高校を視察してまいりました。全体の規模の違いはありますが、総合学科として進み出して比較的年数の浅い高校でした。その中で進路に応じた授業は、とても好感の持てるものでした。小人数のグループに分かれ熱心に授業を受けている光景は、もし私が学生だったら、うらやましくも感じるものだと思います。

しかし、その背景には多くの教員の確保が必要に見えました。これからつくろうとしている総合学科は、標準的な教員の配置からどのくらいの増員が必要かお聞きしたいと思います。

また、当然増えるであろう人件費等の考え方についてもお聞きしたいと思います。

さらに現在の計画の中で東藻琴高校、女満別高校の二つの校舎を使いスクールバスで移動する予定となっていますが、時間的ロスや物理的な問題はどのように解決できるのか。再度伺いたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教育長 お答えを申し上げたいと思います。

必要な教員数のまず配置について、最初に御答弁申し上げたいと思っております。教職員数については、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に定められた基準に基づきまして、設置者である都道府県及び市町村は、教職員定数を条例で定めることとされております。

現在の町内の高校の基準数について、さきに申し上げたいと思いますけれども、これは管理職員とか、事務職員、一般の先生、養護の先生を含めた数字でありますけど、東藻琴高校の定数は現在 13 人、女満別高校は 11 人となっているところであります。

新しく総合学科となれば、今は1間口校ということで考えているわけでありまして、1間口校の試算ということで、14人と試算上は想定をしております。そのような状況でありますけれども、実際現在でも、その基準配置数だけでは十分な教育活動が展開されないということもありまして、町内の両高校に対して、町独自に職員を増員配置をしているという実態がございます。東藻琴高校には時間講師として1名配置をするほか、実習補助員として3名、また事務職員1名の増員配置を行っております。

また、道立ではありますけれども女満別高校に対しましては、平成26年度に2間口から1間口校と減少した際、教職員数が17人いたものが11人と、一気に6人もの先生の数が増減するという、そのような事態となりました。女満別高校では、女高タイムといった特徴ある教育活動に大きな影響を及ぼすことになるということで大変心配いたしまして、教育水準の維持確保のため、また教育活動の支援のため、町独自に教職員1名を現在も配置しているところでございます。

ただし、高校におきましても教育の質を重視した魅力ある高校として運営していくために、また、生徒のニーズに応えられる高校とするために教職員の増員を図るなど、やっぱり必要な体制をしっかりとつくっていかねばならないと考えております。

昨年、11月の町民説明会のときには、新しい高校を維持するためにどれだけの経費が掛かるかといった部分もシミュレーションいたしまして、御説明をさせていただきました。

現在、両高校に対する、町の実質負担というのが、おおよその額でかなり大ざっぱになりますけれども4,000万円ほど掛っていると、新しい高校では8,000万円、ほぼ倍の額が実質負担額となるという説明をさせていただきましたけれども、実質4,000万円が増えるわけでありまして、そのうちの約半分の2,000万円は、教員の増員に係る人件費分と、そのように試算をしております。当時は基準人数プラス3人を増員する形で、そのような額となったということでありますけれども、今後カリキュラムでありますとか、生徒の選択科目の状況、それらもろもろ総合的に判断した上で、適切な人員確保、増員等も今後考えてまいりたいという考え方を持っているところでございます。

それとバスの移動に係る負担のことについても、御質問をいただいたかと思っております。

まず、なぜ二つの校舎を利用することになったかということでありますけれども、新しい高校づくりにおいては、これまで新しい時代を担う子どもたちにどのような教育が必要なのかと、そういった視点から真剣に議論を重ねてまいりまして、導き出された学科が総合学科ということになったわけでありまして、その総合学科を開設するにあたって必要となる教室数や施設の確保の面から検討いたしました。

結果、既存の両高校の校舎や圃場やハウスといった、もろもろの財産をより有効に活用していくということが必要であると、そのような考え方に至ったところでございます。またその両高校の校舎を活用しての学びというのは女満別、東藻琴両地区の地域性を学ぶ機会となるとともに、町民の皆さんとのより多くのふれあいが大空町を愛し、未来を担う人材としての育成につながるものと、そのようにも考えております。両校舎間は、スクールバスでの移動を考えております。町民の方からも御意見の中で、生徒の移動に時間が掛かると、負担が掛かるということを心配する御意見もいただきました。片道20分程度の所要時間を想定しておりますけれども、カリキュラムの工夫などによって、曜日や回数を決めて移動するなど、負担が最小限となるよう、今後詳細を詰めてまいりたいと考えております。また協議会ではバスの移動時間を有効に使うために、タブレット端末による事前学習を行ったり、また英会話CDを常時車内で流すなど、話せるための英語教育などを行ってはいったアイデアも出していただいているところでございます。

総合学科は、単位制の高校となっております、3年間で必要な単位数である74単位以上を卒業までに取得することになっておりますが、年間、毎日6時間授業を実施する必要はなく、バスの移動時間はかかりましても必要な単位は十分余裕を持って取得できるものと、そのように考えております。

二つのキャンパスを利用している高校としては、道立の名寄産業高校がございす。今後、そのような道内の事例なども参考とさせていただきまして、生徒や教員の負担がかからないよう、今後カリキュラムの内容や効率性の高い学校運営方式というものを具体的に検討してまいりたいと考えてございます。以上、御答弁とさせていただきます。

◇議 長 3番 原本議員。

◇原本議員 大変いろいろありがとうございました。

今いろいろお聞きしたのですが、その中で、総合学科としてやっていくことがかなり大変なことだということは、十分わかりました。しかしその方向に進む以上は、きちんといろんなことを整理していかなければならないと思います。

今月の21日、22日に再度住民説明会が予定されています。まだまだ町民のいろんな声が出てくると思います。

また、これから細かな準備も必要になってくると思います。そういう意味で、正式に総合学科の新しい高校をつくるという決定、それと開校時期を決める、それはいつの時期にするのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇**教 育 長** お答えしたいと思います。

現在新しい高校の開校の時期につきましては、平成３２年を目標としておりまして、これまでの御答弁のとおり、中学卒業者数の減少と地元高校への入学者の減少の状況から見て、開校時期の先送りは避けたいと考えております。開校が遅れば遅れるほど、今後、生徒の確保は一層難しくなるものと、そのように判断をしております。

今後、想定しているスケジュールでは、両高校の教職員を中心とした準備委員会を立ち上げ、教育目標や教育課程、校名や校章、校歌に至るまで、多岐にわたる内容を決定していかなければならないこととなっております。

また、地域が期待する高校及びその学校運営を実現するためには、町民の皆様を初め地域の皆様の御支援、御協力が不可欠であると考えておりまして、多くの方に学校経営に参画をいただく仕組みづくりもあわせて進めていかなければならないと、そのように考えております。

新しい高校の開校の時期はと言いますか、開校の決定の時期につきましては、道立高校と町立高校の統合ということでもございまして、今後、北海道教育委員会との十分な協議によって、決定されていくということになっております。

新年度に入りましてから、改めて協議によって決定すると、そのような場面を迎えているということでございます。

◇**議 長** ３番 原本議員。

◇**原本議員** 今の回答ですと、平成２９年度中には決定するということで理解してよろしいですか。

◇**議 長** 教育長。

◇**教 育 長** はい、そのように考えているところでございます。

◇**議 長** ３番 原本議員。

◇**原本議員** よくわかりました。最後です。

今ある二つの高校の存続は無理となる中、新しい町立高校をつくることが将来の大空町を支えるために必要と私も考えます。ただ、大切なのは多くの中学生に関心の持たれるために、単なる二校をまとめた形の高校ではないことも大切だと思います。総合学科として進学も目指せ、就職に向かった選択肢もできることが可能な

ことが十分魅力のある学校に見えるようになっていくと思います。

中学生にも喜ばれるというか、行ってみたいと思われる高校、そして父兄もうちの子どもをここにやってみたいというような高校を目指してほしいと思います。

また、基幹産業の農業を守るためにも、今ある東藻琴高校農業科のすばらしい活動実績を受け継いだ学科に、是非してまいりたいと思います。

この問題が町民に十分理解され、確実に一步一步進んで行くことを願って、一般質問を終わりたいと思います。

最後に、町長に新しい高校についての考え方、意見等あればお聞きして終わりたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 自然は一番の教科書であると、そのように言った先生がおられます。大空町には、自然を初めとした教育資源が豊富に揃っておりまして、空港のある町として、大きな可能性を秘めたまちであると思っています。

厳しい現実に立ちすくむのではなく、あらゆる可能性を開花させるため熱意をもって立ち向かって行きたいと、そのように考えております。

今、お話がありましたように、大空町の高校が今持っている魅力をしっかりと新しい高校に引き継ぎながら、多くの子どもたちのニーズに応えられる、そのような高校の実現に向けて鋭意努力してまいりたいと思っています。

大空町が目指す新しい高校では、道立や近隣の高校に先駆けて、あらゆる困難を乗り越える力の育成を重視した教育を転換してまいりたいと思っています。そのためには、地域の多くの皆様による御協力がなければ、特徴と魅力のある新しい高校の実現は難しいものと考えております。

今後、教育委員会として、新しい高校の目指すべき方向を住民の皆様にご丁寧に御説明申し上げ、御理解いただけるよう最大の努力を傾注してまいりたいと考えておりますので、引き続き御指導賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私にも、考え方といいましょうか、御答弁の機会をいただきましてありがとうございます。

大空町における教育に関わる私の考え方なども少し踏まえながらといいましょうか、お話を申し上げたいと思います。

大空町の高校に対する私の考え方でございますけれども、過去の議会においても答弁をさせていただいたことがございました。

また、私が書いております広報の手記の中でも、この二校のことについて触れたことがございました。

さらに、町政懇談会などでも、いろんな御意見を賜り、その中で私の考え方を述べることもございました。

また、さきに教育長から答弁のあった高等学校教育を考える協議会、これが立ち上がった折、町長はどのように考えているのかということで、その当時の考え方などについて、発言をさせていただいたこともありました。

折に触れ、いろいろな場面で私の考え方をお伝えしてきたところでございます。また今般は、高等学校教育を考える協議会の中でも、非常に深度の深い、そんな議論をされたことと承っておりますし、その内容についても私にお知らせをいただきました。それらを踏まえてお話を申し上げたいと思います。

大空町の教育全般に対する施策というものは私にとってまちづくりをする、進める中で、いの一番に掲げなければならないものでもありまして、そのことを常に旨として取り組んできたところでございます。

幼児教育の充実でありますとか、学校教育における補助教員の配置、また、施設の計画的な整備でありますとか、コンピューター機器を含めた機材の導入、さらに、食育の推進でありますとか、奨学金制度の拡充など、保護者の負担軽減はもちろんでありますけれども、子どもたちをいの一番に考えて、この地域で育まれる子どもたちの創造性というものを育むことに努めてきたところでございます。

高等学校教育におきましても、制服購入の補助でありますとか、スクールバスの運行、寄宿舎の運営など、入学者を確保をしたい、そういう想いからいろいろな取り組みを行ってきたところであります。

また、地域の子どもたち、高校に通う子どもたちは、両校の生徒とも地域社会に対する貢献を深めてきてくださいました。その活動は内外に広く知れ渡っております。

フレッシュマーケットでありますとか、除雪のボランティア、いろいろな面でまちづくりに重要な役割を果たして、町民からも高く評価を受けているところでございます。

東藻琴高校においては、町の特産品となるチーズの開発を行ってまいりました。また女満別高校は、選抜甲子園出場という偉業をなし遂げてきたところであります。

こうした活躍は、生徒の努力はもちろんであります。さらに、教職員の熱心な指導の賜物でもあります。また、そうした基盤をしっかりと支えてくださったのが町民の方々のいろいろな支援によるものだ、そのようにも思っております。

しかしながら、中学校の卒業生の数は減少し、両校とも定員割れが続いている状況でございます。そんな中で、ここ数年来議論を深めてきてくださいました高等学校教育を考える協議会の皆様には長きにわたって協議をいただいて、最終的な方針

をいただいたところでもございます。また、教育委員会においても、この方針を尊重するという判断を賜ったところでございます。

私自身は、町民説明会にも出席をさせていただきました。また、その後の町政懇談会でも27年度、28年度2年間にわたり、いろいろなお話をさせていただく中で、町民の方からは、期待でありますとか、一方での不安、また、正直諦めたような、そういう発言もありました。

一方では、将来に向かっての希望を語る若い町民の方もいらっしゃいました。いろんな意見をちょうだいしたところでもあります。また議会にも、その状況などを報告させていただき、いろいろな機会を通じて、議員各位の考え方なども感じさせていただいたところでもあります。

私の役割と申しますのは、より多くの方々の意見を聞き、またさまざまな立場の方々の意見を拝聴し、現時点で将来にわたる、将来を見据えて、どのような選択をすることが望ましいのか、そのことに責任を持って判断することだと考えております。しかし、その根底にありますものは、大空町のまちづくりの根源にかかわるものだと思っております。

昨年の3月、大空に人・花・心育む町、を普遍的理念とした宣言を行っていただきました。生涯にわたる教育を人という言葉であらわしております。このことから、この地域における高等教育、高等学校をなくしては、まちづくりはあり得ないと、そのように考えております。

これまでの町民の皆さんのいろいろな議論、御意見を深く受けとめ、議会の御意見も賜りながら、町としての判断を行ってまいりたいと考えてございます。

3月21日、22日、両日に新しい高校づくりにおけるは町民説明会、開催することとなっております。その中で、これまで真剣に御議論を御協議いただいた皆さんの思いというものを受けとめて、町の判断も示しながら、より多くの方にお伝えをしてまいりたいと思っております。

先ほど教育長も申しましたとおり、子どもたち、特に高等学校の教育には、今までも町民の皆さんに深く関わっていただきました。そのことによって、生徒はもちろん教職員も発奮し、すばらしい教育を展開してきてくださったものと思っております。

しかしこれから次の時代に向かっていくためには、さらに地域として、この高校支えるという気運を高めていかなければならないと、さらに強く感じてございます。そういった町民の機運を醸成していくこと、高めていくこと、それが私のもう一つの役割ではないかと、そのように考えているところでございます。

将来にわたって、決してこの地域の方々の落胆につながらないように、この地域全体で教育を支えるということを町としても取り組んでまいりたい、そのような決意を申し上げて、御答弁とさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

ます。

◇議 長 これにて原本哲己議員の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩します。

(休憩 午前11時18分)

(再開 午前11時28分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 一般質問を続けます。

次に、1番 上地史隆議員の一般質問を許します。

◇上地議員 皆様おはようございます。

3月になり、大空町にも少しずつ暖かい日差しが差し、雪解けも始まりました。町内には卒業し、新たに進学や就職のために町を離れる方もおられると思います。民間の会社や役所でも、今月で仕事を務め上げ退職される方もおられると思います。

それぞれ違う立場ではありますが、これまで大変な御苦勞があったと思います。そのことに対して心より敬意を表したいと思います。

それでは、通告に従い質問に移らせていただきたいと思います。他の方の質問と重なるところがありましたらお許しいただきたいと思います。

それではまず一つ目の質問ですが、地域おこし協力隊の現状と課題についてお聞きしたいと思います。

現在、新聞やテレビでもよく取り上げられていますが、その中でもある女優さんが地域おこし協力隊に参加している企画番組もあり、私も楽しく視聴させていただいております。

このように、若い方にも大分周知が進んできているように感じる地域おこし協力隊ですが、都市部の若者らが自治体の募集に応じて地方に移り住み、最長で3年間、国から生活費などの支援を受けながら住民の生活支援など、地域の活性化に取り組むものです。

平成21年度から始まったこの制度は、隊員数が年々増加していて、総務省によりますと、去年の隊員数は前の年のおよそ1.5倍の4,158人となり、政府が目標としていた4,000人を上回りました。また、隊員を受け入れた自治体は、全国863団体以上に上り、前年のおよそ1.3倍となりました。

総務省は、協力隊は過疎地域を中心に地域活性化に欠かせない存在になっているとして、今後も引き続き単位数の増加に努める考えであります。さらに任期を終え

た隊員の中には、地域で起業し、定住を希望する人が多いことから、こうした人への研修を充実させるなど支援を強化しようとしています。

我が町にも、地域おこし協力隊の方がいますが、実際にどのような活動をされているのか、また町として定住に向けてどのようなサポートをしているのか。

2点について、町長よりお聞かせをいただきたいと思います。

続けて二つ目の質問に移らせていただきます。

二つ目の質問は災害で発生した流木の活用についてです。

大雨などの自然災害で発生した流木は、河川やダムを管理する国や道、自治体が廃棄物として主に土中に埋めて処理をされていますが、昨年夏に道内を襲った台風では、広範囲で大量だったため、迅速に処理する必要があります。

そこで、道が調整役となり、流木を回収処理する自治体と利用する木材会社などの仲立ちを開始いたしました。道は昨年9月、道森林組合連合会などと連携し、林業被害対策に係る連絡会議を立ち上げ、関係者との会合を3回重ね、流木の受け入れが可能な木材関連会社、製紙会社など25社を探し出しました。

個々の業者からは、受け入れ可能な時期、有償か無償か、付着した砂や泥の除去が必要かどうかなどの受け入れ条件を上げてもらい、自治体など流木の管理者からの引き渡しが円滑に進むように工夫しました。

道林業木材課によると、昨年12月時点で流木を受け入れた業者は、全道で9社あり、約600トン分で道内で生じた流木量の一部しかなく、大半は川や川岸から引き上げられ空き地などに積み置かれたままだそうです。同課は、本格的な利用は雪解け後の春以降と見ており、早く活用が進むようこれからも情報発信を引き続き行いたいとしています。

このように、流木の処理活用ではどこの自治体も苦労していますが、我が町では大量に発生した流木は、どのように処理しているのか。町長よりお聞かせをいただきたいと思います。

以上で、最初の質問とさせていただきます。

◇議 長 町長。

◇町 長 上地史隆議員の一般質問に御答弁を申し上げたいと思います。

まず1点目、地域おこし協力隊の課題についてでございます。

地域おこし協力隊は、地域の新たな担い手となる人材を確保し、地域力の充実強化を図るものとして、平成21年度に制度化されたものでございます。都市部からの人材を最長で3年間受け入れ、地域づくりに関する業務に従事していただき、まちの活力につなげて行こうとするものであります。

確定している通知が27年度まででございますので、この年度の状況について御

説明申し上げたいと思います。平成27年度、この制度を活用している自治体は全国で673、隊員数は2,625人、3年前、平成24年度と比較いたしますと、自治体数は3.3倍、隊員数は約4.3倍と急速に増加している現状にあります。

国は2020年度までに、この隊員数を4,000人までに拡充することを目標としております。

隊員の約4割が女性で、20歳から30歳代が全体の8割を占めております。平成27年度の実績といたしましては、約6割の方が任用された地域に企業もしくは就業するなどして定住をされております。道内では105の自治体で全国で最も多い369人の隊員が活動しております。管内では、大空町のほか北見市、網走市、津別町、清里町、遠軽町、滝上町、西興部村が受け入れを行っております。

大空町では平成27年3月からこの制度を導入し、現在2人の隊員を移住定住支援員、観光推進員として任用をしております。大空町の形態は町に勤務するという方式をとっているところでございます。

移住定住支援員は、町内に移り住もうとする方々の総合窓口として、お試し暮らしの相談対応や総合戦略に掲げるさまざまな支援事業の紹介、移住定住人口を増やすための積極的な情報の提供を行っております。

観光推進員は、観光情報の発信、観光パンフレットの作成、観光振興計画の策定業務のほか、各種イベントの運営協力なども行っているところでございます。

本来の業務に従事するほか、さまざまな行事や催しなどにも積極的に参加をしていただいております。町民皆様との交流も深めているところでございます。地域おこし協力隊の活動は、観光や産業の振興、子育て支援や生涯学習活動など、各自治体によってさまざまでございます。地域での暮らしを体感しながら、結果として、地方への定住、定着を図る取り組みを推進しております。

任期を終了した後も地域に残り、新たな事業を始めるなど、定住できるための支援として、研修事業がでございます。

一つには、国や北海道などが主催するスキルアップ研修、また、サポートする民間団体が主催する他の自治体隊員との交流研修でありますとか、企業、事業化に向けた研修など、任用年数に応じた計画的な研修プログラムへの参加支援などが主な内容となっております。

この方から隊員が地域に溶け込み円滑に業務を進められるよう活動計画のつくり方や業務進捗状況の確認、必要なアドバイスを行うフォロー業務なども行われております。

受け入れ側の責務といたしまして、隊員の意思を尊重しながら、任用する段階からしっかりとサポートしていかなければならないものと考えております。その中で、定住に結び付ける、結びついていくような取り組みをしたいと考えております。

まちづくりにおきましては、私ども役場の職員は、もちろんでありますけれども、

さまざまな異なる感覚での発想、視点というものが企画・立案などでも求められている現状にあります。地域の魅力の掘り起こし再発見、町のPRそういったところに柔軟な発想を持っていただいて取り組んでくださること、それを期待しているところでございます。

意欲ある地域おこし協力隊員による様々な取り組みを推進して、町の活性化に今後もつなげてまいりたいと考えているところでございます。

2点目、災害で発生いたしました流木等の活用について、現状について御答弁をさせていただきたいと思います。

昨年の例で申し上げたいと存じます。

昨年8月から9月の台風による暴風雨及び降雨の中で、多くの流木が発生をいたしました。網走湖では、流木が漂流したり、また湖岸に押し寄せ、処理方法等について網走開発建設部河川事務所でありますとか、西網走漁業協同組合と協議を行ったところでございます。

トマップ川下降から現在ワカサギ釣りの受付付近までの流木処理については、既に網走開発建設部河川事務所により完了をしております。

それ以降、山下岬、呼人方面に向かつては、雪解けを待つと同様に河川事務所において順次処理を行っていただくこととなっております。さらに町が女満別湖畔公園内の流木を隣接の駐車場に一時堆積したものに付きましては、河川事務所が、この春以降、処理を行うことで協議が整っているところでございます。

結果といたしまして、私どもの町が昨年の災害関係で、最終処分場などに搬入したものに付きましては、強風により折れた木でありますとか枝などが主なものとなっております。

近年、集中豪雨や台風なども多く発生しており、倒木や湖畔に流れ着く流木も多くなっているのが現状でございます。

平成15年でしたけれども、台風により大量に湖畔に流れ着きました流木やごみが約5,000立米ほどになりました。そのときには、上流部の美幌町、津別町と協議をいたしまして、処理をお願いした、そんな経過もございました。

現状では、こういったものに付きましては、町の最終処分場へ運び、一時堆積を行い、1,000立米ほどに溜りましたら、委託をいたしまして破碎処理機で小さく粉碎し、生ごみ堆肥とまぜ合わせて、堆肥化を行うなどの減容化を試みている状況にございます。

破碎処理の上で課題となりますのは、流木に付着している泥や砂などでございます。その他のごみ類も付着している部分がありますので、これらを取り除かなければなりません。これらをそのままにしておきますと、破碎処理機の刃の磨耗が激しくなってしまいます。処理の際には、これらを振るい落としながら作業を行う必要がございます。

町では約1,000立米ほど溜りました後に破砕処理を行っておりますけれども、これらの破砕処理に掛かる費用は、約450万円程度になろうかと思います。今までで言いますと、約2年に一度程度、通常年でありますと2年に一度程度で1,000立米ほど溜りますので、これらを破砕の委託にかけて処理を行っている現状となっております。

以上2点目につきましては、主に現状報告でございますけれども、申し上げ答弁とさせていただきます。

◇議 長 1番 上地議員。

◇上地議員 地域おこし協力隊について、再度お聞きしたいと思います。

実際に町長からも、最初の段階から受け入れに対しても、適切に大事に対応していくということでありましたが、地域おこし協力隊ですが、増加するに伴い、少し危惧するところがありまして、インターネットのホームページ、SNSなどにいろいろな言葉が載るようになりました。中でも衝撃を受けたのが若者を食い潰すブラック自治体と、本当に信じられないようなことが載っておりました。

実際に地方創生で200億円かけた7年間の事業でありますけど、地域とおこしとほど遠い、とんでもない話が結構載るようになっていまして、任期途中で除隊する方も増えてきているということがありました。

実際どのような例があったかという、町で用意していただいた住居とか、それを確認しに行くと全く住めないような住居であったりとか、あとは先ほど言ったように、募集の業務内容と全く違った業務内容をやらされたりとか、あとはなかなか活動についても行政側と意見を交わす場がなかったりとか、そういうことも多く載っておりました。

再度、受け入れ体制について、そのように地域おこし協力隊の方と活動について協議をしたりとか、再度町について、先ほど言ったようにネットで情報発信とか観光推進の方がやっているというのもお聞きしましたが、そういうことについても、細かく意見とかも交わしたり、こうやっていいとか、そういうふうに対応する場はあるのか、意見を述べる場があるのか、再度お聞きしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 受け入れの段階から本人の意思を尊重して、将来のことも考えて対処していきたいということでございます。

いろいろな目標や目的を持って地域おこし協力隊に応募される方がいらっしゃって、また地域の中では、こういったところで、そういう方々の発想やエネルギーを

欲しいという自治体側があつて、そこがマッチングをして受け入れにつながっていくものと思っております。

ただ、実際には地域おこし協力隊として、いろいろ手を挙げて応募されて来られる方の中には、明確にこれだというところまで目標を絞り込んで来られている方もいらっしゃる。一方で、今の都市部における生活から離れて農村部での生活をしていく中であつて、その中で新しい目標を見つけたいと、そういう段階の方もいらっしゃるのではないかと考えております。

個々によって、応募されたきっかけ動機というものが異なってくるかと思っておりますので、そういうところをしっかりと私ども受け入れ側としましては、確認をしたり、意思疎通を図るなどして、その方々の希望に応えられるようにしていくのも役割ではないかと考えているところであります。

また、いろいろなギャップが生じているということは、私も担当から話を聞いたことがございます。非常に私どもの町は、今2人だけの地域おこし協力隊員ですが、道内には10人以上隊員を受け入れている自治体があると聞いてございます。そういたしますと、いろいろその実際に携わっている業務というものは、かなり多岐にわたるということがありまして、場合によっては道の駅の販売員としての活動をされているということでしょうけれども、受けとめ方とすれば、地域の特産品の販売開発、そういったところに関わる仕事といえ、そういう言い方もできますし、一方、受けとめ方とすれば、売店の単なる販売員だというような受けとめ方も、出てくるのかもしれない。

そういう中で、応募される方と受け入れる側とのギャップみたいなものが生じていることも、課題としてあるやに聞いたことがございます。そのほかにも、いろいろなものがあるのではないかと考えております。

そんな中で、そういったものを無くしていく、少なくしていくために意見を述べる機会があるかということでもありますけれども、先ほど申しましたように、地域おこし協力隊のその勤務の仕方というのは、千差万別のようにございます。

たまたま私どもの職場の役場というところに席を並べながら、その担当者との意見交換をしながら、こんな形で観光PRをしようとか、こういう形でイベントを企画していこうとか、そういうことを議論をしながら進める部署になっておりますので、そういう中であつては、いろいろ担当者同士、地域おこし協力隊と役場の職員とが意見交換をする場というのが出てくるのではないかと思います。

ただ一方では、必ずしも役場に籍を置くことなく、地域のどこそこに居住をしながら活動すると、言えば役所の仕事の分野とは、また違ったところで活動されているという方などもいるのではないかと思います。

先日、津別町におきまして、行政報告で申しましたように、地域おこし協力隊の方とお話をする機会がありました。その方は役場に籍を置いているということばか

りではなくて、いろんなところに住んで、津別町の情報を画像として動画などとして、いろいろなところに発信をする、それが役目として与えられている部分なんですというようなお話をされておりました。

そういうふうに考えますと、きちっと受け入れ側の自治体と御本人と意思を確認する。そういう場が定期的に必要になってくるのだらうと、そのように考えておりますけれども、現在、うちでは特別なことはしておりませんが、その業務を推進する中で、常に職員と身近にしながら連絡調整をして進めているということで、そのようなところにギャップが激しくてということで書き込まれることはないのではないかなと考えておりますけれども、改めて、そういうことも受けとめながら、今後の取り扱いにあたってまいりたいと思います。

◇議 長 1 番 上地議員。

◇上地議員 担当の方と意思疎通をして、そういう身近なことに対しても相談に乗れるような体制をぜひ作っていただきたいと思います。

実際に最初が大事というのがありますし、実際に任期が終えられて、他の方とか研修に行った場合に、そういう大空町に対して批判的な意見が出ないように、くれぐれも意見の交換、意思疎通についてはしていただきたいと思います。

それで、質問変えますが、町長に答弁していただきましたけど、同一市町村内に約 6 割の方が残られるというのが総務省のホームページでもありました。その中、2 割の方が起業されているというのも、同じホームページの中でありました。定住の考えについては、男性より女性の方が高いというのも総務省のページでありましたが、実際に 1 年以上経過されている協力隊の方がいますが、この定住年次、または任期終了の翌年に起業した場合、100 万円の財政支援が受けれるということが載っておりました。

実際、定住についてとか、そういうことも担当者を交えて、まだ 1 年とは言え、最長で 2 年なので、そういう具体的な話とかもすることはあるのか、それについてお聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 私自身は、地域おこし協力隊とそこまで突っ込んだ話はしたことがございません。ビールを一緒に飲んだ位のところまでかなと、私はそのように思っております。ただ、担当のところで 1 人は去年の 10 月ですので、まだ、具体的にというところの話は聞いておりませんが、もう 1 人については、もう 1 年と 1 カ月経ちましたという中では、この地域での可能性の中で、こんなことができないだ

ろうかと、そういうことを周りの職員などに相談といいたいしょうか、語られているという話は聞き及んでおります。

何とか、そういった考え方が実現できるように、私どもも応援もしていきたいと、そこまで行って、この地域おこし協力隊の本来の目的というものが達成されるのではないかなと考えております。

また具体的な、特別地域おこし協力隊だけの方を想定したものではありませんけれども、私どもの町に移住をしてきたり、さらには企業化をしようということについては、総合戦略の中で、さまざまな制度を拡充してきているところがございます。

そういうものも活用したり、また、1人は移住定住のところの相談を直接受けている方でもありますので、そうやって考えると、そういった制度の情報というのは、十分承知されているというふうに考えてもおります。

そういった中で、また新しい発想が定住移住に、地域おこし協力隊だけではなくて結びつくような発想があれば、そういうものの制度化も必要になってくるのではないかと考えて、おります。

先ほど言いましたように、単に3年間の私どもの町の仕事を何かやっていただくということではなくて、その後、定住、さらには起業化というところにつなげてこそ、この制度の本来の目的だということをしっかりと受けとめながら、対応してまいりたいと、そのように思っているところでございます。

◇議 長 1 番 上地議員。

◇上地議員 地域おこし協力隊については、これが最後の質問になると思うのですが、実際、町長が言われたように10名以上の方が活躍されている自治体もあると、確かに総務厚生常任委員会でも、道内の視察に行かせていただいて、新得町と東川町が10名以上の協力隊の方の協力を受けておりました。

新得町で地域おこし協力隊の方と、女性だったんですけど話す機会をいただいて、どのような活動しているかっていうのを簡単ではありますが、お聞きしたんです。実際、平成27年4月現在なんですけど、まず、観光推進に関する活動をされる方が3名で、新得地鳥の普及推進に係る人が3名、障害福祉支援に1名、保育支援に1名、同じく移住定住に1名、あとエゾシカの活用に向けた活動に対して支援されている方が1名とありました。

私はやはりいろいろ、うちの町でも足りてない分野の方がいると思うので、都市部から我が町にも足りてない面に対して支援いただけるような方を募集するというか、今後増員とかする考えはあるのか、それについて最後お聞きしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 現在は2人ということで進めておりますけれども、過去には、先ほど言った地域に残られて起業する、もしくは就業するというのが、目標、目的であるということを鑑みて、さらに地域の中で今こういう人材が、エネルギーが不足しているということで、募集した経過は、我が町でもございます。

一つには、乳酪館におけるチーズを製造、開発する、そういう技術または熱意を持った方に来ていただけないだろうか、そうすることによって、そこでチーズ作りをさらに学びながら、将来には工房を持つとか、そこでお働きいただくという可能性につながらないか。

さらには、町営牧野において、黒毛和牛の放牧の管理をお願いすることができないだろうか、それも場合によっては、将来、そこで働くのも良し、さらには自分で起業化されて黒毛の肥育などを進めるということにつながっていかないだろうか。

さらには、ふるさと応援寄附金、今、行っていく中で、返礼品の取りまとめ役といたしましうか、いろんな方々が自分のところのこういったものを返礼品として使っていただくのはどうだろうかとか、そういうようなことを新たな視点を持って取り組んだり、開発をしたり、皆さんと調整をしたりして広く紹介をしていく、そういうところの推進員としての活動はどうだろうかといって募集した経過があります。

それぞれ何人かの応募いただいたところでありますけれども、面接をさせていただいた中では、私どもが考える人材ではなかったといたしましうか、そこまでのお気持ちを持って、手を上げてきてくださったわけではないというようなことなどもわかりまして、断念した経過がございます。

現在全国的な課題といたしますのは、民間企業の就業者といたしましうか、失業率などが減ってきて、売り手市場だというような言い方もされております。

そんな中で、その地方に移り住んで、自分の起業化、就業ということを考える地域おこし協力隊の方々の応募者数が若干減ってきているのではないかと、そのように感じられますし、一方では、こういったものを活用して地域おこしにつなげていきたいという自治体、またそこを必要とされる人数などが非常に多くなってきているということで、なかなか地域でこのような方々をと思っても応募がなかったり、そこに叶わなかったりするというような実態が出てきているのではないかと考えております。

新聞などを見ましても、よく町や村で地域おこし協力隊員を募集しているという記事が載るということは、そういうことを意味しているのではないかなと考えてございます。

現在もこの2人でずっとやっていくというふうに決めたわけではなくて、可能性として、先ほど言ったようなもののほかにも、さらに地域の中で必要なものがあれば取り組んでみたいと、そのように考えておりますが、職員の採用などとの関係も

考慮しながら、今後について具体的な方針を持っているということではございません。

ただ、先ほど言ったように、こういったものも制度としてあるということを十分承知しながら、今後の対応に取り組んでいきたいと、そのように考えているところでございます。

もし何かの御示唆いただける点がありましたら、御指導いただければありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

◇議 長 上地議員、1点目終了しますか。

◇上地議員 はい、1点目終了します。

◇議 長 上地史隆議員の一般質問中ですが、ここで昼食のため休憩します。
再開は午後1時とします。

(休憩 午後00時02分)

(再開 午後01時00分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第2 上地史隆議員の一般質問を続けます。
1番 上地議員。

◇上地議員 流木の再利用について、再質問させていただきたいと思います。

町長より適切にお答えいただき有難うございます。

昨年8月か9月に発生した大量の流木については、網走開発建設部河川事務所などと協議して処理を行ったということもお聞きしました。公園などで発生したものに関しては、実際、最終処分場とかにも搬入するというふうにお聞きしたと思います。その際、一応は一定の量がないと破碎しないということもお聞きして1,000立米で予算の方も450万円程度掛かると細かくお答えいただきました。

私が考える他の再利用についてですが、他の自治体とかの方を調べさせていただいたんですけど、こういうような活用もできないのかなと思ひまして、再度お聞きしたいと思います。

まず、苫小牧の例ですが、昨年夏、ここも同じように台風により多量の流木が発生いたしました。ここのある事業所、総合木材業なんですけど、年間4万5,000トンほどの木質ボードを加工している会社であります。木質ボードの原材料は建築廃材、未利用木材だそうです。建築廃材に限っては、木質バイオマス燃料の需要に

より建築廃材は５年前に比べ約２倍のキロ４円あたりだったと思いますが、上がっているそうです。

実際、材料を調達するために、苫小牧港湾組合の入札に参加し、６０トンほど用意したそうです。海水に浸かった流木は塩分を含んでいるため、炉内などを痛めてしまう可能性もあり、燃料には向いてないそうです。

ですけど、その業者は５ミリ程度に細かく刻んで、建築廃材と一緒に使用することによって、木質ボードを加工しましたが、特に問題はなかったそうです。実際に商品化もしているそうです。

道内で最も多くの流木が出た十勝管内では、家畜の敷きわらに確保する業者もあるそうです。町内にたまった３００トンの受け入れを昨秋から始め、雨風にさらして泥や砂を落とし、２、３センチほどに細かく破碎し敷きわらとして地元の農家に販売しているそうです。実際に使用しても、特に問題はなく、使用できたそうです。

他の業者も雪解けが進んだ後に積極的に受け入れ、堆肥などにも加工を考えているそうです。

他にも堤防が２カ所決壊し、２００戸以上を超える住宅が浸水した南富良野町の例であります。流木を燃料に加工する準備が進んでおり、雪解け後に国や道が中心に、中心市街地に流木を集める計画があります。

南富良野森林組合は、流木を細かく砕いてチップに加工する機械を約８，０００万円ほどで導入します。破碎した流木は町外のバイオマス燃料にしたり、町内のボイラー燃料にする計画だそうです。木の根は敷きわらにするという考えが出ておりました。

和歌山県では、２０１１年の台風１２号で約１万８，０００トンの流木が発生しました。県港湾漁港整備課は、流木の引き取りをホームページで呼びかけ、希望者に無償提供し、全体で２割程度の削減につなげました。

このように今後の再利用は考えていないのか。また今後大量に発生した場合は、どのように対応するのか、再度教えていただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 全国の河川、また湖岸、ダム、海岸などで発生している流木の処理は、それぞれ各地域が苦慮されているということなどが報道でも、私どもも承知しているところでございます。

今議員が言われましたように処理の方法についても、いろいろ研究されているようでございます。

木質バイオマス発電でありますとか、またチップ化、また、おがくず状にして敷料にするというような方法、さらには木炭化するとか、堆肥化、さまざまな方法が考えられているようでございます。

先ほど議員も言われましたように、全てがということではなくて、そのうちの何割かが、そういったものに使われていると、本当は全部そういうところで使うことができればいいと、そのように思いますけれども、まだまだ率的には十分到達していないのかなと思っております。

ただ、その理由を考えてみますと、流木というものは、あるとき大量に発生するものということがあって、いろいろなところに使うときに、安定的に供給ができないというのが一つあるのではないかと思います。

さらに、一つの樹種ではなくて、いろいろな材質のものが出てくるということがあります。

さらに、先ほどの1回目の答弁でも言いましたように、泥や砂が付着しておりまして、そういったものを除くということとなると一次処理ということが必要になって、多少経費が掛かるということかと思えます。

そういった場合においては、作業をするための広い場所が必要であったり、経費が掛かるということなどがあって、十分その再利用というところまでの率にはなっていないということかなと思っております。

ただ、議員が言われましたように、経費の掛らない方式もあるというふうに思っております。これは本当に微々たる量ではありますがけれども、自然の造形を生かしたガーデニングに使うですとか、流木アートなどというものの、何か報道で見たような気がいたします。

さらに言われておりました燃料、事業者として燃料として使う部分もあるでしょうし、今、個々の方々が薪として使うということもあるように思います。

現実には、そういったものが出たときに、それを利用させてもらうわけにはいかないと、そういう問い合わせもあって、例えば倒木などがあつたときには現場で、短く裁断したものを地域の方にそのままお譲りしてくるというようなこともございます。ただ、実際にそういったものも含めても、活用量としてはなかなか十分とまでは言えない状況かなと思ってございます。

町では災害時ということだけに限らず、春先町民の皆さんに御協力をいただいている湖畔清掃のときにも、トラック数台ほど流木を含んだごみなどが発生する状況がございます。

昨年、また平成15年のように、非常に大きな水害といいましょうか、そういう状況になりますと、この流木やごみというものは多量のものとなりますので、私が先ほど答弁しましたとおり、それをただ私どもの町の最終処分場に入れてしまうと、チップにしたとしても、入れてしまうというだけでは、最終処分場の許容量に影響を及ぼしてしまいます。できるだけその埋め立てをしないで再利用をすると、町民の皆さんにも還元をしていくという姿勢をやはり持たなければならないものと考えているところであります。

そのためには先ほど言った中で、経費は掛かろうともやはり分類をすることというが必要になってくるのではないかと、目先の経費は確かに掛かりますけれども、そのことで最終処分場がいっぱいとなって、早く最終処分場を造成しなければならないということになると、さらに大きな経費が掛かるものとも思われます。

泥などの付着がなく、裁断したら例えば燃料として利用可能な流木などもあるかと思いますが、一方では焼却するということによって、例えば私どもの町の焼却処理施設の補助燃料などとして使うという方法もあるのではないかと思います。

そういうことを考えれば、単に今行っているチップ化、この量も減らすことができるのではないかと思います。

一部であっても利用可能なものをつくり出すということが埋め立てごみの減量化を考える中では必要なことではないかと、町民の皆さんにも、いろいろと減量に向けてのお願いをしておりますけれども、町としても、その減量化に向けて、こういったものなどをどのように取り扱っていくか、十分に考えなければならないものと思っております。それが結果として長い目で見たときの経費の節約につながるのではないかと考えてございます。

ただ、流木などを選別する、運搬をする、いろいろなことを考えたときに、人の手作業では難しいと考えてございます。新年度で最終処分場の埋め戻し、再転圧の作業をするための油圧ショベルを導入したいということで、予算に計上させて御審議を賜ることとなっておりますけれども、その油圧ショベルのアタッチメントのところを、単にその掘り出すスコープのところだけではなくて、木材をつかみ上げるクランプというアタッチメントを合わせて購入することを考えてございます。

そういったものを活用しながら、その流木が運ばれ集積された、そういったものを選別する、そういうことにも活用していきたいと、そういう中で、先ほど言った破碎処理するものをできるだけ少なくする。また、埋め立てするものを少なくするというところに、つなげてまいりたいと考えてございます。

大きなコストをできるだけ掛けない中で、廃棄物の再活用というもの、また、町民への還元、そして最終処分場へそういったものをなるべく入れないようにして延命化させるということを念頭に、今後取り組んでまいりたいと考えてございます。

今までのような通り一遍の対応ではなくて、さまざまな対応を考えてまいりたいと思っております。

先ほど議員が言われました企業に対するその提供、販売、さらには燃料としての活用、また、農業や畜産の現場での活用、そういったものも参考にさせていただきたいと思っておりますけれども、今後も新たなアイデアなどがありましたら御示唆いただければありがたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

◇議 長 1 番 上地議員。

◇**上地議員** 適切に答えていただきありがとうございます。

町長が言われたように、町政執行方針もお聞きしました。

その中で、粗大ごみ、そして災害による流木などでの大きなものが、ごみとして最近増えていると、ごみ処理場の延長化をはかるために油圧ショベルにより掘削、再転圧を行うと、それにはアタッチメントにより木とかをつかめるものがあるというふうに適切にお答えいただき、ありがとうございます。

私が最後お願いしたいのは、これから、確かにコストは掛かるのだろうと、仕分けするのに、他の議員の方もわかってらっしゃると思うんですが、やはりそのお金が掛かる中でもできるだけ減量につなげていくのと、あとはできるだけ町民の方の協力も得て、町民の方にも有効活用していただく、循環したエネルギーとして使っていただく、そういうことが大事だと思うので、これからもその点については確かにコスト面で難しいのがあると思うんですけど、これからもぜひ検討していただきたいと思います。これで終わります。

◇**議 長** 町長。

◇**町 長** コストのことを考えると、目先のところでこんなにお金が掛かるのかというところも確かに気持ちとして出てくるときもありますけれども、先ほど言ったように、長い目で見たときに本当にどちらがコスト削減につながるかということも考えていかなければならないと思いますので、そういった中で、目先のことばかりではなくて、将来の最終処分場がどうあるべきかという議論も考えれば、今、ある程度のコストを掛けても、減量化していくということが大切ではないかと考えるところもございます。

また、今の社会というのは、単にたくさん生産して、終わったら全部廃棄して焼却してしまうという、そういう社会ではなくて、環境面においても、循環型の社会、そういうものを目指していかなければならないと言われております。

3R運動もそういったものかと思っております。

廃棄物、またこの災害ごみと言われるようなものも含めて、そういう視点で物事を見なければならぬところもあるのではないかと。単に費用対効果ということばかりではなくて、社会的使命も果たしていくということが行政にとって、必要なことではないかと、そのようにも考えてございます。

また、それが結果として町民の皆さんにプラスになる。町内で循環がされるということにつながれば、さらにありがたいと思っております。

災害ゴミいいといいましょうか、そういう湖畔に流れ着く流木などについては、そのままの状態ではなかなか町民の方も使うよと、使わせてくれということにはな

らないのかもしれませんが。ただ、先ほど言ったように１カ所にある程度集めて分別、運搬しやすいような、利用しやすいような形態に私どもがちょっと手を加えることで、それを使わしてくれという方々が出てくるのではないかと、そのようにも考えます。

そういう視点も大切にしながら、取り組んでまいりたいと思っております。今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これにて上地文幸議員の一般質問を終了します。

次に、６番 松田信行議員の一般質問を許します。

◇松田議員 平成２９の第１回大空町議会定例会において、一般質問通告書に従い、質問を行いたいと思います。

昨年、安倍首相は、働き方改革実現会議で、非正規の処遇全般について目を向けていく必要があると述べました。

そこで、政府は、国内の労働市場の４割を占める非正規の処遇の改善を図るため、同じ仕事には同じ賃金を支払う、同一労働同一賃金の導入を打ち出しています。

現在は正社員の６割程度しかない非正規の賃金水準を欧州並みの８割ほどに引き上げたいという考えであります。

そこで大項目１点目、本町における臨時職員等の、処遇改善について質問を行いたいと思います。

総務省有識者会議地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等のあり方に関する研究会は、２０１６年１２月に非常勤の地方公務員にボーナスを支給できるよう制度改正を求める報告書を総務大臣に提出されました。

正社員と非正規社員の賃金格差を是正する民間の同一労働同一賃金と歩調を合わせる形であります。

総務省は、地方公務員法の改正も視野に検討する方針であります。その上で、各地方公共団体において、近年多様な行政サービスに対応していく必要があるとともに、働く側からもさまざまな働き方のニーズがあります。

このような中、各地方公共団体においては、厳しい財政上の制約を前提としつつ、効果効率の最も高い行政サービスを提供するために、任用、勤務形態の多様化に向けたさまざまな工夫がなされています。

そのような中で、小項目１点目、職員数と臨時職員等の数の現状並びに推移と勤務条件の改正の取り組みについて伺います。

小項目２点目、指定管理及び外部委託状況と公共サービスの担い手職員の確保と処遇改善について伺います。

続いて、大項目２点目、幼児教育の充実と環境整備について伺います。

内閣府より施策として、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるため、子ども子育て支援新制度が平成２７年４月にスタートしました。この制度の実施のために消費税引き上げによる増収分が活用されます。貴重な財源を生かして社会全体で子どもの育つ子育てを支えますとあります。

そこで小項目として、女満別、東藻琴両地区の幼稚園の老朽化が進む中で、第２次総合計画において、幼稚園施設の計画的な整備運用方法を検討するとありますが、本年度、認定こども園の開設に向けた基本構想の策定内容及び今後のスケジュールについて伺います。

以上、１回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 松田議員からの一般質問に御答弁を申し上げたいと存じます。

職員数の推移は、平成１８年４月に１７８人、２４年４月に１４４人、２８年４月に１３４人と減少しております。

平成１８年度に作成した大空町定員適正化計画において類似団体の職員数などを参考とし、組織機構の見直し、指定管理制度の導入、外部委託等の推進など、事務事業の見直しを図り、行政サービスの低下を招くことなく、効率的で町民のニーズに対応できる定員の適正化を図るため、平成２８年４月の職員数を１３２人と定め、削減に努めてまいったものでございます。

合併当初は財政的にも困窮をきわめており、議員数の削減でありますとか、職員数の削減は当然という風潮でもございました。さらに給与水準についても厳しい御指摘を受けていたところでございます。財政の再建、健全財政、避けては通れない目標でありましたので、必然的に職員数についても高い削減目標となったものと思っております。

平成２６年度から再任用制度がスタートしたことをきっかけに定員適正化計画の取扱基準を見直し、再任用職員、任期付職員、派遣職員、さらに長期休暇者については、１３２人の外数とする運用としており、要件を緩和したところでございます。

ちなみに２８年度中でありますけれども、途中でありますが、再任用は１人、任期付１人、派遣職員３人、長期休暇者２人という状況でございます。臨時職員数は１８年４月に３８人、２４年４月に５１人、２８年４月に６３人と増加しております。

事務事業の見直しなどを進めている中で必ずしも職員でなくても行える事務について、臨時職員等を雇用してきたことにより、増えているものであります。

職員と臨時職員等の総数で申し上げます。

１８年４月には２１６人、２４年４月に１９５人、２８年４月に１９７人、約１

8年4月から見ますと20名近くの減少となっておりますけれども、指定管理者制度、外部委託により事業所でありますとか、国保診療所などに配置しておりました職員18名の配置がなくなっておりますので、人数的には余り変化はない状況でございます。

臨時職員等における勤務条件の改善についてであります。

資格や専門知識が必要な職種、経験年数の蓄積により業務遂行能力の伸長が図られることなどを考慮し、平成26年4月から資格の有無、経験年数による賃金体系の見直しを行っております。本年4月から臨時職員等のうち、職員と同等程度勤務する非常勤職員に対し、期末手当を2カ月支給できるよう、今定例会に条例改正、予算を提案させていただいているところでございます。

現在、国では正規雇用者の処遇改善や時間外労働のあり方などについて、働き方改革実現会議で検討されております。地方公務員の非常勤職員でも賞与が支給できる法律改正を求める報告書がまとめられております。今後、法改正に向けて検討が進められることと思いますが、町では、国に先駆け、独自に期末手当を支給できるよう管内の町村の実情も踏まえ、改善を図ってまいりたいと考えているところでございます。

小項目の2点目になります。指定管理、外部委託の関係でございます。

平成18年度から指定管理者制度を順次導入してきており、現在では18施設で実施しています。そのほか施設の管理や各種業務の委託などを含めると、28年度の総数は311業務となっております。公共のサービスの提供は行政だけではなく、民間事業所の方々にも担っていただいているのが現状でございます。

職種によって異なりますが、若い担い手となる人材を確保しなければならないサービスもあることから、人材の育成、確保というものは重要なことだと私も認識をしております。今回、町が進めようとしております非常勤職員に対する処遇改善が公共サービスを担ってくださっている事業者への波及することを願っております。働き方改革の動向により各事業所においても必要な取り組みが進められることを期待するものでございます。

町としても、どのように、取り組まなければならないのか、検討してまいりたいと思います。

働き方々の処遇改善が図られ、若い人材の確保が進むということは、公共サービスの質の向上と地域創生における地域の人口増、活力にもつながるものと考えているところでございます。

私からの答弁、1回目とさせていただきます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 松田議員からの一般質問にお答えを申し上げます。

認定こども園の開設に向けた基本構想の内容とスケジュールについてでございますが、御承知のとおり、町内には民間の幼稚園、保育園がなく、全て公立の幼稚園、保育園となっております。町内女満別地区には、女満別幼稚園と豊住保育園が設置されており、東藻琴地区においては、東藻琴幼稚園と東藻琴保育園が併設されております。幼稚園では、午前中の幼児教育、午後からは、預かり保育を行い、保育園では終日保育業務を行っているところでございます。

女満別幼稚園は、昭和48年に建築された施設で鉄筋コンクリート平屋建て、面積1,183.59平方メートルの建物であります。また東藻琴幼稚園は昭和50年に建築された施設でありまして、鉄骨造り平屋建て、面積375.50平方メートルの建物であります。両施設ともに建築から40年以上経過し、老朽化が進んできており、建物の改修などの必要性を教育委員会としても感じているところでございます。

国は、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども子育て支援を総合的に推進する目的で、平成27年度から新たに子ども子育て支援制度を本格的にスタートさせております。子ども子育て支援制度は、必要とする全ての家庭が利用できるよう、量を拡充し、子どもたちが豊かに育つよう質を向上させる目的で、社会全体で子育てを支えようとしたものでございます。

子ども子育て支援制度における市町村の役割は、地域の子育て家庭の状況やニーズを把握し、子ども子育て支援事業計画を策定することとされ、また、国や都道府県は、制度面や財政面から支えるという、そのような仕組みとなっております。

大空町においては、平成27年度からの5カ年計画として、大空町子ども子育て支援事業計画を策定するとともに、子どもの保護者や子育て支援事業者による大空町子ども子育て会議を設置し、計画の継続的な進捗管理を行ってきているところでございます。

町では、こうした施設の現状や新制度の施行もあって、第2次大空町総合計画において、良質かつ適切な教育及び保育の提供を行うため、施設面、運営面の整備、充実を図ることを定めております。第2次大空町総合計画では、実施計画上の想定事業といたしまして、幼児教育と保育を一体的に行う施設であります認定こども園整備事業が位置づけられており、計画上の整備予定年度は、女満別地区が平成31年度、東藻琴地区が平成32年度としているところでございます。

ただし、想定事業ということでございますので、今後の財政状況によっては実施年度の変更も考えられております。

現在、想定しておりますスケジュールといたしましては、女満別地区においては、建設候補地の選定や認可基準に基づいた施設整備内容の検討を進め、本年度中に基本構想をまとめてまいりたいと考えております。また、翌年度には実施設計を行い、

31年度に施設整備、32年度の開園を想定してございます。

また、東藻琴地区におきましても並行して検討を進め、32年度の建設、33年度からの開園を目指す、そのような予定としているところでございます。

現行の認定こども園制度では幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型といった類型があり、今後近隣市町村の施設内容の状況でありますとか、運営方式などにつきましても、現場の職員などとともに調査検討を進めていきたいと考えております。

またあわせて子育て世代の皆様のニーズを充分把握するとともに、子ども子育て会議での議論をいただきながら、大空町にとってふさわしい方式を導き出してまいりたいと考えております。

以上、松田議員への1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 6番、松田議員、

◇松田議員 それでは最初の大項目1点目について、何点かお伺いしたいと思います。

前後したらお許し願いたいと思いますけども、まず最初に、職員数と非常勤数の推移をお聞かせを願いました。

過渡期として、いろいろ合併があって、こういう推移になったんでしょうけども、今後、目まぐるしく変わる行政、いろいろな制度が変わっていく、多種多様で膨らむ中で、今後も正職員は現状のままを維持して、増えた部分については、これはケースバイケースなんだろうけども、後は臨時職員で賄っていくという考え方でいいんでしょうか。そこを確認させてください。

◇議 長 町長。

◇町 長 正職員のことについてのお尋ねかと思えます。

現在、私どもがっております定員適正化計画では、今後も132人という適正化計画になっております。

◇議 長 6番 松田議員。

◇松田議員 はい、わかりました。

それではこれには時間をかけたくないんですけども、この正職員の考え方だけちょっと聞かせてください。

適正計画の。私は先ほども言いました、合併があっていろいろ削減しなければいけないと思うんですけども、この正職員の配置については、これは各自治体の人口

だとか、そういうことも絡めて、上限が決まっているようなんですけども、ただ先ほども言いましたけれども、これだけ業務が増えてきて考えた場合、うちは町立の幼稚園、たくさん子どもたちを持ち得る町立の幼稚園があります。そういったことを鑑みて、よくお話に出るんですけども、その削減というか、正職員の確保というのは、今後ともやっぱり考えていかなきゃいけないんじゃないだろうかと、そんなふうに思うところなんですけども、これについて、お答え願いたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 職員数の上限が決まっているということはございません。これは各市町村が、その事務に対応するために、条例で定めるべきものと、そのように考えてございます。

現在、定員適正化計画では132名ということですが、条例上の定数は私ちょっと正確には申し上げられませんけれども、これよりも多い150人程度になっているのではないかと考えているところであります。

また、将来の職員数のあり方、これは当然、業務と比較をしながら考えなければならないものと、そのように考えてございます。例えば、いろいろなものを業務委託をすると、例えば今、例にありました公立の幼稚園を運営しているということがあります。先ほど教育長の答弁では、その運営主体となる、そのことについても、今後議論していかなければならないということですが、近隣の市町村などを見ますと、公設ではありますけれども、民間に委託をして、その運営を行っているところなどもございます。

現在大空町でも豊住保育園については、業務委託という形で社会福祉協議会にお願いをしております。そういったことをなどを考慮しながら、職員数については考えていくべきものと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 6番 松田議員。

◇松田議員 わかりました。

それでは臨時職員、私は正職員の推移を聞いたので、そこに触れさせていただきましたけども、臨時職員のことなんですけども、いつも私不思議でわからないんですけども、同じ嘱託職員でも、あるいは臨時職員でも、額が多少なりとも違う、それは労働性が高いのか低いなのか、どういう違いなのか、その給与水準、それはどこから来ているのか教えていただきたいと思います。

◇議 長 暫時休憩します。

(休憩 午後０１時３９分)

(再開 午後０１時４０分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
町長。

◇町 長 臨時職員等の賃金の額などについては、過去からの積み上げ、さらには、近隣市町村の改正の動向、そういったものの水準、さらには再任用職員などと言えますと、国の基準を参考としたり、道のいろいろな基準単価を参考にしたりしてございます。そんな中で、条例に規定をして金額を決めるということとなっておりまして、

◇議 長 ６番 松田議員。

◇松田議員 わかりました。

それではもう少し質問させていただきたいんですけども、私は今回の臨時職員等の改正については、これから審議というか、議決を得るわけですけども、私はこの条例改正については、了としている。

先ほど、町長が言いましたように、このことによって、嘱託職員に準ずる他の団体、後でも言いますけれども外部団体においても、少なからず影響があるものと、そこを見たときに、条例に国に先んじて手を付けたことは理解しています。

それで、やっぱりこれ、今後まだ、どんどんどんどん進むわけですけども、今回の条例改正の対象となる職員というのは何人なんですか。

そして、その費用というのは、人によって雇われる年月が、多分違うので一概には言えないんですけども、大体でよろしいですが、どの位、今回の改正において、財源として掛っているのか、わかる範疇で教えていただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 その対象となる職員につきましては、昨日、条例改正の提案の中で説明をした対象職員となります。

現在、２９年度予算として押さえております対象となるのは２７名、全体的な予算といたしまして、今回の２カ月分の賞与に係る分で年額約９９０万円、そのように押さえております。

◇議 長 6番 松田議員。

◇松田議員 今回は対象者数が27名ということで、多分これから法制度が改正が進む中で、残された職員も、そういうところは整備されていくだろうと思います。

その中で、私は必要なことは、先ほど町長のお話の中で、今まで長い年月の中でもそういう給与水準だとかいろいろなものがあるのでしょうか。この機会に臨時職員、非常勤の有り方というもの、その労働性だとか、そういうものをいま一度整理して、しっかりとこの部分については、取り組んでいただきたいと思います。

あわせて、先ほど近隣市町村とあわせた形の中でという言葉がありましたけども、ちなみに近隣市町村は処遇改善については、どのように取り組まれているのか、あわせてお聞きしたいと思います。

◇議 長 今の質疑の中の近隣町村の部分に関しては、答弁できますか。

部分的に可能な範囲でお願いします。

町長。

◇町 長 今回の私どもの条例改正提案、賞与の給付という提案につきましては、必ずしも国の意向には沿っているとは言いながら、法律の改正に準じたものではございません。

今後、地方公務員法などが改正されてくると、これは私の想像でございますので、確定したわけではありませんけれども、国は確かに働き方改革ということではありますけれども、実際に法律の改正等なると、かなりその微に入り細に入り、難しいハードルを付けている可能性があるのではないかと、そんなことも心配をしているところであります。

必ずしも、今私どもが言っているところの臨時職員や嘱託職員、再任用職員、期限付職員、そういった者の全てを網羅した中で、全てを上昇させていく、処遇改善が図られていくということばかりではないのかと思っております。

ただ、私が思いますのは、国として進めているその方向性は、私どもも何とかして対応していかなければならないものと思っているわけでございます。そんな中で取り組めるもの、それは条例でお諮りをして、町としてのルールを決めながら支給をすると、処遇改善を図っていくということで、今回、お諮りをしているものでございます。そんなことから、今後の法整備の行方というものについては、十分注視をしながら動向をしっかりと把握してまいりたいと思っております。

また、近隣の市町村の状況、必ずしもそこに合わせているというつもりはございません。

近隣がどういう形でどういう職員の採用形態、また使用形態をとっているかとい

うところまでは、把握もしておりませんし、あえてそこを余り横並びをするというつもりもございません。私どもは私どもの考え方として進めていかなければならないところもあるのではないかと考えております。

ただ今回の賞与を設定するというにあたって、多少その使用形態が違うのかもしれないけれども、こういった額の基準のものを給付されているかということについては、近隣の町村については調べたところであります。

管内には、私どもの町を除いて14の町村がありますけれども、この内7町村でこういった賞与という形態のものを支給している状況にございます。ただその支給をしている職でありますとか、雇用期間などはもう本当に千差万別で、なかなかどこかに合わせるというようなことにはなっていないようであります。

実際に賞与の月数なども見ましても、日額の30日分、約1月分というところもあれば、4.2カ月分ということで、正職員と同じ月額となるような額まで支給している、そういう町村もあるという状況でございました。

その中で、私どもとして今回2カ月ということを考えましたのは、再任用職員の例でありますとか、そのほか、既に民間団体といえましょうか、外郭団体に支給されているような、その給与の月額、そういったものも参考とさせていただきながら2カ月という設定をさせていただいたところでございます。

◇議 長 6番 松田議員。

◇松田議員 当然、私も横並びせよと、そういう思いはありません。

行政においてそれでも市町村、財源があります。根本的に違うところもありますので、それは個々の市町村のやり方なんだろうかなと、そこは理解します。

次に移りたいと思うのですが、指定管理者とその外部委託、町長の答弁にもありましたけれども、うちも本当に公共のサービスの部分については民間のノウハウを借りる中で指定管理、それから外部委託もあります。

ここでもやっぱり非常勤、嘱託職員、そういう形態をとっていますけれども、このごろチラシを見ても、何やら、うちの外部団体と言ったらいいんでしょうか、ひっきりなしに職員の採用のチラシが出ております。なかなか苦慮しているだろうなと思います。

それは何が理由なのかはわかりませんが、ただやっぱり私、それぞれの団体の関係者と話す機会がありますけれども、やはり各団体においても、正職員と非常勤、嘱託職員の違いがある。また嘱託職員の中でも、経験年数もあるんですけども、これまた極端な違いが出ている。

給与水準はその団体、団体によって、ある程度自助努力が報われるような団体は、それなりに賞与も出しているみたいですけども、維持管理を中心とした団体につい

ては、なかなか厳しいというお話も聞きました。公共施設を賄っている団体が全て共通の給与水準とは、これ多分ならないと思います。その職種職種によって違うと思うんですけども、ただ私1点だけ心配なのは、公共のサービスを担う、先ほど若い担い手と町長もおっしゃいました。私もまさしくそのとおりだと思うのです。30歳で、その公共施設に携わる職員となったときに、将来の自分は、家族を養うということを考えたときには、現実、やはり皆さんの話を聞くと厳しいかなと思います。

先ほどの町長の答弁の中に、ここら辺も検討していきたいという話ですけども、指定管理というのは、行政でどこまで指導というのはおかしいんでしょうか、関わりができるのかわかりませんが、いま一度そこら辺、もし具体的な今時点で考えがあればお聞かせを願いたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 過去からも委託、とりわけ町が関わる第三セクターなどで勤務をされる職員の処遇改善、さらには具体的に言いますと、給与の底上げということなどについては、いろいろな方々から御意見を頂戴したりしているところでございます。

そんな中では、議員が言われるまでもなく、私が一番そういったところで、どういう方法があるかということについて悩んでいる一番の人間ではないかと、私は思っています。

そんなことから、関係するそういった事業所の役員の方々には、自らのその雇用体系、さらには給与体系、そういったものについて確固たるものをやっぱりつくらなければ動き出せない、単に目先と言ったら失礼ですけど、その場その場のことでこの人を上げる、この人は上げないと、たとえばそういうようなことはできないわけでありまして。それなりのルール、それなりの体系、それなりの発令、そういったものが合わさってなければ、底上げというのはできない。そうでなければ、単にその人の好き勝手という言い方になってしまったら申しわけないんですけども、そういうことにならないためのルールを決めていかなければならない。

それは誰がやらなければならないかという、もちろん町も協力しますと、常々言ってきております。ですけれども、やはり第三セクターを担う役職員の方々が自らやはりやらなければならないものだ、私はそのように思っております。

さらに、過去から見ますと、先ほど言った平成26年の役場の職員の経験年数、資格的な役割を担った者の基準の底上げ、このことによって、先ほど言った外郭団体の部分にも影響をして底上げになった事例もございます。

さらには、過去には付いていなかった、指定管理者制度の中での例えば事務費でありますとか、委託業務における諸経費、こういったものもある程度の額を付けて

お渡しをしております。そんな中で、職員の処遇改善も図ってもらいたい。そういう気持ちを持って、そういう話をしながら予算編成をして予算を確定させ、指定管理や外部委託をお願いしている例などもありますけれども、ただ私どものその思いが伝わっていない場面もたくさんあると、そのように感じているところもございます。

ですので、今回一つの外部団体ではありますがけれども、そこはなかなか収益事業としての収入というものを確保するのは、そう多くない団体でありますので、町からの補助金の中で、その給与体系、そういうものの発令体系の見直しだとか、そういうようなものを図るためのコンサル料というのでしょうか、そういうものも予算として計上させていただいたところもございます。

私が思いますのは、先ほど議員が言われたように、これからまだその職場で10年も20年も30年も働きながら子育てをして人生を送っていかねばならない人たち、それは当然その役職や働きによって給料が上がっていくような場面もあるだろうかと、そうでなければならぬと思っておりますので、そういうものを作っていかなければならない。

一方で、単純業務に携わるような方々、そういった方々は、確かに給与といいましょうか、全体の物価の上昇だとか、そういったものを踏まえての給与の改定はあったとしても、単純に昇給をするというような作業ではないようなところで従事する方々については、なかなか定期昇給というところに身分を置いて雇用されるというのはどうなのかなと思っております。

そのこのところの職員の発令の仕方、そこも外郭団体としても御検討をいただく中で、将来にわたって、その委託料、指定管理料などでやり繰りができる給与体系、人事体系というものも考えていただかなければならないものと思っております。

ただ勝手にやれということではなくて、そのことについて町のノウハウも含めて十分協議させてくださいと、そのことはもう過去何年も前からお願いしてきています。しかし、なかなかそのこのところに足を踏み出せていないという現状もあるのではないかと、そういった中で、今回の町側の手当の支給でありますとか、一部団体ではありますけれども、そういったものに対するコンサル料の助成だとかというものは、大きな一歩になると私はそのように考えているところでございます。

◇議 長 6番 松田議員。

◇松田議員 今の町長の思いを聞かせていただき、今回の質問、私の何が言いたいかというところは、今いみじくも本当にそのとおり町長がおっしゃいました。

今回の臨時職員の手当、先んじて手当てに手をつけたと、このことをこれで終わらすのではなく、やっぱりうちの公共施設に携わるそういうところの布石を作って

いただければと、私もその部分は了としたいと思いますし、今回の意図するところであります。

今お話を聞いて思いますけれども、再度繰り返しますが、町には財源、当然限られています。その人事配置について、もし過去からの経緯で、そこが進まないのであれば、今回のことを町だけじゃなく各外郭団体も今後これをきっかけにして検討して、公共施設のより良いニーズのアップ?につなげていただければと思います。

この質問はこれで終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 民間の株式会社と言われるような事業者の方々というのは、例えば人員を増やす、例えば昇給をさせる、そのことでサービスを向上させたり、生産する物を多く作ったりと、一方でそういうことをすることによって収益が上がります。

それをまた、その職員の給与に分配をすると、そういうことができる可能性があるものと思っておりますけれども、町というのは、正職員もそうでありますし私も特別職もそうでありますし、今言った臨時職員等、さらには委託業務で出すところ、その部分の職員の処遇改善をして何がしかの財源がいるといっても、収入が増える仕組みにはなかなかないということでもあります。極論を言いますと、そうやって上げていくことによって、他の何かを我慢しなければならないものも出てくる、そういう場面も当然あるのかと思います。

しかし、先ほど言いましたように、国全体がやはりそういう格差を無くしていこうと、そして処遇改善を働く中で国全体としてやはり豊かになっていかなければならないと、そのためには、いろいろなことはあるけれどもその方向に向かっていろんなところが努力しなければならないということだと思っております。

ですので、今回、私は臨時職員も含めて、こういう対応を取らせていただきたい。さらに次に、先ほど言った外郭団体などにも波及効果が生まれてくる可能性を求めたい。そのことによって、全体として、その個々の方々はもちろんでありますけれどもこの地域で職が生まれて、そして若い方がこの地域で働くと、そのことが最終的には地方創生、人口減少に歯止めを掛けるとか、そういうところにつながっていかねばならないと思っています。

ですので、先は長いかもしれませんが、そういうところのための投資という言い方をしたら失礼かと思いますが、その一里塚として今回の作業をやらせていただきたいと思っています。

そのことを私自身はもちろんでありますけれども、職員も、さらに外郭団体に身を置いて働いていらっしゃる方々も含めて、それぞれ共通の認識に立てるように、これからこの意味についてしっかりとお伝えをして、お互いに汗をかくことをして

まいりたいと思っています。

今後とも御指導いただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

◇議 長 松田議員、1点目の質問よろしいですか。

◇松田議員 はい。

◇議 長 それでは松田議員の一般質問途中ですけども、ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午後02時05分)

(再開 午後02時15分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、松田信行議員の一般質問を続けます。

6番 松田議員。

◇議 長 続きまして、大項目幼児教育の充実について、お伺いしたいと思います。
老朽化が進む中で、先ほど女満別幼稚園、それから東藻琴幼稚園、スケジュールの確認させていただきました。

今までは、改修ということで何とか維持していくという考え方からそういう考え方になったというのは、そこは、私は了とします。

先ほど認定こども園の取り組みということで、これから町民の方にいろんな会にかけて進めるということで、認定こども園についての考え方については、よろしいですか。

◇議 長 教育長。

◇教育長 はい、お答え申し上げたいと思います。

先ほどの御答弁とちょっと重複いたしますけれども、この子ども子育て支援制度スタートにあたりと同時に、町内には大空町子ども子育て会議というものが設置されております。

実際に大空町子ども子育て支援事業計画というものを策定して、その事業管理とか、進捗管理もしている、そのような役割を持った会議でもございますし、今後、幼児教育や保育といった子育て環境のあり方などについても、議論を深めていくことが必要であり、また先ほどの事業計画との整合性といったものも十分図って

いかなければならないと考えておりました、子ども子育て会議の皆さんの御意見も十分伺うとともに、また広く子育て世代の皆さんの意見、あるいは住民の皆さんの意見を伺いながら進めていかなければならないと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 6 番 松田議員。

◇松田議員 これから進めるということで、私は、自分の思いとして、ここで言わせていただきたいのですが、私は、認定こども園、積極的に進めるべきだと、スピード感を持って進めるべきだと思っています。

なぜかという、何点かの要因はあるんですけども、今現在、豊住保育園それから女満別幼稚園、女満別地域においてはこういう形態をとっております。東藻琴は、同じ施設の中で幼稚園、それから保育所と、ある意味、幼保一元化みたいな形になっていると思います。

特に女満別においては、豊住保育園の部分については、過去の経緯から季節保育園から始まった経過があります。そのころはまだ子どもも多かったから、そういう地元のニーズもあったでしょう、今現在はゼロ歳児から2歳児と、3歳児以上の方については、極力女満別幼稚園という形をとっていますけども、それを鑑みたときにも私は思うのです、今町の助成の中で、子育て支援の事業の中で、2歳児からは半額でしたか、3歳児は無料と、そうやって助成をしながら、実際たくさん子どもさんを育てると考えたときに、現実的に片や豊住の保育園、片や女満別幼稚園、いくら良い助成をしても、この負担はやっぱり大きいと思うんです、正直なところ。

それともう一つ、あそこの女満別幼稚園は、聞くとところによると国有地だということもあります。今いろいろと幼稚園、学校の国有地で問題になっていますけども、やっぱり順序的にはどこか町有地、無ければ次に民有地という形の中で進めれば良いと思いますし、その中で一つ確認したいのは、この財源のことなんですけども、全国の認定こども園のあり方について、ホームページ開いたら、この区分けとして、公立、私立とあるんですけども、特に社会福祉法人、それから学校法人、宗教法人といろいろあるんですけども、特に社会福祉法人が多いです。

これがうちに置き換えたときに、どうなのだろうということも考えますし、またこの私立にした場合の財源措置というのは、何か変わるんでしょうか、知り得る中で、教えていただきたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 今お話ございましたように、女満別地区については、女満別幼稚園、そ

して豊住保育園という、幼稚園、保育園が離れた場所に所在していると、また運営も、幼稚園は直営でありますし、豊住保育園は、社会福祉協議会の委託という形で運営実態となっております。

また女満別幼稚園の設置場所というのは、今、お話ありましたように国有地を町が有償で借り受けて運営をしているという条件の中での設置となっております。また子ども子育て世代への経済的な負担軽減ということで、国の制度をはるかに超える形で、大空町独自に、さらに格安な保育料、保育サービスを実施するというところで、全面的に子育て世代のバックアップも本町としては継続して取り組んできているところでございます。

女満別地区についていえば、建物が離れているという実態の中で、さまざまな通園に伴う負担ですとか、そういうものを感じている町民の方も実際におられるように私も承知をしているところでございます。

認定こども園は、子ども子育て支援制度がスタートしたときに、国も全国に奨励しておりまして、全国的な設置数の割合も今どんどん増えてきております。

近隣でいえば町営の滝上町、また訓子府町も認定こども園化を図っておりますし、津別町においては、社会福祉法人立ということで、認定こども園化を実現されております。

また私立においても、網走市内、北見市内多くの認定こども園化が図られているというようなことでありまして、幼児教育と保育、さらには保護者への子育て支援も一体的に行う施設として非常に注目もされておりますし、そのような流れに、今なっているのかなと思っております。

大空町としても、そのような機能を持った受け皿で、多くの子育て世代の皆さんたちが安心して子育てをできる、そういう環境づくりをできるだけ迅速に進めてまいりたいと考えているところでございます。

また整備にあたっての財源等についての今御質問がございました。

認定こども園の類型は、先ほど1回目の御答弁でも申し上げましたけれども、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型とそれぞれ分かれておりますけれども、全国的に見ますと約2,800の認定こども園がある中で、7割程度が幼保連携型が占められております。

幼保連携型を例にとりますと、設置主体は、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人とされ、公立は554件、私立は2,282件と8割近くが私立の運営となっている状況がございます。

施設整備に係る財政負担につきましては、設置主体によって補助内容が異なっておりまして、地方公共団体が建設した場合は、国の学校施設環境改善交付金の交付対象となりますが、ただし幼稚園機能部分のみの限定補助となっております。補助割合は基準面積などに応じて3分の1というような条件がございます。

一方学校法人や社会福祉法人が建設した場合には、認定こども園施設整備交付金が交付されまして、補助割合については、基準額に対して国が2分の1、道が4分の1、市町村が4分の1の負担となっているところでございます。

また運営に係る財政負担の関係でありますけれども、市町村が運営主体となった場合は、全て市町村の負担となっております。ただ、ルールによって国からの交付税措置が行われるということになっております。

一方、私立による運営の場合は、国が2分の1、道が4分の1、市町村が4分の1の割合で、施設型給付費として事業者に給付されると、そのような仕組みになっているところでございます。

◇議 長 6番 松田議員。

◇松田議員 いろいろ運営はどこが主体にするかによっても、財源が今説明聞くと違うのかなと思ったりもします。その上でもやっぱり、私は認定こども園については、積極的に進めるべきと思います。

しかし、課題もあると思います。制度の中には、3歳児以上の子どもたちの取り扱いについては、間違ったら訂正してください。

今まで先生1人に対して20名でしたか。今度の新制度は、それが15名と、だからこの先生の確保というの、大きな今後の課題になると思いますけれども、そういった課題もありますが、本町にあった認定こども園というものを進めていただきたいと思います。

最後になりますけれども、先ほどのスケジュールを聞いたときに、同僚議員が前段、高校の教育のことも触れました。日程的にいうと32年、ここ4、5年は教育委員会としては、幼児教育の充実、高校教育の充実、大変だと思います。教育委員会総力戦だと思いますけれども、逆に私は教育委員会の真価が問われるところだと思います。しっかり取り組んでいただきたいと思います。

その上で、これからの教育体制も含めて、そして教育長も教育長になって、何年経ったんですかちょっとわからないですけども、ここに至るまでの想い、そういったものを含めて教育という部分では、いろいろ想いがあると思います。

これから真価が問われる中での思いの一旦を聞かせていただければありがたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教育長 最初に認定こども園の整備にあたっての人員配置のことについての御発言があったかと思います。

一応基準というものがそれぞれありまして、また資格も幼稚園教諭、あるいは保育士の資格を有した方が基本的には配置されるということになっております。

また、全国的に見ますと、この子ども子育て支援制度がスタートしましてから、待機児童といった問題が、特に都会では大きく問題視されておりますし、また、この地域においても、人材確保という部分では、大変現在も苦慮しております。

都市部にそういった有資格者の方の募集といいますか、都市部に集中して、先行してそちらに勤務される方が多いということもありまして、こちら郡部の方では、年間通じて募集してもなかなか確保できないということでございます。

そう言いながら、立派な受け皿をつくっただけでは、十分住民の皆さんが安心して喜んでいただける、そういう教育環境、保育環境が整えられないということでもありますので、そういった人材確保というものについても、しっかり課題を解決していくような取り組みを進めてまいりたいと思っております。

また、せっかくの機会でありますので、今の幼児教育における課題などについても少し述べさせていただきますと、近年は、少子高齢化や核家族化、高度情報化やグローバル化など、我国の社会情勢の急激な変化を受けまして、人々の価値感や生活の様式の多様化が進行するとともに、人間関係の希薄化、地域における地縁的なつながりの希薄化、過度に経済性や効率性を重視する傾向や共働き世帯の増加、さらには大人優先の社会風潮などといった状況が見られるとの指摘がございます。

またこのような社会傾向が地域社会における子どもたちの育ちをめぐる環境や家庭における親の子育て環境を変化させているとも言われています。

近年の幼児の育ちの状況においては、基本的な生活習慣や態度が身につけていない。他者との関わりが苦手である。自制心や耐性、規範意識が十分に育っていない。運動能力が低下しているなどの課題も明らかになっております。

幼児教育は言うまでもなく、子どもの基本的な生活習慣や態度を育てるとともに、道徳性の芽生えを培い、学習意欲や態度の基礎となる好奇心や探求心を養い、創造性を豊かにするなど、小学校以降における生きる力の基礎や生涯にわたる人間形成を培う上で重要な役割を担っており、幼稚園や保育園に勤務する職員は、社会環境の変化に伴う新たな課題に対応するための能力が今後ますます求められてまいります。

幼児の家庭や地域社会における生活の連続性及び発達や学びの連続性を保ちつつ、教育を展開する力や、特別な教育的配慮を要する幼児に対応する力、さらには保護者の多様で複雑な子育ての悩みを受け止め、助言する力など深い専門性も身に付けていかななくてはなりません。

施設整備の充実に合わせまして、運営をつかさどる教職員や関係職員の資質向上にも努めていかなければならないと、あわせてしっかりそこをやらなきゃならないと考えているところでございます。

また、高等学校教育、新しい高校づくりでありますとか認定こども園の整備構想、整備事業、今教育委員会の方で所管しているわけでございますけれども、いずれも第2次総合計画にあったり、大空町総合戦略に位置付けられた事業でありまして、大空町のこれからのまちづくりの柱となる、そういう事業がまさに今、教育委員会で所管させていただいているということでございます。

安心して子どもたちを育てる環境、また幼稚園から高校まで一貫して、大空町のふるさと教育でありますとか、大空町の活性化を将来担う、そういう人材を育成するのが、まさに教育委員会の使命ではないのかなと、まちづくり宣言の中でも、「大空に人・花・心育むまち」、人づくりは、これも教育委員会が大きな責任を担っている分野だと思っております。

今後、これからの大空町の発展のために、教育委員会また関係する機関、さらには住民の皆様の御支援をいただきながら、精一杯その実現に向けて努力してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

（「終わります」の声あり）

◇議 長 これにて松田信行議員の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

◇議 長 お諮りします。

3月11日と3月12日の2日間は、会議規則第10条第1項による休会とし、3月9日、10日、13日の3日間は、予算審査特別委員会開催に伴う議事の都合によって、会議規則第10条第2項による休会としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、3月9日から3月13日までの5日間は、休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

（散会 午後02時35分）

平成 2 9 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 3〕

- ・ 招 集 平成 2 9 年 3 月 7 日
- ・ 開 会 平成 2 9 年 3 月 7 日
- ・ 閉 会 平成 2 9 年 3 月 1 4 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	上	地	史	隆	7 番	齋	藤	宏	司
2 番	田	中	裕	之	8 番	松	岡	克	美
3 番	原	本	哲	己	9 番	欠	員		
4 番	沢	出	好	雄	10 番	後	藤	幸	太 郎
5 番	品	田	好	博	11 番	深	川		昇
6 番	松	田	信	行	12 番	近	藤	哲	雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長

副町長	産業課長
総合支所長	産業課参事
会計管理者	建設課長
総務課長	建設課参事
総務課参事	地域振興課長
住民課長	住民福祉課長
福祉課長	総務課主査
福祉課参事	

教育長	生涯学習課参事
生涯学習課長	

監査委員事務局長	農業委員会事務局長
選挙管理委員会事務局長	

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

平成29年第1回大空町議会定例会議事日程

第3号 平成29年3月14日（火） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 議案第18号 大空町一般廃棄物処理基本計画について
- 日程第3 議案第19号 大空町町営住宅等長寿命化計画について
- 日程第4 議案第20号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議案第21号 大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議案第22号 平成29年度大空町一般会計予算
- 日程第7 議案第23号 平成29年度大空町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第8 議案第24号 平成29年度大空町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第9 議案第25号 平成29年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第10 議案第26号 平成29年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算
- 日程第11 議案第27号 平成29年度大空町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第28号 平成29年度大空町下水道事業特別会計予算
- 日程第13 議案第29号 平成29年度大空町個別排水処理事業特別会計予算
- 日程第14 発議第1号 大空町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例制定について
- 日程第15 発議第2号 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第16 発議第3号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第17 発議第4号 懸案事項促進のための議員派遣について
- 日程第18 報告第1号 平成28年度定期監査結果報告について
- 日程第19 報告第2号 例月出納検査結果報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会委員長	相馬隆
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	山神正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	産業課長	佐々木徳幸
総合支所長	菊地教男	産業課参事	中村直樹
会計管理者	丹治健	建設課長	佐薙幸史
総務課長	藤田勉	建設課参事	高島清和
総務課参事	林敏美	地域振興課長	伊藤裕幸
住民課長	山本勝栄	住民福祉課長	平田義和
福祉課長	南部猛	総務課主査	土田康裕
福祉課参事	松川一正		

3. 大空町教育委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

教育長	渡邊國夫		
生涯学習課長	田中信裕	生涯学習課参事	田端久剛

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	熊谷裕幸
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	作田勝弥
------	------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	熊谷裕幸
------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	大槻明弘
主査	石川大樹

以上のとおり報告する。

平成29年 3月14日

大空町議会議長 近藤哲雄

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開議宣告

◇議 長 おはようございます。

ただ今から平成 29 年第 1 回大空町議会定例会 8 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、議長において 6 番 松田信行議員及び 7 番 齋藤宏司議員を指名します

◎諸般の報告

◇議 長 この際諸般の報告を行います。事務局長に致させます。
事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただ今の出席議員は、11 名全員であります。

本日の会議に説明のため出席する者の職氏名は、一覧表として配布しているとお
りであります。なお、職務の都合で一部異動がある場合があることを御了承願いま
す。

本日の議事日程は、配布しています議事日程のとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第 18 号

◇議 長 日程第 2 議案第 18 号 大空町一般廃棄物処理基本計画についてを議
題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

山本住民課長。

◇住民課長 議案書の 239 ページをお開きください。

「議案第 18 号 大空町一般廃棄物処理基本計画について

大空町一般廃棄物処理基本計画を別冊のとおり定めることについて、大空町議会
基本条例第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 7 日提出 大空町長 山下英二」

この基本計画につきましては、お手元に配布されております一般廃棄物処理計画
に基づきましてご説明申し上げますので、お開き願いたいと思います。

計画書によりまず計画の概要を説明させていただきます。

まず計画書の1ページ、7ページであります。項目の1番としまして、計画策定の趣旨を記載しています。こちらの項目は、計画策定の背景と目的、計画の位置付け、計画対象区域、計画対象範囲、計画目標年次について記載しています。この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないこととされています。人口等の社会情勢や廃棄物の廃棄実績は変化することを踏まえて、5年毎に計画を作成するものです。計画では今後10年から15年に向けた新たな目標の設定と一般廃棄物の処理の指針となる計画となっております。

また生活排水処理計画では、本町における生活排水処理の現況を把握、整理し、現況における課題の抽出、将来における適正な生活排水を行うための計画を策定するものです。

この計画については、パブリックコメントを今年1月18日から2月16日まで実施していましたが、計画に関わる意見は有りませんでした。

1ページをお開きください。下段に平成23年度に策定しました前計画の目標と実績を表にしております。こちらの表では、目標はリサイクルでございますが、30パーセントの目標でしたが36パーセントと高いリサイクル率、また焼却処理などによりほぼ目標を達成したことが、最終処分場の延命に繋がっています。

2ページ目、最終処分場の状況は、平成16年度から供用開始しております。計画では平成31年度までとなっておりますが、先ほど申しましたとおりリサイクル率が高く、資源化や焼却処理で減容されて延命されておりますけれど、平成37年度には限界に達すると予想されております。

こちらにあります最終の目標年につきましては、平成29年度を初年度としまして15年先の43年度とし、5年毎に中間目標とさせていただきたいと思います。

続きまして、8ページから20ページになります。こちらは2番としまして、大空町の概要を載せています。町の自然的特性、社会的特性、これは人口、世帯数、産業、交通、土地利用、観光利用等様々な状況を記載しています。

次に21ページから29ページ、3番としまして上位関連計画を記載しています。

国の計画、北海道の計画、大空町の計画を記載しています。本計画は、国が定めます環境基本計画、廃棄物処理施設計画、北海道が定めます北海道廃棄物処理基本計画、大空町が定める第2次大空町総合計画、その他の整合性を図りながら、循環型社会の構築及び生活排水の適正な処理などを長期的、計画的に推進するための基本方針を定めるものであります。

続きまして、31ページからになります。4項目としましては、ごみ処理の基本計画を82ページにわたって記載しています。

こちらの項目では、ごみ処理の現状と課題、基本方針、将来目標、ごみ処理基本

計画について記載しております。平成27年度までの実績に基づき現状分析を行い、関係計画や人口ビジョンによる将来人口予測につき目標を定めております。

41ページには、ごみ処理の現状と課題であります。ごみ総排出量につきましては、平成24年度の2,800トン进行ピークにしまして、年々減少傾向にあります。平成27年度では2,551トンと収集ごみは年々減少傾向にありますが、直接搬入ごみについては増加傾向にあります。

また42ページにつきましては、全国、全道の比較を掲載しております。平成26年度の一人当たりのごみ排出量は、全国が947グラム、全道が995グラム、大空町は902グラムと低い状況であります。全国、全道の比較につきましては、国の値が出ていないために、平成26年度までの比較となっていることを御了解願います。

47ページから52ページについては、資源物の推移について記載しています。

資源物については、どの種類も増減は見られますけれども、ほぼ安定した量が排出されている状況にあります。

56ページは、ごみの焼却量であります。焼却量は年間900トンから1,000トンで推移しております。このうち9割前後の高い割合で減容処理がされ、ごみの埋め立て量の減容化に大きく貢献しています。

リサイクル率では、生ごみの堆肥化や17種類の分別の効果により全国、全道より高く、平成27年度で35.7パーセント、全国では20パーセント、全道では24パーセントになっていますが、本町は、非常に高いリサイクル率となっております。今後もこの高い率を継続することで、最終処分場の延命を目指していきます。

ページ74には、平成43年度の達成目標について記載しております。一人当たりのごみ排出量は、平成27年度の925グラムに對しまして、862グラム、リサイクル率につきましては平成27年度の35.7パーセントに對しまして、さらなるアップを含めて37パーセント以上としております。

最終処理場延命に向けまして、さらなる分別処理と災害時の多量の廃棄物を減容することが課題となっております。

79ページ目は、中間処理施設、焼却処理施設につきまして記載しております。

整備から年数を経過していることもあり、老朽化も言われることから、今後、安定的な処理をするために検討すること、それから施設の更新等の検討も必要になってまいります。

81ページには、新たな最終処分場の整備予定を期待しております。先ほど申しました、ごみの減量化は続けておりますけれども、このままの状況でいきますと、平成37年度には限界に達する想定となっております。

82ページ目は関連施策であります。こちらについては、災害時の大量発生に対する対応や広域処理一般廃棄物処理施設の整備につきましては、広域的な連携処理

について協議を継続すること、また不適正処理や不法投棄の防止など、町民や事業者への意識啓発と周知の徹底を図ってまいることを期待しております。

続きまして、ページの８４ページからなります。

こちらは生活排水処理基本計画を記載しております。ページの１０１ページまで続いております。生活排水処理の現状と課題であります。

こちらにつきましても平成２７年度までの実績をもとに現状分析を行っております。

８９ページであります。下水道普及率につきましては、８８％、下水道区域内人口に対しまして９９％の高い状況にあります。しかし、腐食等による劣化や中間処理施設であります網走市二見ヶ岡クリーンセンターの施設は、平成６年４月から稼働しております。こちらの施設の老朽化も懸念されるところであります。

生活排水処理の基本方針としましては、下水道整備事業の拡充、合併処理浄化槽の設置推進、し尿前処理施設の適切運転、管理の適正化を推進することとしております。

生活排水処理の将来予測につきましては、９６ページに記載をしております。

生活排水処理形態別人口におきましては、単独浄化槽人口が減少と汲み取りし尿人口が減少する予想となっております。平成２５年度の実績では、年間６０５キロリットル、平成２７年度は年間５８８．２キロリットルと推移しております。

生活排水処理基本計画につきましては、生活排水処理率は１００％を目標としまして、公共用水域の水質と自然環境の保全と快適で衛生的な住環境の確保に努めることとしております。

以上、一般廃棄物処理基本計画の計画概要につきまして、御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１８号 大空町一般廃棄物処理基本計画についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 大空町一般廃棄物処理基本計画については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第19号

◇議 長 日程第3 議案第19号 大空町町営住宅等長寿命化計画についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山本住民課長。

◇住民課長 議案書の241ページでございます。

「議案第19号 大空町町営住宅等長寿命化計画について

大空町町営住宅等長寿命化計画を別冊のとおり定めることについて、大空町議会基本条例第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成29年3月7日提出 大空町長 山下英二」

大空町長寿命化計画につきましては、二つの計画で一つになっています。

最初に配付されております大空町住生活基本計画につきまして御説明を申し上げますので、冊子の方を御覧願いたいと思います。

それでは大空町住生活基本計画の計画概要につきまして御説明を申し上げます。

開いていただきまして、1ページ、2ページ目でございます。

1序章であります。こちらには計画策定の背景、計画策定の目的、計画の位置付け、計画の対象と期間につきまして記載をしております。

この計画は、住生活基本法第15条の規定により策定された住生活基本計画及び同法第17条の規定により策定された北海道住生活基本計画を踏まえ、住民の地域生活の根幹となる住宅施策を総合的、体系的に推進すること目的として、平成23年度に策定した大空町住生活基本計画以降の現状分析、住民意向調査などを行い、5年毎に計画を策定するものであります。

この策定に当たりましては、策定委員会を28年9月16日、29年2月7日に開催しております。

また、パブリックコメントにつきましては、平成29年1月18日から2月16日におきまして行っておりますが、こちらの計画に関わる意見はありませんでした。続きまして、3ページからになります。

第1章としまして住宅に係る現状と課題につきまして記載しております。

こちらは33ページまでわたっております。

こちらの項目につきましては、自然環境の特性、人口、世帯の特性、既存住宅及

び新設住宅の特性、住生活に関わる既存の住民意向調査、上位計画、関連計画の概要、住生活に関わる課題につきまして記載しております。

内容は、大空町の自然や気象、人口、産業、住宅の動向、第2次大空町総合計画の策定において実施した住民意向調査から、住生活に関する内容について住生活基本計画など上位計画と関連計画、統計調査などから読み取った住環境に関する現状や意向調査結果などから、大空町における住生活に関わる課題を記述しております。

続いて、34ページからになります。

第2章としまして、住宅政策の方向であります。こちらの記載内容は、住宅施策の基本理念、住宅施策の基本目標であります。大空町総合計画の基本目標の一つであります豊かさ潤う生活のまちづくりを基本理念に、安全に安心して暮らせる住宅住環境の形成、住宅のセーフティーネットとしての町営住宅の供給、大空町の環境と調和した良質で省エネルギーな住宅ストックの形成、移住・定住促進に向けた住宅施策の充実と四つの住宅整備に関わる基本目標を設定しております。

続いて35ページから40ページであります。

第3章としまして計画のフレームの設定であります。こちらの項目は、将来人口の設定、住宅所有者関係別世帯数の設定であります。

平成37年度の将来人口としまして、大空町人口ビジョン及び総合戦略で掲げる目標人口と同等に6,800人と設定しております。

続きまして、41ページから49ページになります。

こちらは第4章計画の推進方針であります。住宅施策の展開方向、計画の推進体制の整備であります。内容は、住宅施策の基本目標の達成に向けて各施策の展開方向や、大空町の関連事業について記述をしております。

以上が大空町住生活基本計画の概要であります。

続きまして、大空町町営住宅長寿命化計画につきまして御説明申し上げます。

配付をされております大空町町営住宅長寿命化計画の方をお開き願いたいと思います。

大空町町営住宅長寿命化計画であります。

1ページ、2ページ目につきましては、序章であります。計画策定の背景、計画策定の目的、計画の位置づけ、計画の対象と期間であります。

この計画は、公営住宅等長寿命化計画に基づいた整備、維持管理及び効率的かつ円滑な更新を計画的に推進することとして、大空町が管理する町営住宅の長寿命化を図り、中長期的な視点に立ってコストの縮減と平準化を目指すため、また、人口動向を踏まえ、老朽化した町営住宅を適切かつ効率的に再整備するため、平成23年度に策定した計画から5年が経過することで、情勢の変化に対応するため策定するものであります。

3ページでございます。3ページから48ページにつきましては、第1章町営住

宅ストックの状況と課題を載せております。

項目としましては、町営住宅の状況、入居者の特性、居住者意向の調査であります。それから町営住宅に係る課題を記載しております。

こちらの内容としましては、大空町におきましては、現在475戸の町営住宅と42戸の特定公共賃貸住宅及び52戸の単身者住宅、あわせて569戸の町営住宅を管理しております。そのうち128戸が耐用年数を超過して、その中でも8戸については入居停止としております。

平成27年度に入居希望として応募のあった団地は、比較的新しい住戸については2倍を超えるような状況になっておりますが、建設年度の古い住戸の需要が薄れてきております。

町営住宅の住宅に対する意見を把握するため、居住者全世帯を対象にアンケート調査を行いました。約半数の世帯から回答いただきました。その中からは、同じ住宅に今後も住み続けたいという回答した方は、前回調査よりも10%ほど増加しておりますが、それに回答されたことは、建設年度の古い住宅に居住している方が多く年齢も比較的高い方となっております。

また、段差の解消や手すりの設置などで安心して住める住宅への移行希望している方も5%増加しております。

これらの調査の結果から高齢化等に対応した住宅の確保、低所得者への配慮、住宅の適正な維持管理、居住水準の向上、住環境の整備、多様な暮らしのニーズに対応する住宅の検討などが課題となっております。

続きまして、49ページからです。こちらは51ページにわたりまして、第2章町営住宅長寿命化に関する基本方針を記載しております。

項目は、基本目標、居住水準等の目標の設定、長寿命化に関する基本方針であります。

町営住宅は、公営住宅法第1条により住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または貸すことにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とされております。

また、住宅確保要配慮に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律の基本方針により、真に住宅に困窮する低所得者に対し、公平かつ的確な供給を図るとともに、他の公共賃貸住宅の供給や民間賃貸住宅への円滑な入居など、各種住宅施策と一体に推進することによって、良好な住宅市場の形成を促し、重層的かつ柔軟な住宅セーフティーネットを構築するという役割があります。

本計画は、住宅のセーフティーネットとしての町営住宅の供給を基本理念とし、少子高齢化に対応した町営住宅整備と住宅セーフティーネットの構築、適正な維持管理による既存ストックの有効活用、より良い居住水準を確保した住宅住環境の形成、多様な暮らしのニーズに対応する住宅の検討と四つの基本目標設定しております。

す。

また、長寿命化に関する基本方針をストック状態の把握及び日常的な維持管理、ライフサイクルコストの縮減としております。

続きまして、52ページからであります。

こちらは64ページにわたりまして、第3章長寿命化を図るべき町営住宅の選定について記載をしております。項目は町営住宅の管理戸数の推移で、ストック活用手法の考え方、長寿命化を図るべき町営住宅の選定方法、ストック活用手法の選定結果について記載しております。

計画期間最終年であります平成38年における町営住宅の管理戸数は、502戸としております。女満別地区が332戸、東藻琴地区が170戸を想定しております。

建替え、全面的改善、用途廃止、維持管理など、これらの手法の中から町営住宅のストック状況に応じた手法を活用し、その選定は公営住宅等長寿命化計画策定指針に従い、1次から3次判定を行っております。

1次判定結果としましては、全569戸の町営住宅のうち、327戸を維持管理、28戸を建替え、昭和49年から昭和63年度に建設された町営住宅を中心に110戸を用途廃止とし、98戸を継続判定としております。

2次判定結果としましては、維持管理、継続判定となった425戸の町営住宅について、居住性能が現在の生活洋式に合致することから、維持管理とし、建設年度からの経年に配慮して外壁改修としての長寿命化改修を実施します。

3次判定結果としましては、維持管理して行く町営住宅について必要な改善及び修繕を計画し、長寿命化改善を行うこととします。

続きまして、65ページであります。

こちらは67ページにわたりまして、第4章 建替事業の実施経過について記載をしております。項目では建替事業の実施方針、建替事業の実施プログラム、建替実施に向けた入居者への対応について記載をしております。

計画期間に中央さくら団地の建替を実施しますけれども、単年度の事業が突出しないよう配慮して設定しております。基本的には建設年度の古い団地から実施予定としておりますが、除却及び建替には入居者の実情に配慮するとともに、限られた財源の中で優先順位をつけていく必要があります。

建替実施に向けた入居者に対しましては、適切な時期に建設計画、移転料や傾斜家賃の制度など説明を行いまして、円滑な移転を促進します。

続きまして68ページからなります。

こちらは81ページにわたりまして、第5章として町営住宅長寿命化のための維持管理計画でございます。修繕事業、個別改善事業、長寿命化のための実施プログラムであります。

町営住宅の長寿命化を図るため、計画期間及び構想期間における建替事業を含めた具体的な整備計画を表に表しております。

続きまして、８３ページであります。

こちらは８４ページにわたりまして、第６章長寿命化型改善による効果を載せてあります。ライフサイクルコスト算出の基本的な考え方、ライフサイクルコストの算出及び縮減効果につきまして記載をしております。長寿命化型改善事業によりますライフサイクルコストの算出及び計画期間、及び構想期間において長寿命化型改善を行う住宅のライフサイクルコスト縮減効果額を算出してこちらに記載をしております。

以上、大空町営住宅長寿命化計画につきまして御説明申し上げました。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

６番 松田議員。

◇松田議員 先ほど、一般廃棄物処理基本計画が上程され、可決されました。

ただ今、大空町営住宅長寿命計画。今回この二つの計画の中で、私、考えるところがいろいろありました。

内容もさることながら、今回この上程に至った中でいろいろ課題があったのではないかと考えています。

今回初めてこの二つの計画は、議決案件ということで、私ども議会も慎重審議しなければならない立場にあります。ただもう一方、行政側もその取り扱いについては、慎重に取り扱ってもらわなければいけないということを考えさせられたところでは、というのも、この両方の計画あわせて、やっぱりこれは住民生活の向上につながるサービスの一旦だと思っています。その中で、今後いろんな計画が出てくるでしょうけども、慎重に今回の上程に至るまでの経過を踏まえて、今後、今回の課題を糧として取り組んでいただきたいと思います。

これは今回の計画を所管する担当だけではなく、全課いろいろ基本計画を持っていると思います。この取り扱いについても、今後、糧として計画の取り扱いについて考えていただければと思います。

以上、申し上げたいと思います。

◇議 長 副町長。

◇副町長 ただいま松田委員から質問がございました計画の策定に関わる反省を踏

まえていくということで、私から御答弁をさせていただきたいと思います。

特に今回の２件の計画につきましては、議員が申しましたように、町民生活に多大に関わる計画であるというようなことで、議会基本条例においても議決という重い計画だという位置付けになってございます。

冒頭、今回の計画策定に当たりましては、そのところ十分、行政側として踏まえた対応になっていたのかというところでは十分反省するところがございます。

まずもって、今回は、この審議に当たりますまでにいろんな議会として御配慮をいただきましたことに対して、心からお礼とお詫びを申し上げたいと思います。

これを踏まえまして、先ほど言われましたように今後、いろんな計画がまた新年度も考えられております。計画策定に当たっては、まずは、その計画の趣旨を十分に担当課、担当グループで協議をいただくとともに、特に今、自治基本条例においては、パブリックコメントを実施しておりますので、この中で私が考えておりますのは、当然意見を求めるということでございます。そういうことであれば、事前にそういう公表というものをすべきではないかなというふうに、私は今思ったところでございます。

そうしますと、いつパブリックコメントするかということも事前にお知らせをすることではないのかなというふうにも思っています。

また、審議をいただく議会に対しましても、予め策定に当たるスケジュールをお示しをするということも踏まえていきたいというように考えておりますので、私としては、事務のトップといたしまして、新年度からすぐ、今回の計画の策定に当たっての反省を踏まえて、改善できるところはどこがあるのか、またそのことをきちっと検証しながら、議会にも御説明をして、二度とこのような進め方のないように、対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 町長。

◇町 長 私からも考え方、進め方について考えるところがあったので申し上げます。

今回のこの案件につきましては、議会の議決をいただくというものでございますが、これ以外にも議決には至りませんけれども、さまざまな計画があります。

私は職員にこの計画もそうありますけれども、この計画を作ってどうするんだということをよく問い掛けます。計画ができたときに、それが完了ではなくて、その計画を持って町民の生活をどのように変えていくのか改善していくのか。そのことをこの中の計画にうたい込んでいかなければならないのではないかと、一里塚としての計画であると、そのように思っ尋ねたりすることがよくございます。

また、この計画をつくるに当たって、担当者が汗をかくことはもちろんでありますけれども、課の中全体が計画の内容、概要については承知をして、いろんな視点がその中に盛り込まれていなければならない。もっと言えば、行政が提案するわけでありますから、行政全体がこの計画の概要については承知をして、その他のものの整合性でありますとか、今町がどういった方向に向かっているのかということも承知していなければならないということではないかと常々職員に伝えております。

そういう視点を考えますと、この計画をひとつその１年度の中でつくるというスケジュール、時間管理というものをしっかりと、それぞれの時期にそれぞれ必要なことをしていかなければならないものと思ってございます。

例えば上司である者の考え方、町の基本姿勢がどこにあるか、今回この計画を作るに当たって、どういったところを重視しなければならないのか、そういった打ち合わせも必要であろうかと思えます。

また、議論がといひましようか、こういったものの骨格が出てきたときには、中間的に報告をする。それは上司にもそうでありますけれども、議会にもそういったものが必要ではないか。視点の中で抜け落ちているものがないか、途中でそういう御指摘をいただくという作業も必要になってこようかと思えます。

また、町民にパブリックコメントという形で意見を求める必要もありますし、役場の中のきちとした総意として提案をするためには、庁議にも図らなければなりません。さらに、議決を求める案件いなかにかかわらず、議会に対しても常任委員会等での説明も必要となる。それぞれにそれぞれの時間が掛ってまいります。また、ものによっては、関係する町民の方々の各種委員会にお諮りをするという性格のものもあろうかと思えます。そういった一連の流れを職員、その課、また、先ほど言いました役場職員全体が意識をして、それぞれの時間軸をもとにお諮りをして、それぞれ一つずつ積み重ねていかなければ、最終的な計画とはなり得ないと、そのように思っております。

そういった重要なものであるという視点が今回に限らず、今年度行ったさまざまな計画の中で、抜け落ちている点があったと、私もそのように思っております。

私はもちろん、職員もこのことは重く受けとめていかなければならない、そのように感じております。

先ほど、副町長は新年度からと、そのように申しましたけれども、私の気持ちとしては、今回のこの議会から、こういったことは職員にしっかりと受けとめてもらいながら改善を図ると、そういう姿勢でなければいけないのではないかと、そのように私自身も考えているところでございます。

今回、さまざまな御意見をちょうだいいたしました。一つ一つ非常に重たい意見であると、そのように受けとめまして、職員共々この改善に当たっていく考えでござ

ざいます。

以上、私からの思いといいたしうか、考え方などについて、御答弁といいたしうか、お話をさせていたきました。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第19号 大空町町営住宅等長寿命化計画についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって議案第19号 大空町町営住宅等長寿命化計画については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第20号

◇議 長 日程第4 議案第20号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

◇議 長 質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第20号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第 21 号

◇議 長 日程第 5 議案第 21 号 大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

◇議 長 質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声御あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 21 号 大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号 大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 22 号から日程第 13 議案第 29 号

◇議 長 日程第 6 議案第 22 号 平成 29 年度大空町一般会計予算から日程第 13 議案第 29 号 平成 29 年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの 8 件を一括議題とします。

本案について、予算審査特別委員会の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 深川昇議員。

◇予算審査特別委員長 予算審査特別委員会における審査結果について報告いたします

す。

本委員会に付託されました事件は、議案第２２号 平成２９年度大空町一般会計予算、議案第２３号 平成２９年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第２４号 平成２９年度大空町後期高齢者医療特別会計予算、議案第２５号 平成２９年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算、議案第２６号 平成２９年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算、議案第２７号 平成２９年度大空町簡易水道事業特別会計予算、議案第２８号 平成２９年度大空町下水道事業勘定特別会計予算、議案第２９号 平成２９年度大空町個別排水処理事業特別会計予算の８事件であります。

平成２９年３月７日の平成２９年第１回大空町議会定例会で設置されました本委員会に付託されました事件は、今後の大空町の方角性に関わる重要な内容であることから３月９日、１０日、１３日に委員会を開催し、説明員の出席を求めて、その内容等を慎重に審議いたしました。

その結果、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、本委員会に付託されました８事件は、全て原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました事件の審査結果を申し上げ、大空町議会会議規則第７７条の規定による報告といたします。

◇議 長 別に発言もないようですので、これから採決します。

お諮りします。議案第２２号 平成２９年度大空町一般会計予算から議案第２９号 平成２９年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの８件を一括して採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声御あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２２号から議案第２９号までの８件を一括して採決することに決定しました。

議案第２２号から議案第２９号までの８件に対する予算審査特別委員会の審査報告は、いずれも原案可決です。

議案第２２号から議案第２９号までの８件は、予算審査特別委員会審査報告のとおり原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２２号 平成２９年度大空町一般会計予算から議案第２９号 平成２９年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの８件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１４ 発議第１号

◇議 長 日程第１４ 発議第１号 大空町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

８番 松岡克美議員。

◇松岡議員 議会側議案書、１ページを御覧いただきたいと思います。

「発議第１号 大空町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例制定について
このことについて、大空町議会会議規則第１４条の規定により別紙のとおり提出する。

平成２９年３月１４日提出 提案者 大空町議会議員松岡、松田、齊藤、品田、沢出」の各議員であります。

３ページを御覧いただきたいと思います。

議員は、非常勤特別職であることから、勤務時間や休日の定義はありません。したがって欠勤という考え方が存在しないことから、一般の会社員や自治体の職員が、長期に欠勤した場合などのように、減給の対象とはなりません。しかし、支給される報酬も財源は、町民から預かる税金であり、近年では住民感情も考慮し、公務による傷病などを除く、長期の欠席の場合、報酬の無支給や減額の規定を設ける議会も少なくありません。なお、報酬の返上は、公職選挙法違反となるため報酬の減額については、条例がないとできないこととなっております。

このような状況に鑑みて、議員の職責及び議会への住民の信頼維持をするため、大空町議会議員が傷病その他の事由により長期間にわたり町議会議員として、職責を果たすことができない場合、または住民の信頼に反する行為をした場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の特例を定めようとするものであります。

第１条は、趣旨であります。

第２条は、用語の定義。

第３条から第５条では、議員報酬の減額を規定し、第３条第１項で町議会の会議等を欠席した日から町議会の会議等に出席した日の前日までの日数が、９０日を超えるときは、日数に応じ１００分の３０から１００分の５０を減額するとしております。

第２項で９０日を超える日の属する月の翌月から減額することとし、超える日が月の初日であるときは、その月から減額することとしております。

４ページであります。

第３項では、１８０日を超えるとき、３６５日を超える減額割合が変わるときは

日割りで減額することとしております。

第4条は、期末手当の減額であります。

第1項で、基準日の前3カ月以内の期間で減額された月があるときは、期末手当の額を減額することとし、第2項で減額割合が異なる場合は、高い方の減額割合を適用することとしております。

第5条は、適用除外として、公務上の災害等、出産、その他、議長が定め定める場合としております。

第6条から第12条までは、議員報酬の支給停止に関する事項を規定しております。

第6条は、議員報酬の支給停止として、議員が刑事事件の被疑者等として、身体を拘束された日から当該処分を解かれる日まで、日割りにより議員報酬の支給を停止することとしております。

第7条は、期末手当の停止であります。

基準日の前6カ月以内の期間において、議員報酬の支給を停止され、継続しているとき、または判決が確定していないときは、期末手当の支給を停止することとしております。

第8条は、停止されていた議員報酬及び期末手当の支給であります。無罪判決等が確定したときは、支給することとしております。

8ページ、第9条は、議員報酬不支給についてであります。第1項で、有罪判決が確定したときは、停止された議員報酬は支給しないこととし、第2項で刑事施設に収容されたときは、その処分が終了する日まで支給しないこととしております。

第10条は、期末手当の不支給として、基準日の前6カ月以内の期間において委員報酬を支給しないこととされた月があるときは、当該期末手当は支給しないこととしております。

第11条で日割り計算方法は、当該月に支給すべき議員報酬をその月の現日数で除した額といたします。

第12条で前任期中の減額、停止及び不支給も効力は、新任期に及ばないこととしております。

第13条で疑義の決定は、第1項で議長が決定することとし、第2項で議会運営委員会の意見を尊重しなければならないとしております。

第14条は、その他必要な事項は、議長が別に定めるとしております。

この条例は、平成29年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 大空町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 大空町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 発議第2号

◇議 長 日程第15 発議第2号 議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期、日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第16 発議第3号

◇議 長 日程第16 発議第3号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第１７ 発議第４号

◇議 長 日程第１７ 発議第４号 懸案事項促進のための議員派遣についてを議題とします。

平成２９年度中の懸案事項促進のため、派遣用務の選択、派遣議員の氏名・人員・派遣期間及び用務地等について、その都度、議長において検討の上決定し、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。発議第４号は、そのように決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、懸案事項促進のための議員派遣については、そのように決定しました。

◎日程第１８ 報告第１号

◇議 長 日程第１８ 報告第１号 平成２８年度定期監査結果報告についてを議題とします。

監査委員から、平成２８年度定期監査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第１号 平成２８年度定期監査報告について御報告いたします。

平成２８年度の定期監査につきましては、平成２９年２月８日から２月２３日まで、後藤監査委員とともに審査を実施いたしました。

今回御報告いたします定期監査については、地方自治法第１９９条第４項の規定に基づく監査であり、平成２８年度委託契約５０万円以上の契約事務、及び委託料の支出について監査を実施いたしました。

本年度の定期監査の実施に当たりましては、所管部署から委託契約関係書類及び委託料の支出関係書類の提出を求め、担当者から適時説明を聴取し、契約の方法は適法であるか、特に指名競争入札、随意契約による場合、その理由は適切に付され

ているか、委託料の支出精算報告は、委託契約書どおりに適正に行われているかに主眼を置いて監査を実施いたしました。

監査の結果、お手元に配付の資料に記載のとおり、当該事務に関して、概ね適正に事務が執行されているものと認められました。

なお、契約事務及び支出方法について改善が必要な事例やその他事務処理上留意すべき事項については、所管部署へ意見として、申し伝えたところであります。

以上、平成２８年度定期監査結果の報告とさせていただきます。

◇議 長 これで平成２８年度定期監査結果報告については終わります。

◎日程第１９ 報告第２号

◇議 長 日程第１９ 報告第２号 例月出納検査結果報告についてを議題とします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第２号 例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第２３５条の２第３項の規定により報告を申し上げます。

検査の対象となった月は、平成２８年１１月分から平成２９年１月分までであります。検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。

例月出納検査を実施いたしました時期は、１１月分につきましては１２月２６日、１２月分につきましては１月２０日、１月分につきましては２月２０日に後藤監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり相違ありません。また、現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め、監査結果の報告と致します。

◇議 長 これで例月出納検査結果報告については、終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

山下町長から発言があれば許します。

山下町長。

◇町 長 平成２９年第１回大空町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げたいと思います。

今般は、さまざまな御審議、そして議決をいただいた案件も多数ございました。

とりわけ、平成29年度大空町における各会計予算につきまして、慎重なる御審議を賜り、またさまざまな御指摘もいただく中で御決定をいただいたことに、この場を借りて、改めてお礼を申すところでございます。

3月7日に開会をいたしまして、今日3月14日でございます。あと1週間もしないうちに地域振興施設が完成をすところでございます。

早かったような短かったような、また長かったような気もいたしております。

初めてこの地域振興施設、こういったことを東藻琴の市街地で考えるとしたらどうだろうか、職員に話をし、そのための計画の構想を練るための予算を提案させていただいたのが、平成21年の秋であったかと思います。12月の議会ではなかったかと、そのように記憶をしてございます。

それからいろいろな町民議論をいただいて、完成が間近などがこの平成29年の春、随分掛ったなど、そんな印象を強く持っております。

この議会の中の質疑の中で、一般質問をいただいた施策が、その翌年度実施され、効果も上がっていると、対応についてスピーディーだったと、そんな御評価をいただいたものもございましたけれども、行政の歩みというものは、いつもなかなか遅くて進まないものだ、最近つくづく感じております。

女満別小学校建替えしたいと、そんなことを私が言い始めましたのは、平成15年、当時女満別町でありましたときの選挙戦からでございます。しかし、校舎が立ち上がりましたのは、平成22年でございます。

今回といいましょうか、この年度、広域穀類乾燥調整貯蔵施設、晴れて発注することができました。契約を結んだところでございます。しかしこの構想も私の中では、平成22年程度からいろいろと考えてきたところであります。そんな中において、管内の農協連といろいろな協議を推し進めながら、今般に至ったものでございます。

まだ実現はしておりませんが、東藻琴の特別養護老人ホーム、是非とも増床したいと、当時の東藻琴福祉会の理事長から要請を受けましたのは、平成18年、合併間もないころでございました。やっと29年度、本体の増床に係る予算のお認めをいただいたところでございます。

また、一般質問でもありました将来の高校のあり方、合併間もない平成18年の12月に一般質問をいただいた折、町長、2頭追うものは1頭も得ず、そういう言葉もある。将来の高校のあり方について十分検討していくべきだと、そんな御質問をいただいたところでございます。そのときの私の答弁は、今ある女満別高校、東藻琴高校、その魅力を最大限に高めながら、生徒数を確保することです。

その当時は、そう答えておりましたが、一方で職員には議員の言われていることはもっともである。将来の大空町としての高校のあり方を町民議論を喚起しながら進めてほしいと、そのことを申し上げて早や10年であります。やっとこの

議論が煮詰まってまいりまして、大詰めを迎えているところであります。

そのように、時間が掛っても進んできたものもありますけれども、挫折を繰り返してきたものもございます。

認定子ども園、今回、構想の予算を認めていただいたところでありますけれども、もっと言えば、豊住校の統合のときに、その校舎を活用して認定こども園的なスタートを切れないだろうか、そんなことを思っているいろいろ御議論をいたしましたけれども、町民議論は盛り上がりず、なかなか賛意を得られなかった経過もございます。

また、外郭団体の賃金の見直し、これも私が女満別町時代から各団体にいろいろな機会を捉えながらお願いをしてきたところでありますけれども、なかなか進んでおりません。やっと新年度において一部の団体から、そういうことを進めたいということで、支援する形で、そのコンサル料などを予算化させていただいたところでございます。

このほかにも、いろいろな思いや構想計画もありますけれども、なかなか実現していないものが多くございます。

団体の統合でありますとか、新しい制度、また施設の整備は、たくさんたくさんございます。行政の歩みというものは、本当に遅々として遅いものだなと感じているところでありますけれども、諦めてしまつては、おしまいだと常々思っております。舵を切り、そして漕ぎ出さなければ目標に到達をしないということだと思えます。

物事を進めるには、財政の課題もございます。また、町民や議会の御理解もいただかなければなりません。しかしその発端をつくるのは、私は職員ではないか。行政に身を置いている者ではないかと、そのように思います。職員がその気になって取り組みを行わなければ、全くスタートを切れない、動き出さないというものでございます。その職員のやる気、資質の向上というものが大切であろうと、改めて感じたところでございます。施設や制度というものは形となって見えてまいりますけれども、その職員の資質というものについては、なかなか見えづらいものであると、そのように思っております。

今回の議会の中の御質疑や御質問からもいろいろな御指摘をちょうだいしたところでございます。先ほども言いました新年度というよりは、今からこの職員の資質を向上する、職員教育を徹底するということに取り組んでまいりたいと、改めてこの議会の中で強く強く感じたところであります。

実質的な資質の向上はもとより、管理体制、そして組織のあり方、そういったものをもう一度見詰め直して、町民のために働ける組織づくりに努力をしてまいりたい、この定例会の中で考えさせられた一番大きなことでございました。

このことをこの場を借りて皆様にお約束をいたしまして、この定例会に当たってさまざまな御審議御指導いただきましたことのお礼に返ささせていただきたいと存じ

ます。誠にありがとうございました。

◇議 長 これで平成２９年第１回大空町議会定例会を閉会します。大変お疲れさまでした。

(閉会 午前１１時０９分)